

平成30年第3回山田町議会定例会会議録（第1日）						
招集告示日	平成30年 8月31日					
招集年月日	平成30年 9月 5日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成30年 9月 5日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	散会	平成30年 9月 5日午後 2時19分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員  出席 13名 欠席 0名 欠員 1名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	阿部 幸一	○	8	関 清貴	○
	2			9	阿部 吉衛	○
	3	佐藤 克典	○	10	坂本 正	○
	4	黒沢 一成	○	11	菊地 光明	○
	5	田老 賢也	○	12	山崎 泰昌	○
	6	木村 洋子	○	13	吉川 淑子	○
	7	尾形 英明	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	6番 木村 洋子		7番 尾形 英明		8番 関 清貴	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	福士 雅子		書記	齋藤 絢介	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名  凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	長寿福祉課長	菊池 ひろみ	○
	副町長	甲斐谷 義昭	○	健康子ども課長	野口 伸	○
	副町長	吉田 雅之	○	建設課長	昆 健祐	○
	技監	香木 和義	○	建築住宅課長	芳賀 道行	○
	総務課長	佐々木 真悟	○	建築住宅課主幹	佐々木 政勝	○
	総務課主幹	倉本 收郎	○	上下水道課長	後藤 清悦	○
	財政課長	古舘 隆	○	消防防災課長	中村 光宏	○
	復興企画課長	甲斐谷 芳一	○	教育長	佐々木 茂人	○
	会計管理者兼 税務課長	白土 靖行	○	教育次長	箱山 智美	○
	農林課長	川口 徹也	○	生涯学習課長	中屋 佳信	○
	水産商工課長	武藤 嘉宜	○			
	町民課長	川守田 正人	○			
	議事日程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					



平成30年第3回山田町議会定例会議事日程

(第1日)

平成30年 9月 5日(水) 午前10時開会

- ・開 会
- ・諸般の報告
- ・行政報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 一般質問



平成30年 9月 5日

平成30年第3回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長(昆 暉雄)

定刻になりましたので、平成30年第3回山田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、本会期中において、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

○

○議長(昆 暉雄)

これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長(昆 暉雄)

諸般の報告を行います。

議会閉会中の動き及び例月出納検査報告等、一般質問、宮古地区広域行政組合議会会議結果報告、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会会議結果報告、岩手県後期高齢者医療広域連合議会会議結果報告、町長提出議案の受理についてはお手元に配付した報告書のとおりでございますので、ご了承願います。

続いて、行政報告を行います。

町長。

○町長(佐藤信逸)

行政報告をする前に、昨夜の台風21号、今被害状況を調査中ですが、陸上のほうにおいてはさほどの被害はなかったのではなかろうかと一安心しているところでございます。一方、海のほう、海の中ということもございますので、今調査中ということで、被害がなければということを考えているところでございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。平成30年第2回山田町議会定例会以降の動向について、次のとおり報告します。平成30年9月5日、山田町長、佐藤信逸。

行政報告書、事業関係。1、ふる里山田同郷の会総会。期日、平成30年6月17日日曜日。場所、東京都、東京ガーデンパレス。参加者、205人。主催、ふる里山田同郷の会。町関係出席者、私ほかでございます。議会関係出席者、昆議長。担当課、水産商工課。

2、山田パドルフェス。期日、平成30年7月22日日曜日。場所、浦の浜海水浴場。参加者、約500人。主催、山田町、山田町観光協会。内容、マリンスポーツ体験会、シーカヤックレース、オランダ島上陸体験。担当課、水産商工課。

3、バーベキューフェス。期日、平成30年8月5日日曜日。場所、浦の浜海水浴場。参加者、約100人。主催、山田町、山田町観光協会。内容、山田型バーベキュー講座、小学生対象イベント。担当課、水産商工課。

4、平成30年度山田町戦没者追悼式。期日、平成30年8月18日土曜日。場所、山田町中央公民館大ホール。参加者、約200人。主催、山田町、山田町戦没者遺族連合会。町関係出席者、私ほかでございます。議会関係出席者、昆議長ほかでございます。担当課、長寿福祉課。

5、いのちを守る森づくり植樹祭 in 山田町2018。期日、平成30年8月25日土曜日。場所、田の浜地区津波防災緑地。参加者、約330人。主催、山田町。共催、公益財団法人鎮守の森のプロジェクト。町関係出席者、私ほかでございます。議会関係出席者、昆議長ほかでございます。担当課、復興企画課。

行政報告書、要望関係。1、要望期日、平成30年8月9日木曜日。

2、要望先、自由民主党岩手県支部連合会、会長、千葉伝、政調会長、福井誠司。応対者、幹事長、岩崎友一、政調会長、福井誠司、財務委員長、佐々木茂光、幹事長代理、城内愛彦、政調会長代理、神崎浩之、副幹事長、佐々木宣和。

3、出席者、山田町、甲斐谷副町長、吉田副町長、香木技監、佐々木総務課長、甲斐谷復興企画課長。

4、要望事項、(1)、秋サケの資源回復について、(2)、防潮堤及び水門の早期完成について、(3)、町内二級河川の維持管理について、(4)、県立山田病院の診療体制の充実について。

5、回答、今回いただいた要望事項については県、国への要望、また議会活動等を通じて、その実現に向け努力してまいります。

行政報告書、要望関係。1、要望期日、平成30年8月10日金曜日。

2、要望先、岩手県知事、達増拓也。応対者、石川沿岸広域振興局長、宮副局長兼経営企画部長、小畑副局長、吉田宮古地域振興センター所長、中山宮古地域振興センター県税室長、田名場宮古保健所所長、後藤宮古保健福祉環境センター所長、佐々木宮古農林振興センター所長、西島宮古農林振興センター林務室長、畠山宮古農業改良普及センター所長、稲荷森宮古水産振興センター所長、上澤宮古土木センター所長。

3、出席者、(1)、山田町、佐藤町長、甲斐谷副町長、吉田副町長、香木技監、佐々木総務課長、甲斐谷復興企画課長、武藤水産商工課長、野口健康子ども課長、昆建設課長。(2)、山田町議会、昆議長、吉川副議長、山崎総務教育常任委員長、尾形産業建設民生常任委員長、阿部議会運営委員長。

4、要望事項と回答。(1)、秋サケの資源回復について。秋サケの不漁は放流直後からオホーツク

海に至るまでの稚魚の減耗に加え、地球温暖化等による影響も減少要因の一つと考えており、今年度からは高水温でも回帰できる北上川水系のサケに注目し、その特性を利用した新たなサケ資源の造成を検討していく。県としては引き続き調査、研究、指導を行うとともに、稚魚減耗要因のより効率的な調査実施を国に要望していく。

(2)、防潮堤及び水門の早期完成について。被災した防潮堤や新たに整備が必要な区間の防潮堤については、全ての地区で復旧整備を進めているところであり、工程管理に万全を期し、引き続き早期完成を目指し取り組んでいきたい。大沢川、関口川、織笠川の河口部で進めている水門工事については、現在水門本体の工事を進めており、早期完成に向けて工事を進めていきたい。

(3)、町内二級河川の維持管理について。関口川については、昨年度北っ子橋上流において河道掘削及び立木の除去を行っており、今年度は引き続き下流部も治水対策を進めていく。織笠川については、根井沢橋上流の河道掘削及び立木除伐を6月までに終えたところであり、津軽石川等についても引き続き現地の状況を確認しながら堆積物の撤去や立木の伐採などを行い、適切な河川の管理に努めていきたい。

(4)、県立山田病院の診療体制の充実について。常勤医師については、内科医師の配置を維持し、その他の診療科目については診療体制の維持に取り組んでいく。外科及び整形外科の常勤医師の配置は、医師の絶対数が不足しており非常に厳しいが、リハビリテーション体制については山田病院への応援体制を強化するため、宮古病院の理学療法士を1名増員している。入院機能については、常勤医師の確保に加え、他の県立病院などからの診療応援などにより、必要な診療体制の確保に取り組んでいく。

行政報告書、防災関係。1、災害警戒本部設置。波浪警報、台風第13号。設置期間、平成30年8月8日水曜日21時19分設置、翌々日の10日金曜日4時30分廃止。従事者、消防団員、災害警戒本部職員。被害、被害なし。

○議長（昆 暉雄）

以上で諸般の報告及び行政報告を終わります。

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、6番木村洋子さん、7番尾形英明君、8番関清貴君、以上3名を指名します。

○議長（昆 暉雄）

日程第2、会期の決定をお諮りします。

お手元に配付の日程表のとおり、本定例会の会期は本日9月5日から9月12日までの8日間にした  
いと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月12日までの8日に決定しました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第3、一般質問を行います。

通告順に質問を許可します。なお、本定例会の質問時間は山田町議会先例74により20分であることを申し添えます。

それでは、11番菊地光明君の質問を許します。11番。

○11番菊地光明議員

11番、新生会、菊地光明、通告により壇上より質問します。

1つ目、集会所について。現在ある集会所の中には建築から時間がたち、集会所及び避難所として対応できない施設が見受けられる。特にもふるさとセンターについて雨漏りなどで避難所としての対応ができていないのが現状である。その改善のために大規模改修をするのか、または新規に改築するのか、年度別に詳しく示してください。

2つ目、避難所について。現在避難所として指定している集会所及び消防屯所などは何カ所あるのか。そのうち屋内で避難生活が可能で施設は何カ所あるのか。避難生活ができない施設についての整備計画はどうなっているのか、詳しく示してください。

3つ目、消防屯所について。震災で被災した屯所の整備も終了し、今後は既存の屯所の改築に取りかかると思う。特にも避難所として指定している屯所の改築は急務と考えるが、改築計画について詳しく示してください。大沢地区を初めとして被災した屯所の新設場所について、駐車場のあり方がアンバランスに見えるが、何を基準に設置したのか詳しく示してください。

4つ目、水門整備について。神倉川水門の整備計画について詳しく示せ。特にも整備年度、位置、それに伴う重要河川の整備計画などを詳しく示してください。

5つ目、電柱について。新開地1号線の側溝工事等が終了し、道幅が広くなり、交通等便利になったが、依然として電柱がそのままあります。移転計画はあるのか、詳しく示してください。

6つ目、街灯について。海蔵寺の裏から高台道路までの間に街灯が必要と思うが、設置計画はあるのか詳しく示してください。

以上、壇上よりの質問を終わります。再質問は自席より行います。

○議長(昆 暉雄)



答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

菊地光明議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

1点目の集会所についてお答えします。ふるさとセンターの雨漏りについては以前よりさまざまな補修工事を施してきましたが、問題解決に至らず、利用者の皆様へ不便をかけているところがございます。当センターは建築後37年が経過しており、大規模改修や建てかえの時期となっているとともに、避難所としての機能強化等も考慮しなければならないことから、将来的な構想も含め、建てかえ、統廃合または長寿命化等を検討してまいりたい。

2点目の避難所についてお答えします。現在町が指定している避難所は35カ所で、保育園、学校などが17カ所、コミュニティセンターなどの集施設が17カ所、消防屯所が1カ所となっております。各地区の拠点となる避難所及び各支部には毛布、水、ストーブ等を備蓄した防災倉庫を設置し、各避難所の開設に備えております。

3点目の消防屯所についてお答えします。消防屯所の改築については、第6分団消防屯所の完成で被災した消防屯所の整備は完了しております。既存の消防屯所の整備については、総合計画の後期計画策定において検討してまいります。また、駐車場のあり方についてですが、消防屯所とホース乾燥棟を除いた残りの部分を駐車場として活用しておりますが、設置については交通の便、分団の要望等を考慮し、総合的に判断したものであります。

4点目の水門整備についてお答えします。県の防潮堤災害復旧工事による神倉川水門の整備は平成30年度から31年度までに行われることとなっており、位置については現在の水門の位置から約15メートル東側となります。新設する排水ボックスは、内空幅4メートル、高さ2.1メートルの二連構造で、現在の水門の約2倍の排水断面となります。なお、現時点で県の水門整備に伴った町の準用河川の整備計画はありません。

5点目の電柱についてお答えします。田の浜新開地1号線の側溝整備工事等については、ことし5月に完了しております。ご指摘の同路線上の支障となる電柱については防災緑地内に移設することとし、移設補償費を本会議でご審議いただく補正予算案に計上しております。

6点目の街灯についてお答えします。海蔵寺の裏から高台道路までの前須賀北側線の街灯については、道路沿いのN T T柱に添架することとしており、本年度内に設置する予定であります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。11番。

○11番菊地光明議員

5点目と6点目につきましてはわかりました。特にも今回のように迅速に対応していただいたことに感謝申し上げます。行政マンとしてこうあるべき姿だなと感心しました。ありがとうございます。

では、最初に戻りまして、1点目からいきたいと思いますが、集会所につきまして答弁書で将来的

な構想も含め、建てかえ、統廃合または長寿命化等を検討してまいりますというのですが、統廃合というのはどういう考えで、どことどこを統廃合するのか、まず教えてください。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

総合計画の部類に入りますので、私のほうからご答弁させていただきます。

統廃合、今議員おっしゃるとおりどことどこというのはまだ決定をなされているわけではありませんが、少子高齢化を迎える中で住民の利便性とか効率性等を考えた場合、どのような形が理想的かという議論を始めていかなければならないという意味で、統廃合があると。それから、その中で建てかえをして規模縮小、あるいは現在の施設を長寿命化工事を行って長く使うと、さまざまな選択肢があるかと思いますが、それらを将来的な構想も含めて検討をしなければならないという認識でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

将来的なことで検討をするのはわかるのですが、要は急がなければならないことが雨漏り対策なのです。この雨漏り対策は将来ではなく今現在起きていることなので、その対応をどうするのかということを知りたいのです。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

議員おっしゃっていることはそのとおりでございます。担当課のほうもそういう認識は持っておりまして、何回か工事を行っているというのも事実でございます。雨漏りについては、もう一度現場等々を精査しまして対応していきたいと思っております。ただ、この対応が大きな予算になればちょっと厳しいのかなというのがありますので、まずはどの部分にどのような補修工事をすればいいのかというのを検討させていただきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。ですから、今の状態で雨漏りを直すのにも何千万もかかるという経費はわかっていますので、ここの答弁書にもあるように将来的構想、端的に言えば建てかえ、もう築37年経過していますので、長寿命化を図るといえば多分にコンクリート製でしたので、建てかえする以上に長寿命化はかかるのではないかなと。やはりあそこに設置するという事は、津波も大事でしょうけれども、日

常に海からの風で横殴りの雨が入ってくるので、皆さんが困っていると。ですから、これは早急にしなければならないので、将来的な構想ではなく、例えば今現在で直すとしたら、であれば幾らぐらい予算が必要になるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

ふるさとセンターの雨漏りにつきましては、先ほど答弁にもございましたが、今まで何度か補修を行っております。議員さんおっしゃるとおり立地条件もありますし、ちょっと建物の構造もあって、大雨で風が吹き込むような場合は建物内に雨漏りが見られるということです。特に昨年の台風18号の際は雨漏りがひどかったということで、生涯学習課のほうで一応概算ではありますけれども、概算設計で見積もりをとっております。金額は何千万という格好ですけれども、その際は建物全体を見ての金額でございましたので、これからの協議になります。雨漏りの部分については具体的に精査をして、検討という形になるかと思えます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。ですから、お金が大変かかるというのはわかるのです。ですから、かかるのであれば、やはり統廃合とか長寿命化などを考えないで建てかえて、特に大沢地区にはいろんな集会所がありますので、今の集会所が避難所としてふるさとセンターがいいのはわかるのですけれども、それ相応に見合った計画を再度すべきではないかなと思うのですが、その辺の考えはないのですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

確かに議員おっしゃるとおり、修繕に何千万かかるのであれば新しく建てたほうがいいのではないかと、それも視野に入っています、おっしゃるとおり。今のふるさとセンターの規模を縮小してもいいと地元がおっしゃるのであれば、今の建物を縮小して建てかえという選択肢もあるという、これは答弁でございます。ただ、全体的な配置とかを考えなければいけないので、検討させていただきますということでございます。

それから、今議論をしております小中学校の統合、これが進んでまいりますと小学校があくということになります。そのあいた小学校をどう活用していくのかということのも大きな課題になってまいりますので、それと並行して検討ができるのではないかなと、現時点ではそう考えております。ですので、さまざまな選択肢があるということでこのような答弁とさせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。であれば、小学校の統廃合とのかかわりもあるというのであれば、検討期間というのは何年まで検討するのかを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

毎回同じ答弁になって申しわけないのですが、今本町は復興事業の完遂に向けて最後の仕上げをしている段階でございます。それから、総合計画の前期計画が32年度までという中で、その遂行をしていかなければならないという状況でございますので、現時点で言えるのは後期計画で事業化できればいいなということになるかと思っておりますので、現時点では後期計画ということでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。では、今の答弁を素直に受けとめて、後期計画で事業化という確認でよろしいですね……まだ何か答弁することありますか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

私の答弁は後期計画に上げるということではございませんので、くれぐれもご理解をいただきたいと思っております。後期計画で策定の折に検討すると、その折には議員おっしゃるとおり状況も熟知いたしますし、補修よりも建てかえだろうというご意見も承りました。小学校の統合もありますので、それらを全て勘案をして検討し、後期計画にのせれるかどうかというのも検討したいという意味でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であれば、大沢小学校の利活用につきましてはこの際外してもらいたい。多分に大沢小学校というのは建築後37年以上経過しているはずです。ふるさとセンターよりも記憶だと古いのではないかなど。あっちを直すのは、より以上にかかると思います。ですから、大沢小学校は除いて、やはり後期計画で。今は集会所につきましては建てた時点でもう適化法もクリアしているのでしょうか。それに、今回織笠地区にどういう集会所をつくるのかわかりませんが、人口的な関係からいったら織笠地区

とか田の浜地区のような、前にあったものの大体半分近くになっているはずなのですが、それらも勘案して、33年度以降の早い時期に、32年度中に後期計画はできるでしょうから、そのときよろしくお願ひします。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

ありがとうございます。議員確かにおっしゃるとおりなのです。そういう意味でも検討しなければいけないということもありますし、毎度同じ回答で申しわけないのですが、その際には財源の問題、織笠のコミュニティセンターは国の100%の予算をいただいて今からつくろうとしております。そういった財源の問題が次にはあるということをぜひご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。財源なしで物事はできないので、それはそのとおりです。でも、田の浜は一般財源ゼロです。それは皆さんがやる気があるかないかのことでいきますので、みんな必死になって頑張れば探せるのではないかなと思ひますので、これについてはわかりましたので。

次の2番目の避難所につきまして、これを見ますと消防団の屯所が1カ所になっているのですが、これはどこが指定されているのですか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

この1カ所は、田の浜の第2分団の屯所でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

保育園、学校などもあるのです。大体コミュニティセンターなどがあるのですが、これ見ますと各地区の拠点となる避難所及び各支部には毛布、水、ストーブ等を備えて、開設に備えておりますということ。これらにつきまして問題は、一番困るのが田の浜の集会所は指定されていないのです。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

田の浜の集会所については津波、高潮関係の避難所として指定はしておりますが、土砂災害、大雨関係については指定はしておりません。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

そこで、よく大雨やなんかのとき、放送になったときは田の浜地区の場合は屯所に避難してくださいという放送がなるのです。何で集会所が、不便なためか、何のために雨の場合の避難所に指定されていないのかを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本収郎）

この集会所について、いわゆる土砂災害のハザードマップと照らし合わせて内部で検討した結果、屯所もイエロー、警戒区域には入っております。田の浜のコミセンについても同じくイエロー、警戒区域ではございますが、前の急傾斜区域、レッドゾーンが近いということと、土石流の部分が、川の部分、レッドゾーンが近いということは、より安全にという考え方で、少しの距離ではございますけれども、そういう意味で屯所に指定をしたということでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

ちょっとしたところで、屯所の前も本来であれば川なのですよね。一番危険なはずなのです、集会所より。そこを指定したと。指定したところに避難してくるのに、皆さん歩いてこなければならぬという。あそこには駐車場もないし、当然のごとく目の前は消防団の消防車が入りやすいところですが、通常災害のときは出入りがすごく激しいと、そういうところに歩いて避難してくださいというのにはちょっと無理があるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本収郎）

当初はあらゆることに気を配ってというか、まず命を守るということで、変更というよりは指定をしたという形になりますが、その後いろいろ支部会議とか支部長会議等々、事あるごとにこの避難所についてはやはり考えるべきではないかという意見は出ております。というのは、屯所を使うというのがまず1つ、屯所も消防が活動する拠点ではございますので、その支障になってはうまくないのではないかと、また避難してくる方々が屯所だから遠慮してくるのではないかと、あとは先ほど議員さんおっしゃったとおり駐車場がないと。この問題をどうしようかということで、今考えております。前の急傾斜の部分が工事が入って、もう少しで完成になるのですかね。あその部分が解消されるということと、あとは船越小学校に土砂災害、大雨の場合は車で行ける、もしくは散歩している方

もいますので、歩いても行けるかもしれないということで、そちらのほうが広く大きいということもあります。そこの検討をしようと内部では話はしていますが、ただやはり内部だけで話をできないということで、近いうちに地区にお邪魔しまして、その地区の方々のお話を聞こうと。今思ったわけでございませぬので、前からそれは考えていますが、時期的なものをいつにするかというのは少し検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。であれば検討するというので、ただ検討もそうですけれども、一番、第2分団でとかもそうなのですから、どこの施設でもそうなのですが、避難所にトイレの完備がないと。屯所でどうやってトイレを利用するのかがちょっとわからないのですが。大雨のとき、多分あそこは外に1つあったような気がするのだけれども、室内のトイレがないと避難所としての役目をなさないのでないかなと思うのですが、それらについての対応はどうなっていますか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

その件については、コミュニティセンターのほうに先ほどお話しした防災倉庫を配備をしておりますので、避難準備情報等、高齢者避難の情報を出した場合にはその設置をすると、支部を設置するに当たりトイレを運ぶというような……雨の中運ぶのかと言われますけれども、そういったところで職員が対応するというにしています。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

いや、答弁はそのとおりに間違いはないのでしょうかけれども、対応としてはできるかできないかということです。特に当然お年寄りが多いと思うので、紙おむつとかそういうので対応するしかないのでしょうかけれども、どこの集会所もそうだと思うのですけれども、やはり大概お年寄りの方が避難してくると、どこの避難所もトイレが足りないのが事実なのです。簡易トイレを設置して、それがいいのかということになれば、特にも屯所なんかは消防団員の人たちが利用できなくなる可能性もあるので、それらについてはいま一度配置するものを全避難所について検討する必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

議員おっしゃるとおりだと思いますので、屯所については見直す方向でこれから検討していきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。

では、3点目の屯所につきまして、これ駐車場のあり方なのですけれども、設置について交通の便、分団の要望等を考慮して総合的に判断したものだ。こうした場合、特に6分団のところは目の前がすごく駐車場が広くて、盆踊りなんかもできるような施設なのです。それに加えて、大沢地区は目の前は何もない、あんな奥まったところに、これも分団の要望でつくったのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（中村光宏）

ただいまの議員の質問にお答えいたします。

6分団の屯所につきましては、ご存じのとおり広い敷地に立派な建物を建てていただきましたけれども、10分団の大沢地区につきましても、まずは土地の部分を探しまして、ある程度と同じ規模の建物を被災屯所ごと、5つの屯所みんな同じレベルで建てたいと、その屯所を建てれる用地をまずは確保していただきたいということで動き出したように聞いております。そして、その中でおっしゃるように駐車場につきましては狭いという部分は当初からあったようなのですけれども、地区の部分で裏のほうの公園を使うこともできる、並びに周囲の部分に車を置くこともできるというようなこともありまして、分団長のほうも建物の部分が十分に広さ、スペースをとれるのであればいいだろうということで、あそこに建築になったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

考慮して、総合的に判断したものだということなのです。現在大沢地区はそもそも高台に、一番奥に建てているのですけれども、やはりあその屯所は避難所になっていないようなので、本来であればあその目の前は町有地がいっぱい開けているところです。ですから、総合的に判断したものだというのは、私にはどうも解せないのです。何かあったとき、消防団の屯所というのは町民皆さんから一番目立つところに大概あるのです。何であその地区だけ一番奥にあるのかなと。もうちょっと前面に出はってこれなかったのかなと。それも分団の、本当に大沢地区の方々の要望だったのでしょうか。



ね。それを確認しておかないと説明に困るので、それだけをまず確認します。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（中村光宏）

質問にお答えいたしますけれども、地区の要望という部分の確認はちょっと私はとっておりませんけれども、消防団の要望ということで確認はしたということは聞いております。消防団のほうからあそこの部分の屯所で活動に、消防ポンプ車の出入りに支障がないかと、あとは団員の招集に関しまして、やはり団員の住まい等もありますので、そこで集まれる場所、その部分を優先的に考えてもらって、あとは駐車場の部分につきましては地区の皆さんの苦情が来ない部分を確認して、その部分で決めていただきましたという部分です。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。

それから、既存の消防屯所の整備は後期計画で検討していくということですが、前に8番議員が質問したとき、7分団を最優先で後期計画で検討するような答弁がありました。今の話でいって、第2分団も優先的に避難所として指定しているのですから、避難所として指定しているのは2分団しかないのです。やはりそういうのを優先的に直すべきではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

総合計画でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

7分団を優先ということではなくて、実は7分団の建てかえは順番的に次が7分団ということになっているようでございます。ただ、また同じような答弁になりますが、財源等の問題で前期計画ではのせれなかったのが、後期計画でお願いをしたいという経緯があったようです。なので、次は7分団ということでございます。消防屯所、おっしゃるとおり古くなったところは順次建てかえるという考えでございますが、これらについても山田町消防団との協議を経て、次はどこ、次はどこというふうな決定をしていきたいと思っているところでございます。

それから、避難所の件については主幹から答弁がありましたとおり、見直しということもあるようでございますので、それらも踏まえてさらに検討を加えるということになるかと思えます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。ですから、今唯一避難所として指定しているのは2分団の屯所だけなので、それは優先的にして。というのは、課長もわかっているとおり避難所なのです、指定が。そして、あそこは急な階段の2階なのです。年寄りが上がっていけとといったって、上がっていけるようなところでないのです。消防団の若い人たちだからすいすいと上がっていくので、現状は急勾配の階段になっているのはご存じですよ。ですから、そういうのは優先して直していただきたいし、避難所としての役割、屯所としての役割が重要ですので、それらは優先的に考えてほしいと、そういうことです。答弁は要りません。

次、4点目、きょうは時間を余す予定なのに時間がなくなってしまったから。神倉川の水門につきましては一応直すと、ただ準用河川の整備計画はないということですが、準用河川を直さなくて、水門だけ直して、水はけはそのとおり行くのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

ただいまのご質問でございます。新たに県が整備しております神倉川水門の排水ボックスでございます。これが防潮堤を横断するわけですが、河口部から延長が約43メートルと、そして直線的にボックスが整備されるということでございます。そのことで現在の蛇行する神倉川の河口部区間の排水不良の問題は解消されるものと見込んでおります。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。今の答弁だと、蛇行がなくなるということで確認してよろしいのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

現在の神倉川の河口部の位置からまず、初回答弁にもありましており15メートル東側のほうに新しい水門が整備されるわけですが、先ほど申しましたとおり直線的に河口から排水ボックスが整備されますので、その区間というのは河口から神倉川の部分が置きかわるというふうなイメージでご理解いただければいいのかなというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

ですから、置きかわるということは準用河川のほうの蛇行がなくなって、ストレートに行くという

理解でよろしいのでしょうかと。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

その区間については蛇行部分がなくなると、解消されるということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。であれば、現時点で準用河川の整備計画はありませんというのは違うのではないの。それは整備されるから蛇行がなくなるのではないかなと。やはりこれらは整備がありませんではなく、ちゃんと蛇行はなくなるように整備しますという答弁ではないと、整備計画がありませんと言われたために蛇行がそのままなのかなと思ったの。蛇行がなくなるということは整備されるということでしょう。整備されるということで理解していいのでしょうかと。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

まず、計画がないという部分は、正確に町としての事業計画ということでのご答弁でございました。ご承知のとおり県の災害復旧事業なものですから、その辺でそういうご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であれば、県の災害復旧で整備されますよと、直線になりますということで理解しました。

あとは、5点目と6点目については建設課の対応に感謝しております。

では、以上をもって質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

11番菊地光明君の質問は終わりました。

8番関清貴君の質問を許します。8番。

○8番関 清貴議員

8番、関清貴、政和会、質問通告書により壇上より質問させていただきます。

まず1点目、防災対策についてでございます。新聞報道によりますと、7月に発生した西日本豪雨災害では死者220名、行方不明者11名と大きな被害をもたらしました。犠牲になられた方々のご冥福と、

被災に遭われた方々にはお見舞いを申し上げ、早い復興をお祈りしたいと思います。マスメディアの映像を見ますと、東日本大震災で本町が経験したような瓦れきの山が映し出され、自然災害の恐ろしさを改めて感じさせられました。国内どこで起きても不思議がない災害であると思うところですが、そこで次の点について伺います。

(1)、町内の洪水ハザードマップの作成を検討しているか。

(2)、洪水、土砂災害等の避難場所、避難方法等の住民への周知はどのようにしていくか。また、河川の近くには福祉施設、学校等があると思うが、災害時の情報の伝達方法について伺う。

(3)、飯岡地区から長崎地区の宅地の背後地を流れる準用河川西川は、増水時に氾濫が心配されるが、整備する計画はあるか。

2つ目、消防水利についてでございます。震災以降、長崎、飯岡地区は新たな家屋がふえていますが、防火水槽等消防水利の充足は安心できるものかどうか。また、長崎地区内を流れる西川等の河川を消防水利として管理しているのかどうかお聞きいたします。

3、復興事業について。山田地区の復興に伴う宅地引き渡しは予定どおり進んでいるか。

4つ目、放課後児童クラブについて。山田南小学校放課後児童クラブは校舎を間借りして運営されているが、今後施設の整備をどのように考えているのか。

5つ目、教育環境について。(1)、中学生の通学かばんの重さについては全国的に議論されているが、本町においても実情を父兄、生徒から調査したことはあるかどうか。

(2)、通学路の安全安心は常に考えているところであるが、大阪の地震被害で小学生の犠牲者を出したことで全国的に学校周辺のブロック塀の点検を行ったようであるが、本町の結果はどうであったか。

(3)、防犯灯の設置要望を聞くが、学校、PTA及び児童生徒から夜道等危険な箇所、防犯灯が必要な箇所を調査したことはあるのかどうか。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。再質問は自席より行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

関清貴議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

1点目の防災対策についてお答えします。1つ目の洪水ハザードマップの作成についてですが、町では平成22年3月に豊間根川・荒川川の洪水ハザードマップを作成し、配布を行っているほか、山田町地域防災計画に水位周知河川の浸水想定区域を記載し、周知しているところであります。現在県が行っている洪水浸水想定区域の見直しの結果に基づき、新たに洪水ハザードマップを作成したいと考えております。

2つ目の避難場所、避難方法等の住民への周知については、災害の種類に応じて避難場所を指定し、一覧表を全戸配布しているほか、出水時期には広報やまだにより注意喚起を行っており、引き続き周知に努めてまいります。また、情報の伝達方法については防災行政無線を基本とし、さらに福祉施設にはファクス、学校においては防災行政無線の戸別受信機など、通信手段の多様化を図っております。

3つ目の準用河川西川の整備については、現時点では整備計画はありませんが、当該地区についてはこれまで河川護岸の洗掘などが見られる箇所への補修対応を行ってきたところであります。今後も引き続き準用河川の適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

2点目の消防水利についてお答えします。長崎・飯岡地区を含む山田地区全体の消防水利の充足については、平成30年7月1日現在、約77%となっております。また、近くに第6分団及び第7分団消防屯所、山田消防署があり、消火活動については問題がないものと考えております。

次に、西川等河川の消防水利としての管理についてですが、消防水利としての指定はしておりませんので、管理はしておりません。

3点目の復興事業についてお答えします。山田地区の宅地整備については、昨年7月に公表しております宅地引き渡しスケジュールに沿って鋭意工事を進めてきているところであります。宅地の引き渡しについてですが、平成30年3月までの工区についてはおおむね予定どおり行われており、その他の工区においておくれの状況が見られますが、順次工区ごとに引き渡しを進めている状況であります。

4点目の放課後児童クラブについてお答えします。山田南小学校放課後児童クラブは、平成16年4月の開所時より同校の余裕教室を活用し、運営しております。今のところ専用施設の整備計画はありませんが、新たな施設の建設に関しては校舎の耐用年数や町有施設の利活用等を念頭に置きながら判断すべきものと考えております。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木茂人）

5点目の教育環境についてお答えします。1つ目の中学生の通学かばんの重さについて調査したことがあるかについてですが、改めて調査したことはありませんが、各校では持ち帰らなくてよいものを明示するなどの対応をしております。

2つ目の学校周辺のブロック塀の点検結果についてですが、今回の調査では学校用地として管理する敷地内に危険なブロック塀がないことを確認しております。

3つ目の防犯灯の設置要望についての調査ですが、学校、PTA及び児童生徒に対し調査は実施しておりませんが、学期の初めなど学校ごとに危険箇所を確認し、必要に応じて協議しております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。8番。

○8番関 清貴議員

答弁書によりますと、豊間根川、荒川川と洪水ハザードマップを作成し、とあるのですが、国土交通省のホームページで見ますと全国市町村のハザードマップの作成状況が載っているのですが、それには山田町は崖地崩壊のハザードマップですか、それしか載っていなかったのですが、洪水ハザードマップというのは、これは正式といえればおかしいですが、きちんとして世の中に知らしめているものでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

公表をして配布をしておりますので、正式なものでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

そうすれば、何で国土交通省のほうで出している各地方自治体のハザードマップのところに載らなかったのかどうか、もし事情がわかるのであれば教えてください。

そしてまた、本町では津波のハザードマップも公表になっておりません。これらについてもいかがこれからしていくのかどうか、その辺についても伺いたします。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

どういう経緯でうちの部分が載っていないのかは、ちょっとそちらのほうはうちのほうではわからない状況です。実物をお見せいたしますが、こういうマップが作成をされて、配布をされております。

次の質問ですが、津波防災マップは震災後に、ハザードマップとは違いますけれども、防災マップとして、これも全戸配布をしておるということをお話ししたいと思います。ハザードマップについては要件がありまして、津波の浸水区域、洪水もそうですけれども、浸水想定区域を明記しなければならないし、避難所とかそういうところの明示もしなければならない、あとは経路もしなければならないという条件がございますけれども、正式なハザードマップではないにしても、防災マップはそれを作成をしております。

洪水マップのほうですけれども、29年度に年次計画、5カ年計画というのが作成されておりました、水位周知河川、山田町でいえば津軽石川の山田部分と関口川が指定をされておりますが、これについては年次計画で計画をされておりました、31年に津軽石川の山田町分、荒川川、いわゆる豊間根川と、あとは33年に関口川のハザードマップのもととなる浸水想定区域の図面というか、そこが完成されると。これを待って、2つの部分については早急に作成をしたいというふうに考えております。

あとは、津波についても県のほうで浸水想定区域をまだ示しておりませんので、それが示されまし

たら早急にその作成の作業に入っていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

順次つくっていくということは今説明受けましたが、それぞれ他市町村においては結構整備されているところもありますし、ちょっと見にくいようなハザードマップもありますが、本町におきましてもハザードマップをつくることにより住民の皆様がどういう浸水想定をして、どこに逃げたらいいか、どういう避難をしたらいいかというのを思い浮かべるでしょうから、自主防災組織等もそれに基づいて行動を起こすと思いますので、それらのハザードマップの作成、早過ぎるということはありませんので、きのうも台風の情報で大変だったのですが、それらもありますので、ぜひハザードマップをできるだけ速やかにつくっていただいて、国土交通省、全国の人たちも見ますし、町民の方々も見ると思いますので、皆さんの目に触れるようなところに大々的に示して、住民の方々の犠牲者ができるだけ少なくなるようにしていただきたいと思います。これはお願いで終わっておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の2つ目の避難については、広報とか全戸配布しているのはわかっております。ただ、配布している事実はわかりますが、果たしてこれが浸透しているかどうか。自主防災組織とかそのような関連の方々とも常に情報交換していかなければ浸透できないと思いますが、その辺についての方法等はとっていますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

一番大事なところの部分というふうに承知はしております。いかに住民へ正確に素早く情報を伝達できるかということで考えておりますので、また自主防災組織についても今後、第1回の会議を、顔合わせ会議といいますか、1度行っておきまして、意見をいただきまして、次の会にそれを持っていくという形で、自主防災組織のほうも遅いと言われますけれども、その点も進めていければというふうに思っております。

また、情報伝達についてはいろいろな方法で、複数の、いわゆるSNSとかテレビ等々の多様な部分で皆さんにお知らせをしたいと。テレビもございますけれども、ローカルネットというのがあります。うちのほうで県のほうに入力をしますと、それがそのまま直接テレビのほうに素早く出るということで、避難情報等もテレビで瞬時とは言いませんが、早く出るようになっているという方式も使われておりますので、防災無線等もあわせて、あと戸別受信機は今後要支援者の事業所とか学校、病院等に配布をしたいと、予算化はまだしておりませんが、今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。特に今皆さん携帯、子供は小学生が持っているかどうか、ちょっと私わからないのですが、お年寄りの方、高齢者の方も携帯等を持っていますので、それらを利用した情報発信をぜひ、何か急な雨が降る、大規模というか、大雨が降るといような情報を伝えることも必要なと思うので、それらについては今後も検討していただき、やっていただきたいと思います。

そして、今防災行政無線の戸別について出ましたが、これを個人で希望した場合にできるかどうか。購入というか、貸与できるかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本収郎）

戸別受信機については今までもご質問ありまして、ご答弁したとおりではございますが、希望すると、アナログの時代は金額がそんなに高くないということがありまして、1万円程度でできるというか、5,000円から1万円ということですが、その10倍以上かかるという、デジタルになるとそういう形がございまして、購入していただくのはちょっと難しいところがあって、そこは今やっておりますが、聞こえないところについては対応をしております、行政無線、防災無線がパンザのほうから聞こえない、スピーカーから聞こえないというのは個別対応を全てしておりますので、スピーカーであったり、あとは本当に窓をあけても聞こえないというようなところであれば戸別受信機を設置しておりますので、全ての要望のある方ということよりも、実際に聞こえるか聞こえないかを確認してから設置をしております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。とにかく岩泉町で台風10号、一昨年ですか、犠牲になられた高齢者の施設についても、情報伝達がもう少し正確に早く伝わっていたらあのような惨事にはならないという話も聞きますので、ぜひそれらを参考にして、本町でも町民の犠牲者が出ないように、そういう対応をこれからも頑張らせていただきたいと思います、これは要望としてお願いいたします。

次に移らせていただきます。飯岡地区から長崎地区の西川の水路については、準用河川の適正な維持管理に努めてまいりたいと考えておりますですが、洗掘などが見られない場合はそのままにしておくという意味に取れるのですが、それでよろしいですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。



○建設課長（昆 健祐）

ご質問のありました飯岡地区の西川の区間でございますけれども、この区間については、去年は県の宮古農林振興センターの治山事業で山側の一部区間の土羽護岸を鉄かご護岸に今改修等しております。建設課では、まず河川パトロール等を実施しております、その際に補修等が必要なところについては対応をしているということでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

必要な箇所がその都度その都度きちんとチェックされていけばよろしいのですが、私その辺ちょっと、西川の上流のほうで河川の幅が狭いところを見ますと、個人の方が土のうを積んでおります。それらについては町のほうの管理する河川なのに個人の方がそうやって苦勞していると、それらのところの箇所について補修は必要なかったわけですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

その個人の方の施した土のう等の部分の経緯については、ちょっと確認はしておりませんが、まずその辺の区間の部分については私も先日見に行ってきましたけれども、まず減災という考え方が重要視されてきているという部分もありますので、適切な維持管理に向けてその辺の点検等も危機感を持って対応していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

本当にそこに住んでいる方々は危機感を感じて土のうを積んでいると思いますので、町の管理する河川ですので、危機感を持って、大雨等降りましたらそのような対応を、きちんと状況を把握して対応していただきたいと思いますので、今後も管理をよろしく願いして、災害を講じないような適正な措置をしていただきたいと思います。

次に、消防水利についてお聞きいたします。まず、長崎、飯岡地区は、消防水利は30年7月1日現在で77%となっておりますと、そして6分団、7分団の屯所、消防署があることで消火活動には問題ないものと考えておりますということでございますが、果たして屯所、消防署があれば消火栓の充足率が77%でも安心できるものなのかどうか、そこをお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（中村光宏）

ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

町長の答弁にありましたとおり、火災の対応につきましては、まず最初に常備消防である部分の山田消防署が出動するのが基本的なスタイルでございます。そして、常備消防の部分で初期消火をされている間に、地区の住民の方々からの消防団員の皆様方がサイレン等を聞いてお集まりになって、そしてポンプ車に乗って水利部署して補水をしていただくという流れでございまして、長崎、飯岡地区につきましては新しい消防署が大沢から移ったことによって距離が近くなりまして、24時間常備消防がおりますので、いち早く火災等の場合には現地に赴けるということで、ほかの地区から比べますと安心できる、問題が少ないのではないのかなという部分で考えております。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

消防署等の機関が近くにあるのは心強いことですが、水がないところに果たして消防屯所の消防団の車等が行っても問題がないと考えるわけですか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（中村光宏）

お答えいたします。

議員がおっしゃられます消防水利につきましては、我々の管轄でいきますと消火栓と防火水槽があるわけですが、消火栓につきましては条件がございまして、消火栓の管が150ミリという基準がありますので、この150の管が通っている部分が消火栓をつくことができるという基本ラインでございまして、あとは75ミリまで落とすこともできるのですけれども、その配管の太さの部分によって消火栓をつく場所というのが決められてございます。あとは、防火水槽につきましては、防火水槽は地面に埋めるわけなのですけれども、それなりの用地が必要でございまして、その部分の検討も消火栓と防火水槽、つけれる部分と難しい部分がありますので、検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番、待ってください。

暫時休憩をいたします。

午前11時19分休憩

午前11時21分再開

○議長（昆 暉雄）

進行いたします。

8番、質問を許します。8番。

○8番関 清貴議員

署長の今の説明で、公式の消火栓等についてはわかりましたし、水槽についても用地問題があるというのわかりましたが、でも一応火災から地域を守るという意味でも、ぜひ皆さん、地域住民の協力を得ながら消火栓、防火水槽等、随時建設していただきたいと思います。これは財政云々かんぬんでなくて、きちんと総合計画等にのせてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（中村光宏）

今の議員のおっしゃられたとおり、これからの計画に向けて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

次の2点目の西川の消防水利の管理でございますが、東日本大震災のとき、火災が起きたとき、長崎地区の消火を後藤医院の前の排水路で水をためて云々かんぬんというのをちょっとテレビで拝見したことがあるのですが、そのような方法をとるのもあるのかなと思うのですが、その辺については地元分団と話はしていないでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（中村光宏）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

河川等の自然水利につきましては、山田町としての考え方でございますけれども、使えるときには使うということで考えております。消防水利として管理しているというわけではございませんので、常時点検等はしておりませんが、その理由は大雨洪水で近づけない場合もあると、あとは湧水で水がないときもあると。そういう部分で常時火災に使用できるものではないために、消防水利としての指定はしていないという立場でございますので、繰り返しになりますけれども、消防水利として使えるときには使うという立場でおります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

使えるときは使うという方針があつて、通常はそのような管理はできないという答弁に聞こえましたが、そしたらあそこの河川は準用河川ですので、毎年のように土砂上げ等、建設課のほうからしていただいています。定期的に毎年1回やったほうが常に水が流れて、たまって使いやすいと思いますが、建設課では今年度はやっていないようですが、やる予定はありますか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

状況を確認して、対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

状況を確認といいますが、何の状況を確認するのですか。

○議長（昆 暉雄）

8番議員に申し上げます。そういうものについては担当課に行って質問をして、恐らく課長まで報告がなっていないと思いますので、別な角度から質問願います。8番。

○8番 関 清貴議員

わかりました。では、先ほどの質問に戻って、使えるときは使うという、その考え方が果たして維持管理をしなくてできるのかどうか、その辺伺います。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（中村光宏）

今の議員のご質問にお答えいたします。

消防水利、自然水利につきまして管理をしないというのではなくて、管理をしても難しいのですけれども、管理をすることによって常時使える状態に保つことが大変難しいという部分がありまして、川の部分は、大雨が出ますと土砂が流れてくるという部分もありますので、そういう部分を考えて使えるときには使うという立場でございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

わかりました。使えるときは使うという意味がよくわかりましたが、そしたら土砂がたまらないように、管理する側のほうも担当課のほうもよろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。宅地の引き渡しは30年3月までの工区についてはおおむね予定

どおり行われておると、おくれの状況が見られるが、順次工区ごとに引き渡しを進めている状況でありますとありますが、個々におくれているところは職員が丁寧な説明をして、対応しているというのは地権者の方からも聞きました。問題なのは、納得しない方もありますので、その方々についてはおくれの状況をどのように説明しているのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

ただいまのおくれている工区の方々への説明ということでございます。基本的には工事の進み方が街区によってさまざま違っている部分がございますので、基本的には戸別訪問を基本として、お宅のほうにお邪魔をさせていただいて、まず最初におくれていることに対するおわびを申し上げて、それから状況等についてご説明を担当のほうからさせていただいているという状況でございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

とにかくおくれている方には丁寧な説明をしているので、その辺は評価いたしますが、まず今さらおくれたのをどうこう言ったってしょうがないから、もう少し待つべしというような気持ちの方々結構ありますので、それに救われているのかなと思っています。これからもそういう説明をする方に漏れのないように丁寧な説明をして、お願いしたいと思います。そうでなければ、その方々が再建に向けて進み出せませんので、その辺については建設課長、よろしく意を配してお願いいたします。

次に移らせていただきます。放課後児童クラブなのですが、この答弁書を見ますと結局今学校教育課のほうで進めている学校の統廃合との整合性を放課後児童クラブも持っているかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（野口 伸）

学校再編との絡みということになりますが、情報については教育委員会のほうからいただいております。担当課内では今後の対応策については検討、研究しているという状況にあります。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

というのは、もう32年度からということでまず説明会等で聞いているのですが、32年といえば31年度の子算で全てやらなければ32年度に間に合わないと思うのです。31年度の子算要求はこれからもう始まっているでしょうが、その辺についても心しながら進めているのかどうかをお聞きしたいと思

ます。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（野口 伸）

非常にタイトなスケジュールになるというふうには認識しております。現在どのような補助金があるか、あるいはどのような事業を展開するかというところで今検討しているというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

とにかく教育委員会ときちんとスケジュール関係、あとこれに企画も入るのかどうかかわからないですが、その辺も踏まえながら、町有施設の利活用等を念頭に置きながら、32年の4月1日のスタート時にはみんなが安心して、今までどおりの放課後児童クラブの活動を行ってもらえるようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（野口 伸）

そういった思いで、32年4月になるかというのは正式にまだ決まっていないわけですが、それに向けて進めていくというふうな思いでおります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。では、次の質問に移らせていただきます。

まず、中学生の通学かばん、私中学生が登校するのを見ますとすごく痛々しかったのです。そして、そのかばんの重さを解決しているのがマスコミとか西のほうだったと思いますが、生徒たちの提案で対応して、どうにかそれを解消したというのをテレビで見まして、山田もそのような生徒と学校、父兄等が話をしながら進めているのかどうかということでお聞きいたしました。かばんが重くなったというのは多分脱ゆとり教育のせいだということで、情報を仕入れればそうなのですが、それは確かでございますか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

まず、かばんが重くなった一つの理由は、前までB5判のノート、教科書だったわけです。これがAサイズになったということで、これは小学生にも言えるのですが、ランドセル、通学ザック等々のサイズがアップしたこと、あとは教科書そのものの重さがアップしたことになっております。あと、今ご指摘あった脱ゆとり教育ということで、学習指導要領が改訂しまして、まず今回の改訂ということになるのですけれども、内容については若干ふえた部分もございます。当然それに従ってページ数はふえるということですので、若干そうしたことも影響しているということは予想がつくところでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

それらを踏まえて、学校等で生徒といろいろ話をして、持ち帰らなくてもいい教材、持ち帰らなければならない教材等をきちんと整理する必要があるかと思うのですが、学校ではそのようなことを調査しておりますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

この問題はもう既に10年近く話題になっている問題でございますので、学校では子供たちと家に持ち帰るべきものは何かということについては既に話をしております。先ほど教育長の答弁にもあったように、学校に置いて帰っていいものというのを具体的に学校では子供たちのほうに示すと。ただ、子供によっては学校のほうでそう示しても、ちょっとうちに帰ってそれを見たいとか、例えば社会科の資料集を見たいとか、やっぱりリコーダーは学校に置くよりも自分で持ち帰りたいとか、そういった希望もあるわけなので、そこは子供の希望にも沿った形で学校と協議しながら進んでいるところでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

重いときは10キロ以上にもなるといふところでお聞きいたしますが、今の答弁のとおり、きのうの岩手日報の新聞によりますと重いランドセルの負担軽くということで、文科省も全国の教育委員会に求める方針を、通知を出すということですが、通知が来次第対応する予定になるのか、その辺お聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

先ほどもお話ししたように、当然今までも対応はしてきているところです。ただ、国からの指定を受けて再度学校のほうにはお話をし、子供たちの声も聞きながら対応してはいきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

3年生ぐらいになれば骨格もきちんとしてくると思うのですが、1年、2年のうちは成長過程ですので、そのときに10キロ以上もするのを背中に背負わせて、果たしてその子供の骨等に異常が起こるのかどうかかわからないですが、医学的な面はわからないですが、ただ余りよくないという、みんな苦痛に感じていますので、その辺を考慮しながら進めていただきたいと思います。

学校周辺のブロック塀については、点検結果、何もないということわかりました。

3つ目の防犯灯の設置要望、これについては学期の初めに危険箇所を確認し、必要に応じて協議しておりますとありますが、危険箇所を確認して、どこ必要に応じ協議しているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

まず1つは、もう始まって久くなるのですが、通学路の安全の合同点検ということを行っております。これは学校教育課、建設課、町民課、そして警察、あとは振興局、これは県道、国道等々の管理の部分もありますので、そうした方々と協議をしながら進めておるところでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。今の合同安全対策会議等々、これはどっちかというと防犯灯に重きを置かない、横断歩道とか交通事故が起きるようなのをチェックした交通安全の危険箇所だと思いますが、防犯灯に特化したこのようなPTA等との話し合いというのはないわけですか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

防犯灯とおっしゃいますと、通学ということに限定になるのかなというふうには思っております。復興が進む中で道路が変わっていくと通学路もどんどん変わっていくと、そうした中で小学校は早い時間に帰るので、特に中学校は薄暗い時間に帰る中で大丈夫かということは常に学校と協議をしているところです。学校はそうしたところを受けながら、子供に指導するのはもちろんですけれども、保護者のほうにも周知したりとか、通学路の街灯についてはそうした形で進めてございます。



○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

教育委員会のほうでは防犯灯、街路灯についてそのように進めているようですが、実際設置する側の建設課のほうにそれが伝わっているかどうか、最後に教えてください。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

当然設置の必要がある部分については建設課のほうにもお話をしておるところです。先日も船越小学校の通学路とか、そうしたことの街路灯についても建設課のほうとも検討したりとか、ご意見いただきながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番関清貴君の質問は終わりました。

3番佐藤克典君の質問を許します。3番。

○3番佐藤克典議員

3番、政和会、佐藤克典です。通告により3点質問いたします。

1点目は、学校給食についてであります。学校給食センターの建設工事も着手し、平成32年4月からの完全給食実施に向け、着々と事務が進められているものと推察いたします。給食の供給は1日1,000食、町内の小中学生を対象にするとのことですが、食育、保護者の利便を図る上でも、町立と県立の垣根はあるが、給食を希望する者に対し山田高校の生徒も対象にすべきと考えるが、いかがでしょうか。

2点目は、小規模圃場整備事業についてであります。田名部地区の小規模圃場整備事業について、農地集積についてのアンケートとあわせ、土地所有者から事業に対しての意向の確認を実施しているとのことですが、その後の動きはどうなっているのか伺います。

3点目は、私道整備事業についてであります。私道整備事業の補助率の引き上げについては、28年第1回定例会において質問し、そのような考えはないとの回答でありました。町内各所で路面舗装、側溝の布設など、整備が必要な生活関連道が数多くあると思われませんが、私道整備事業における28年度の整備件数はゼロであります。このことは、整備をしたくとも多額の受益者負担が伴い、そのことが足かせになっているのではないかと推察いたします。受益者負担の軽減を図るため補助率の引き上げをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。再質問は自席より行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

佐藤克典議員のご質問にお答えさせていただきます。

2点目の小規模圃場整備事業についてお答えします。アンケートとあわせた意向確認調査は73名を対象に実施しており、回収率が約65%であることから、残る35%の回収に努めながら意見集約を行ってまいります。

3点目の私道整備事業についてお答えします。この補助事業は、現在補助率50%で対応しているところであります。受益者負担の軽減としては、同制度のほかに私道整備に必要な資金融資と融資資金に対する利子補給制度もあることから、現時点では補助率を引き上げる考えはありません。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木茂人）

1点目の学校給食についてお答えします。学校給食センターは、平成32年4月に町内小中学生への供用開始を目指し、建設工事を実施しております。山田高校生への給食の提供は考えておりません。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。3番。

○3番佐藤克典議員

学校給食からいきたいと思います。非常にあっさりした回答です。はっきりしゃべれば木で鼻をかんだような回答です。確かに山田高校は県立高校、県の教育委員会の管理下にあります。市町村教育委員会が関与するものでもないというのわかります。しかしながら、この給食センターは何年もかけてようやく今に至っている、しかも8億数千万円の巨額の費用を投じております。山田高校は町内にある唯一の県立高校、生徒も大半は山田町民だと思います。この施設を山田町民は有効に活用すべきと私は思います。ましてや山田高校は給食センターから1キロあるかないかの近距離にあります。輸送コストも軽くて済むのではないかなど。このような好条件はないと思いますけれども、教育委員会はこのことをどう思いますか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

議員おっしゃるとおり、山田高校は高等教育機関として山田町内にある唯一の高校であるということ、あとは町の子供たちが98%、多いときには99%通う学校であること、そこについては重々承知しておるところでございます。今回学校給食センターの建設に当たっては、22年度、23年に本当は着工できるところが東日本大震災の影響で凍結してしまったというところ、東日本大震災からの復旧、復

興の教育委員会としての大きな旗印の一つであるということも強く感じているのです。

今考えることは、確実に小中学生に給食を提供すること、これが安定した状況で提供されること、ここに教育委員会としては全力を注いでいきたいということ。先ほど議員がおっしゃったところも重々承知しておるところですが、何とか小中学生の安全をやったことがない事業が始まるということも含めながら、まずはそこをしっかりとやりたいという考えで答弁のほうを先ほど教育長がしたところでございます。ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

箱山次長が言うのもそのとおりだと思います。ただ、私が言ったのもそのとおりだと思います。決して私は無理難題をしゃべっているつもりはございません。当然のことながら事業はもう着手しているわけですから、補助がこの中には国庫支出金1億2,600万ですか、入っているのですが、補助申請は済んではいる、もちろんだと思います。その中で、事業計画書の中に給食の対象者という項目があると思います。それにはどのように記載がなされていますか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

済みません、今細かい資料等を用意してはおらないのですが、山田町でつくった学校給食基本構想というのがございまして、これに基づいて動いているわけです。この中には児童生徒ということで記載がされているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

恐らく山田町内の小学校の児童生徒という、多分記載だと思います。これに山田高校の生徒を対象にするということをつけ加えれば、例えば補助金の事業計画の変更というのが求められると思います。これを例えばつけ加えたことによって、これは軽微な変更で済むのか、重要変更、いわゆる重変にまで及ぶのか、あるいははなから対象にならないのか、どうなのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

待ってください。答弁が難しくなりますので、暫時休憩をし、昼食といたします。資料をそろえて、再開後に答弁を願います。

昼食のため休憩いたします。

午前 11時49分休憩

午後 1時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番議員に対する答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（箱山智美）

それでは、まず初めに給食センターの国庫補助についてお答えいたします。補助対象はどうなっているのかということにつきまして調べたところ、やはり小学生、中学生、義務教育に対しての補助であると、高等学校については補助対象とはならないということでした。

また、補助金の返還等についてご質問があった点ですが、補助金の返還については特に記載等がないと。さまざまな事例を見ますと、今話したように建設時については小中学生の数でも決まるのだと、それが供給能力であったり総合能力の余剰が生じてきたような場合については、県、国等々と協議しながらそのことは進められるということになるようです。

なお、今後そうしたことが進むときに考えられるのが、山田高校、現在のところは申し出がないのですが、その意向について保護者等の確認、あとは県教育委員会との協議、必要に応じて山田高校の改修であったりとか、給食費の負担のあり方だったり、さまざまなことも予想されることなのかなというふうには認識してございます。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

確かに今次長がしゃべったとおり、高校には補助対象ではないということのようですけれども、これ文科省の補助ですよね、もちろん。可能性はあるということですね、近い将来は。現在山田町の児童生徒数、給食が開始する32年度は904名という児童生徒数のようですが、37年には837名まで落ち込む予定になっているようです。統廃合によって明らかに教職員も減る、そうなれば1日1,000食キープするのは厳しいのではないかなと思います。本来であれば当初から山田高校の生徒を加えるのが一番私はベターだと思うのですが、それが難しいというのであればそういう方向もあるかなと思います。私たちは一昨年の3月に洋野町の給食センターを視察してきたのですが、洋野町では種市高校へ給食の供給はしているのです。種市高校も山田高校も県立です。そのとおりですけれども、洋野町にできて山田町にできないはずはないと思います。いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木茂人）

学校給食についてお答えします。先ほど確実に安定供給を図る、そのほかにやはり安心安全な給食というものを提供したいと、そういうふう考えております。そこで、平成32年4月にはやはり小中

学校を対象としたいと、ここはご理解願います。しかしながら、今おっしゃられたように児童生徒数の減少等を勘案しながら、山田高校生への提供ということも今後検討していきたい、そういうふうを考えております。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

よろしく研究なり検討を重ねていただきたいと思います。給食センターについては終わりたいと思います。

次に、小規模圃場整備についてでございますけれども、現在回収率が65%ということですが、どのような結果でしたか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

ただいまの質問にお答えいたします。

73名の65%の内訳についてです。項目が数点ありまして、田名部地区の田んぼを見て皆さんどうお感じになりますかという問いに対しましては、選択肢の回答なのですが、約87%の方が景観や住環境にも影響があるし、整備できるのなら、可能であれば改善したいというお考えを持っているようです。一方では、6%の方は現状維持でも構わないよという意見をお持ちになっているようです。あとは、別の項目についてですが、圃場整備をして借り手があるという仮定をした場合、あなたは圃場整備についてどう思うかという問いに対しましては、約73%の方が担い手に任せたい、あるいは自分で耕作したいという回答で、圃場整備については前向きな回答を得られたのかなという印象を持っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

87%の人が圃場整備をやりたいというようなことのように思いますが、その他に私は田名部全部ではなくて、できる小規模というのを言っているわけで、今後このアンケートだけにとどまらず、話し合いというのはやっぱりしなければ物事が進まないと思いますけれども、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

現在のアンケートにつきましては、田んぼを所有している方々がどのように思っているかというこ

とをまず指し示す指標として、皆さんからご協力をいただいたということでございます。今後の流れとしましては、地元の組織になる、中核になって動いていただくという方を選定というか、そういう組織を設立して、どんどんいろんな協議会を重ねながら形づくっていくようにしたいなと、そのように考えております。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

そのような協議会をつくって、要するに地域でのリーダーがいなければなかなか物は進まない、全くそのとおりですので、そのように進めていただきたいと思います。

次に、私道整備事業でございます。私道整備事業なのですが、平成25年に件数的にはゼロ、26年、27年にそれぞれ1件、28年度ゼロ、29年度は辛うじて1件、30年は現時点ではどれぐらいの件数か伺います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

30年度については、今のところ実績件数はございません。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

30年度は件数がないということのようですけれども、利用件数が低調なのは何に原因があると思われますか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

具体的な分析というのはしてはおりませんけれども、まず補助要綱の中に、ご承知のとおり隣接者や隣接地権者全員の同意が必要だということがございます。ケースによっては全員の同意が得られなかったり、その他条件が合わなかったりして計画が中断している、そういった場合もあるのではないかなというふうに推察はしております。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

今建設課長の答弁、それはそれでそのとおりだと思いますが、ただ私は補助率が低いというのが第一の原因ではないかなと思うのです。かつては80%、このころは結構進んだと思うのです。当然今よ

りも分母は多かったことも確かなのですけれども、ただ50%の補助率というのはやっぱり厳しいのではないかなと思うのです。制度というのは活用してから意義があるものと思います。現状では私道整備事業があるよというだけで終わっているのではないかなと、言い方はちょっと悪いですが、そう思います。いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

現行の補助率50%についての件でございます。県内で同様の補助制度を設けているのが、ご承知かと思いますが、宮古市と盛岡市が制度を実施しているわけですけれども、宮古市の場合ですと同じ50%、盛岡市の場合だと幅員によって率が変わってきますけれども、50%から60%ということで、まず山田町も50%のラインということになっております。ほかとこうやって比較してみますと、50%のラインというのが県内の状況であるという認識はしてございます。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

宮古が50%なので、山田も50%でいいのではないかなということのようではございますけれども、やはり住みよい環境を求めるのであれば、50%を60、70に戻しても私はいいのではないかなと思います。それで町民が平等に、公平に住みよい住環境ができるのであれば、私はそれでいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

まず、補助率50%、先ほど申し上げました宮古と盛岡、補助率はそのとおりでございますが、宮古市の場合ですと100万円の上限を設けていると、それから盛岡市は200万円の上限を設けているということがございます。では、今の山田町の制度で限度額はどうかということになると、限度額については設定はしておりません。ですから、そういうふうに補助金の頭打ちはまずしていない部分もございます。事業費、工事費が大きくなれば、当然補助金の額というのも町、それから個人の皆さんのほうも、受益者のほうもそれなりの相応の負担というのは出てくるわけですけれども、こういった現行の補助率、制度をある程度率を上げるということについては、まず町長答弁したとおりでございますけれども、ただこの事業に限ったことではないと思うのですけれども、制度内容が今の時代に合ったものなのかどうか、それからそういう視点を持って検証していくという姿勢は必要かなとは思っております。したがって、制度内容については補助率を含めて勉強させていただきたいなというところでご理解をお願いしたいなと思います。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

幾らか前向きな答弁のようですが、是が非とも研究、検討をしていただきたい。それによって少しでも町民が住みよい環境になるのはいいことですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

3番佐藤克典議員の質問は終わりました。

1番阿部幸一君の質問を許します。1番。

○1番阿部幸一議員

1番、新生会、阿部幸一、通告に従ひ壇上より質問いたします。

第1点、林地開発について。前にも指摘してしたが、浦の浜地区の林地開発問題について、これまでの経過と今後の処理方針について詳しく説明してください。

第2点、災害廃棄物処理事業について。平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波は、広域的な人的、物的な被害をもたらした。特に災害廃棄物（瓦れきなど）の発生量は膨大であり、町の復興に向けてこれを早期に撤去、処理する必要があることから、県と連携して平成23年度から25年度の3カ年で災害廃棄物処理事業を実施した。総事業費215億4,690万2,000円、県には176億円、残りは町の事業費。ただ、浦の浜地区の林地開発の問題の場所から大量の伐根を無許可で投棄したと聞く。県と協議をしてはどうかと、検証は必ず必要と思ひます。

第3点、集会所について。小谷鳥地区の集会所の整備計画について詳しく説明してください。

第4点、個人消費について。町の5月、6月の個人消費は前年度と今年度を比較して全体でプラスかマイナスか、説明してください。

第5点、公共工事について。町の公共工事費は、平成30年度（5月、6月、7月）で前年度比でプラスかマイナスか、説明してください。

第6点、ILCの期待と課題について。町ではILC誘致に対する期待と課題についてどういう認識を持っているか説明してください。

以上、壇上より終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

阿部幸一議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の林地開発の経過と今後についてお答えします。岩手県が昨年末に林地開発違反行為を認定し、違反行為者に行政指導を行っている件については、随時県から経過等の情報提供を受けておりま



す。それによりますと、違反行為者から平成30年6月13日付で県沿岸広域振興局長宛てに復旧計画書が提出されており、復旧工事は9月中旬着手予定とのこととあります。町は引き続き県と連携を密にし、情報収集に努め、経過を注視してまいります。

2点目の災害廃棄物処理事業についてお答えします。浦の浜地区の瓦れき処理施設による災害廃棄物処理については、町が県に業務を全面的に委託し、平成26年3月で完了しております。町としては県の指導、管理のもとに実施されたと認識しておりますが、県から当時の状況等について確認したいと考えております。

3点目の小谷鳥地区の集会所整備計画についてお答えします。小谷鳥地区の集会所は仮設住宅の談話室を移設する計画で進めておりましたが、移設費が高額になることから新築する方向で再検討を進めております。事業費の一部に「認定NPO法人国境なき子どもたち」からの支援を受け、不足する部分に復興交付金を充てることについて現在復興庁と協議を進めております。

4点目の個人消費についてお答えします。町の個人消費の統計資料がないことから対前年度の比較はできませんが、町内の主な小売店からの聞き取りによりますと、工事関係者の減により売上げが減少したと答えた事業者もあることから、個人消費に影響があるものと推察しております。

5点目の公共工事についてお答えします。入札結果の公表を実施している予定価格250万円以上の工事請負契約で比較しますと、契約額では平成30年度は15億5,800万円と、前年度比で12億8,300万円の増加となっております。また、落札件数については30年度は20件となっており、前年度比で13件の増加となっております。

6点目のILC誘致に対する期待と課題についてお答えします。当町は平成26年度より岩手県国際リニアコライダー推進協議会に加入し、県内へのILC誘致に向けた啓発活動などに参画してまいりました。この国際的なプロジェクトが実現した場合、大きな経済波及効果が期待されますが、誘致実現が不透明であることに加え、現時点では加速器関連産業と町内事業者との結びつきは薄いものと考えられることから、今後の動向を注視していく必要があると考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。1番。

○1番阿部幸一議員

まず、あそこの浦の浜の林地開発は、私が聞くところによりますと測量屋さんは一切違反をしていないと、本人は基本的に。当事者に対しては少しでも延ばしてはだめですよと、うまくないですからねと、そういう警告をしたそうです。それで、施工も全部終わって、その後に大体やったようなのです。お話を聞きますと約900坪ぐらい多く違法をしたというふうに聞きましたけれども、それについてもう一度聞きますが、どのように思うか答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

ただいまの質問についてお答えします。

測量屋さんと当事者の方のお話の内容はちょっと私わかりかねますが、結果として約1万3,000平米の開発をしたということで、1万平米を越える場合、許可が必要になるというのを3,000平米侵しているということで、現在県のほうから行政指導がございまして、当事者は復旧するという方向で動いておるようでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

あと、産廃が発生するわけですよね、工事やるから。それに対して役場というより、マニフェストのチェックはあったのかなかったのか、県のほうからここまでは聞かなかったか、ちょっと教えてください。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（川守田正人）

林地開発に伴います伐根の処理ですけれども、これは委託した業者が実施するものですので、町のほうにマニフェストが提出されるということにはございません。業者のほうが県のほうに提出するという形になります。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

これもとに戻すというのは9月の中旬ぐらいに着手予定とありますけれども、これは大体具体的には9月を越えるのか、それとも10月に入るのか、その辺についてちょっと教えてください。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

復旧に着手するのが9月半ばという情報を得ております。全部復旧完了という時期については、岩手県のほうでは今年度末を目途に完了されるのではないかという見込みを持っているようです。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

浦の浜のこういう整備するに当たっては、恐らく理事会で承認を得てやったと思うのですよね、基本的には。ここの施設の理事会で承認を受けてやったと思うのです。そうでなければ勝手にできるわけでもないですからね。それで、理事たちにも全員この際始末書をとらせてはどうですか。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

林地開発行為違反ということは・・・のほうでも認めて、県のほうには始末書を出したと、その際の始末書は理事長名で出しているようであります。このように始末書をとるということは許認可官庁でありますので、山田町からはちょっと難しいのではないかとこのように考えております。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番阿部幸一議員

あとは親和会が全部押さえているわけですよね、いろんなあれがありますけれども。県からの補助金と町からの補助金でどれぐらい17年度で出しているか、ちょっと調べて教えてください。

（「議長、暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

答弁の精査のため暫時休憩いたします。

午後 1時28分休憩

午後 1時29分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。健康子ども課長。

○健康子ども課長（野口 伸）

・・・に対する補助金ということですが、平成29年度につきましては一時預かり保育事業、これは保育園に入っていない子供を一時的に預かるといった場合の補助金になりますが、これが150万7,000円、そしてあとは保育園で地域ふれあい事業とか世代間交流を行う場合、一律になりますが、15万円の補助金を出しております。合計で165万7,000円ということになります。

そのほかにも保育園の委託料ということで、これは子ども・子育て支援法に基づく給付ということになりまして、こちらのほうは委託料1,462万4,510円ということになっております。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番阿部幸一議員

まず、当時浄化槽を設置したけれども、600万、町で補助金を出したのです。それも返還してもらっ

ているわけだ、まず。そういうことが起きているから、この際やはり補助金出したのを没収してもいいのではないかなと思うのですが、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（野口 伸）

補助金の返還という意味だと思いますが、保育園の運営上、子ども・子育て支援法に基づく保育を実施していると、そこに対しての補助金ということになりますので、これはちょっと切り離して考えなければならないものかなというふうに認識しております。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

それでは、災害廃棄物処理事業について伺います。平成25年7月に当時の政和会、今議長さんとか副議長さん、私全員で山田町に集まって、伐根の話が出ました。一番年上の先輩からその場所でAさんに対して、あなたが悪いことをしていないか、いないなら議員をやめることはないと思うと、あとはAさんの判断ということで、あとのことは言いませんけれども、このようなことがあったのです。何もなければAさんに対して議員をやめることはない、何かあれば自分で考えろという助言までしたのです。これ以上は言いませんけれども。そして、りばあねっとでいろんなのが出てきたわけですよ、お金の問題とかいろんなのが。それで、大量の伐根を無許可で投棄したと、これを許すわけにいかないと。町のほうにすればこういうのにはかかわりたくない。当初このとき、町民課の課長さんなどはわかっているはず。俺は余り言いたくないけれども。その場所に行ったのです、3人、4人。俺それわかっていたけれども、何も今までは言わなかった。当時の町民課長さんとか、その方もわかっているからね。ここまで行くというと逃げるわけにいかないから、避けて通れないから、俺も言った以上はとことんやらねばならないから。かなり大量にぶん投げた、こういうのを黙っているわけにいかないのですよ。弱い者は泣き寝入り、強い者は何ぼ投げたか、数千万投げたか、みんなの税金だから、これ許すわけにいかないから。そのためには第三者委員会と議会が最大限努力して、行政からも協力してもらって、やはりこの解明に向けて頑張らねばだめだと思うのです。役場のほうは嫌だと思、はっきりしゃべってこの問題は。だから、町のほうでは県が云々かんぬんというけれども、実際山田町でも行って見ているわけだ、この話が出たときに当時の町民課長さん方が。だから、これは県と協議して、きちんとやるべきだと思うのです。俺は関係ないって、おめえどは関係あったべ。実際町民課で行っているのだから、当時。名前はしゃべるわけにいかないから、誰々行ったかというのはわかっているけれども。答弁。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩いたします。

午後 1時35分休憩

午後 1時45分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

答弁の前に、執行部より答弁の中で不穏当な発言があったことを取り消してもらいたいとの申し出がありましたので、許可し、取り消しをいたします。内容については議長に一任願います。

1番議員に対する答弁を求めます。町民課長。

○町民課長（川守田正人）

県と協議して進めるべきではないかということでございます。今回の一般質問を受けまして、県のほうには情報提供はしております。県とすれば詳しい状況がわからないと今の時点では答えようがないし、調べようがないということですので、ここは県と相談して、対応については県とともに考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番阿部幸一議員

まず、第三者委員会を設置して、これの解明をやりたいと、そのように思っている次第でございます。

これで私の質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

1番阿部幸一君の質問は終わりました。

5番田老賢也君の質問を許します。5番。

○5番田老賢也議員

5番、政和会、田老賢也です。通告に従い壇上より質問いたします。

1点目、今後の観光振興についてです。現在役場内で観光を担う部署は水産商工課であります。町主催の観光イベントで運営に携わる以外、観光を日常的に担う職員がいないのが大きな問題です。観光復興ビジョンも策定しただけで、具体的に動いている様子が見えません。今後の観光振興に町としてどのように取り組んでいくのか、答弁をお願いします。

2点目、町内観光客の継続性についてです。町主催で年に多くのイベントを開催しておりますが、そこでの誘客を次につなげる継続性を持たせる取り組みが現状では不十分であります。イベントに来てくれたお客さんに再訪してもらえよう、イベントと同様の体験ができる環境の整備と周知が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、防災行政無線の戸別受信機導入についてです。町では防災行政無線のデジタル化工事が進んでおりますが、現在も場所や状況によってほとんど聞こえない場所が存在します。緊急時を考えると難聴区域があるのは問題であり、戸別受信機を導入する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

4点目、避難場所となっている学校体育館のトイレ整備についてです。避難場所となっている学校体育館において、トイレの洋式化が進んでいません。避難率の高い方には体の不自由な方や高齢者が多く、トイレの洋式化を進めなければ避難行動に支障が出ます。今後の対応予定はいかがでしょうか。

以上、壇上より質問いたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

田老賢也議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の今後の観光振興についてお答えします。町では平成28年3月に策定した山田町観光復興ビジョンに基づき、重点プログラムであるエコツーリズム・体験観光の推進に向けて地域資源の発掘や住民との交流などのプログラムづくりに取り組んできたところであり、民間事業者などによる観光客の受け入れを行うなど、一定の成果を上げてきたところであります。引き続きビジョンに基づき、観光客の集客につながる体験観光の推進や情報発信などの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

2点目の町内観光客の継続性についてお答えします。来客者に継続して再訪していただくため、各種イベントを毎年開催しております。また、イベント以外でも誘客につながるようシーカヤック体験や収穫体験など体験型プログラムづくりを進め、ガイドブックやホームページ等で情報発信を行っているところであります。今後も来客者に継続して足を運んでいただけるよう努めてまいります。

3点目の防災行政無線の戸別受信機導入についてお答えします。防災行政無線は災害時の情報伝達手段の一つであることから、難聴区域があってはならないと考えております。町の防災行政無線による情報伝達は屋外子局を基本とし、戸別受信機については世帯少数地区や要配慮者利用施設等に導入しており、継続して難聴区域解消に努めてまいります。

4点目の避難場所となっている学校体育館のトイレ整備についてお答えします。学校体育館を含む避難所のトイレについては、ポータブルトイレ及びトイレ用テントをそれぞれ備蓄しており、要配慮者に対応しております。また、町の指定した避難所については高齢者、障害者等へ配慮した環境の整備を検討してまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。5番。

○5番田老賢也議員

学校体育館のトイレ整備についてからいきます。これに関しては、ことしの予算委員会だったと思うのですが、学校トイレの改修の予算がついていたということで、その際に体育館のトイレについても改修の予定がないかということをお伺いしています。そのときには、校舎内のほうの改修との兼ね合いもあるので、体育館のトイレについては検討するという答弁でした。今回の答弁でも検討するということなのですから、これは今年度の予算では体育館のトイレの改修は行わないということによろしいでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

前回予算計上しているのは障害のある子供が学校に入るといって、学校教育課程の中で支障がないような活動ができることということを第一にして予算化しておるところでございます。先ほどお話のあった体育館のトイレについては、学校教育の活動外の部分になってくると。先ほど答弁のほうにあったように、ということはやっぱり関係課と協議しながら進めなければならないということで、現在のところは予算のほうは盛っていないということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

今年度の予算では盛っていないということで承知しました。関係課と協議するという事なのですから、学校体育館のトイレの洋式化に関して担当課のほうでは必要性についてどのように考えていますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

子供たちが実際に体育館のトイレを利用するということは余りないのです。校舎内の自分の身の回りにあるトイレを使いながら、体育館は催してきたとか、そういうときに使っていくというものになっているので、現在のところ、今お話ししたように子供たちの教育課程の中での学校トイレの洋式化については校舎内のほうが優先されるのかというふうに捉えております。ただ、避難所となってくると話は別になってくるので、やはりここは長寿福祉課であったりとか総務課とか、こうしたところと検討しながら進めなければならないというふうに認識しております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

学校教育関係からの答弁、ありがとうございました。

担当課ということで、長寿福祉課であるとか防災関係の部署からどう思っているかというところをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本収郎）

防災担当である危機管理室のほうから、私のほうからお答えをいたします。

避難所の環境整備については、防災計画の中に高齢者、障害者等の要配慮者に配慮した環境の整備をするということですので、また学校での教育活動の場であるということも考慮に入れながら配慮して、環境の整備は進めるということですので、その意味では現在は、先ほどもお話ししましたが、簡易トイレを使って実際対応をしております。ただ、やはり予算的な部分もありますので、そこら辺は担当課と協議をして、できる限り洋式化を図っていきたいというふうには思いますけれども、そこは関係課で協議していかなければならないと、財政当局も含めてということになると思います。あとは学校再編の話も出ておりますので、その点も考慮に入れながら進めていかなければならないのかなというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

今学校再編の話も出たのですけれども、この件に関してはそこは分けて考える必要があるのかなと思っています。確かに学校統合して校舎がなくなれば体育館もなくなる可能性があるということなので、そうなれば洋式化してどうなのだという話であるのですけれども、実際問題、現在町内に避難場所が70カ所ありますけれども、全部の災害に対応できる避難場所というのは14カ所しかありません。その14カ所のうちの12カ所が学校または体育館ということで、ほとんどが学校なわけです。なので、全部の災害に対応できるという場所を考えたときに、どう考えても学校の体育館というものは必要になってくると思います。なので、予算の面も確かにあるとは思いますが、やっぱり体育館は残さなければいけないと思いますし、それであれば予算つけて整備する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

避難者のトイレの件でございます。やっぱり体の不自由な方が避難所に行って、トイレが使えないということは看過できない問題になってきております。身障者の計画でもお話でも出ております。実際困っているわけですので、避難所については学校に限らず、抜本的にトイレを身体障害者の方々が



使えるようなトイレに改修すると、方向性はそういう方向で考えております。ただ、一度に全部の箇所というわけにはまいらないので、年次計画で何カ年かに分けて、その方向で進めたいと、そのような考えを持っております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

大変前向きな答弁ありがとうございます。一度に全部は無理ということなのですが、本当にそのとおりだと思っていて、避難率の高い地域とか学校であるとか、そういったところから優先的にやるというので全然問題ないと思いますので、今答弁いただいたとおり、ぜひバリアフリーといえますか、あらゆる方が使えるトイレの整備、避難所の整備を目指して動いていただきたいと思います。これに関しては以上で終わります。

次、防災行政無線に関して行きます。防災行政無線で既に世帯少数地区ですとか要配慮者施設等には導入しており、継続して解消に努めるということなのですが、既に導入しているのはわかっていることで、これから問題になってくるのは、やっぱりデジタル化に伴って、既に導入しているのをまた置きかえなければならないという問題だと思います。ここの置きかえの部分というのはどう考えているでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

デジタル化に関しては、34年12月1日が移行日ということになって、デジタル移行することになります。そうすれば、アナログの使用が全くできなくなるということでございます。現在順次必要な部分については取りかえ、移行をしておりますけれども、これからアナログの部分、どのくらいあるかというのは正確な数字がちょっと把握できていない部分もございます、正直。というのは有償、無償というのがあって、無償の部分については把握をしておりますけれども、有償の部分についてはお買い上げをいただいた方にどういう方々がいるのかどうか、今も使っているのかどうかということもあって、少し調査が必要になってくると思っております。その調査を踏まえた上で順次備えたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

順次置きかえるということで、そのように進めていただきたいと思いますけれども、既にアナログのを入れているところの戸別受信機を置きかえとなった場合に、財源というのは自主財源になるのか、あるいは何らかの補助金を使えるのかということはどうなのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

現在置きかえ部分について、あと先ほど別の議員さんにお答えした購入予定の部分については、復興予算のほうで何とかできないかなというふうに進めているところでございます。それ以降に関しては、正直補助事業なるものがあるかどうかというのはまだ探しているというか、考えておりませんが、できる限り補助があればそれで対応しますし、できなければ台数少なくとも単費で対応をしていくというふうに、財政当局と協議は当然必要になりますので、その辺で進めていければというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

補助事業を探すということで、ぜひ自主財源ではなくて補助事業を探していただきたいと思うのですけれども。というのは、震災直後に置きかえの補助が国のほうで出ていたはずで、近隣の自治体でもそれを使って全部デジタルに置きかえて、各家庭に導入しているような自治体もあるはずで、山田はそれを使っていないがために置きかえに今こうやって費用がかかっているわけなので、終わったことを今さら言ってもしょうがないですけれども、そういう状況なので、ぜひ自主財源をなるべく使わないで、何らかの補助を使って導入できるように動いていただきたいと思うのですが、その部分もう一度お願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

議員おっしゃるとおり、そういうふうに進めたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

わかりました。既に入れているところの置きかえに関してはわかりました。

あと、全家庭への導入は無理だとしても、要支援者がいる家庭だけでも戸別受信機の導入はできないのかなと思っているのですけれども、そこに関して導入の可能性というのはどうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

要支援者の部分については、要支援者施設については設置をする予定ではございますけれども、要

支援者家庭になりますとその数がどの程度になるかということ、ちょっと今の時点では考えていないというふうになります。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

要支援者がやっぱり逃げるのに時間かかるとかという面もあって、早目に情報を知らなければいけないという部分もあると思いますので、その部分、何らかの方法で優先的に導入できないのかというのは考えていただきたいなと思います。これに関しては以上です。

2点目の町内観光客の継続性についてに関してはなのですが、答弁にシーカヤック体験の話が例に出てきたので、これについてお尋ねしたいのですが、例えばパドルフェスとかでシーカヤックの体験をして、町内でそういうことをやりたいとなったときに、現時点で受け入れる体制というのは整っているとお考えでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

ただいまのご質問でございます。パドルフェスと同様のものをするとなると、現在シーカヤックの艇庫というものの建設も進めているわけですが、現状で言うと整ってはいないかなというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

今おっしゃったシーカヤックの艇庫というのは、浦の浜にできるやつのことですよ。そこをうまく使って個人のお客さんですとかそういった方々が使えるようにするというものの検討に関しては、今現在行っているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

これにつきましては、今議員おっしゃられたとおり、個人が1人あるいは2人で来たときにシーカヤックを体験したいというようなことは当然出るであろうと想定はされておりますので、利用のさせ方も含めまして、当然検討はしているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

検討しているということなので、よかったなと思います。今までやっぱりイベントとかをやっても、イベントで体験してからやりたいという方が来てでもできなかったりとかというのがあらゆるイベントであったわけなので、ここの部分に関してはほかのイベントも含め、全部環境の整備だったり広報ですとか、そういった部分でも対応していただければなと思っています。これに関して以上で終わります。

今後の観光振興についてなのですけれども、これに関しては観光を担当する部署といいですか、今水産商工課ということなのですけれども、ほかの自治体みたいに農林水産にして、あとは商工観光にするとか、どういう形になるかわかりませんが、観光担当の部署をしっかりとつくって対応していく必要があるのではないかなというふうに考えています。答弁ではエコツーリズムに関して重点的にやっているということで、そこが進んでいるのはわかっていますし、すばらしいなと思っています。ただ、これに町の職員が実際どれだけ刺さっているかというところが問題になってくるかなと思っています。今現在の状況を考えると実施のサポートとかは多少やっていますけれども、積極的にかかっている町の職員がいないのですけれども、ここの部分に関してどのようにお考えでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

今ご質問のあった件でございます。議員のお考えもあろうかと思いますが、町としては水産商工課の中に商工観光をつかさどる係がございますので、今現有でいる職員で現体制、とり得れることを行っておりますし、今後も行っていくというふうに現時点では考えてございます。基本的に観光施設の管理、イベント、あと観光PRという、いろいろな事業を観光担当の職員が現在行っております。エコツーとか体験観光の推進につきましては、ここの部分につきましてはコーディネーターを中心に、職員とともに取り組んでいるというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

現体制でということなのですけれども、もうそれができていなくて破綻している状況にあると思います。明らかに役場で担当している職員が足りなくて、町で主催しているイベントがあるので、その運営に関しては確かにやっていると思うのですけれども、そこで手いっぱいになっていて、今後の観光に関してどうやって進めていくのかということが全然おろそかになっているのが実際のところではないかなと思っています。エコツーリズムだけではなくて、今例えば三陸のほかの自治体も含めて、近隣の自治体の観光担当者が集まって、東京の旅行の会社を回るキャラバンというのが開催されたみたいなのですけれども、ほかの自治体の人から何で山田町は来ないのだというふうに聞かれたのですけれども、これも山田だけ行っていないのです。それはどのようにお考えですか。人が足りないから

ではないのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

今の議員のご質問でございます。先ほどお答えしたとおり、現体制の中で満足しているか、少ないと感じるかはあろうかと思いますが、私としては現体制の中ででき得る部分で取り組んでおりますし、今後もそのようにとまず考えてございます。

今おっしゃられたコーディネーターがかかわっております観光の推進の部分につきましては、先ほども申したとおり、町としてはコーディネーターを中心に組み込んでいくというふうに考えてございまして、おっしゃられたように職員を派遣はしてございませませんが、今後もコーディネーター中心というふうには考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

コーディネーター中心ということなのですが、コーディネーターも町で雇っている方ですね。そこに対してサポートがもうできていなくて、その方も休むことができないというような状況になって、破綻していると思うのですが、それでも今の体制のままやっていくつもりですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

確におっしゃられるとおり、コーディネーター、今いろいろ取り組んできた中での結果が出てきている部分もございまして、大変忙しい業務の状況になってございます。おっしゃられたとおり、午前中から来て、最悪夜まで業務をとるといような過密なスケジュールになっていることも把握してございます。その辺につきましては、土曜日曜の事業がある際、その部分につきましては平日等でやりくりをするといったようなことも今コーディネーターとともに話もしてございますし、それだけで全てが解決するわけではございませんが、いずれ取り入れることはしながら進めていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

今話を聞いた上でも、やっぱり町の職員が刺さるのは必要だと思います。コーディネーターさん中心にずっとおっしゃっているのですが、コーディネーターさんがやめたらどうするのですか。今町の職員はサポートしかしていないので、いろんな詳細な情報を知らない状況ですが、

その方がいなくなった場合、また町のエコツーリズムですとか体験観光というのはゼロからやり直すということですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

何遍もお話して、今議員からご指摘されたとおり、その部分は認識してございます。今は残念ながらコーディネーターにかなり負担を強いてお願いしているところでございます。町の職員もできるだけかかわるように、あるいはかかわりたいということで進めておりますので、不十分かと取られているのかもしれませんが、今後できるだけサポート以外でも一緒にコーディネーターと業務を進めていけるようには考えていきたいなと思ってございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

堂々めぐりになってしまうので、これ以上は言いませんけれども、例えばさっきの三鉄主催のキャラバンに関しても山田からは職員が行っていないということなのですけれども、ほかの自治体の方から山田が来ないという話を聞いたのはこれが初めてではなくて、山田の役場の職員の方はそういうのに出てこなくて、民間の人しか来ていない、だからキャラバンみたいな役場の職員ではないと行けないようなのには山田は行かないし、出てこないというような状況にもう既になってしまっていますので、これはもうやっぱり人をふやすなり何らかで対応しないと、観光振興ビジョンも進めると言っていますけれども、進められないような状況になってしまうのではないかなと思っています。なので、そこのところは本当に人をふやすなり、私は観光関係の部署をつくったらいいのではないかと言いましたけれども、人をふやすでもいいと思うのです。何らかの方法で町のかかわりを本当にふやさないこれ以上は無理だと思いますので、そこのところを改めて副町長でもいいのですけれども、答弁をお願いしたいなと思います。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

田老議員の憂いている部分が本当に心に刺さるように伝わってきております。実は同じように問題を認識しております。コーディネーターがやめれば、これは本当に一からだろうなと、今まで築いてきたものがゼロになるのだろうなという、そういうことも危機感として持っております。そういう中で水産商工にいろいろ工夫改善を求めてきたところではありますが、なかなか抜本的に解決されないで今日に至っているということでもあります。

そこで、部署は今こういう状況で、派遣職員もいただいている状況でやっている中で、部署を新た

に設けるとするのは非常に困難でありますので、人員増を含めてコーディネーターのサポート、あるいはプロパー職員がそのことを認識すると、その方向で検討していく、そのように思います。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

ありがとうございます。ぜひ体制の増強を検討していただきたいなと思います。

ごめんなさい、ちょっとそれに関してあと1点なのですけれども、コーディネーターさんが農業体験で民泊みたいなのを半年前ぐらいにやったのです。私もそれに参加して、町内の農家の方のところにお伺いしたりしたのですけれども、そういうのになってくると、今水産商工課ですけれども、担当って農林課になりますよね。私がそれに参加したときは農林課の職員が2名ほどいらしていたのですけれども、それに関して農林課で何か動いているというのは実際のところありますか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

ただいまの質問にお答えします。

お試し民泊ということでたしかやったと記憶しています。白石地区の数世帯に泊まって、こんなものだよというのを白石の方々に知っていただくというのをやりました。それに先駆けて、大阪のほうから来ている野田村のほうから、そちらにも研修とかに行っております。そういったことも含めまして、民泊あるいは農泊といいますか、それについては農林課のほうにもかかわりが出てくるのかなという気はしておりますが、なかなかそれを受け付けから、ではこちらに手配をするというような組織づくりがまだなされておられませんので、これから検討するということになろうかと思えます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

その連携ということなのですけれども、今観光のところは水産商工課でやっていると思うのですけれども、その横の連携、あるいは意見のすり合わせとかというのはちゃんとできていますか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

横の連携ということでございますが、実際のところ水産課にいるコーディネーターが主になって話を進めて、それに農林課がサポートというか、そういった形で当日行って、お手伝いの形で進んでおるのが今現在のところでございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

それもサポートということなのですから、主体的にやっついていかないとコーディネーターさんがやめたら全部何もなくなってしまいます。これも何回も同じことになってしまうので、これで最後にしますけれども、やっぱり何か観光を取りまとめる方を役場につくらないともう無理だと思いますので、そのところは繰り返しになりますが、今後の対応をお願いしたいなと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

5番田老賢也君の質問は終わりました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会とします。

午後 2時19分散会



平成30年第3回山田町議会定例会会議録（第2日）						
招 集 告 示 日	平成30年 8月31日					
招 集 年 月 日	平成30年 9月 5日					
招 集 場 所	山田町役場5階議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成30年 9月 6日午前10時00分			議 長	昆 暉雄
	散 会	平成30年 9月 6日午後 1時48分			議 長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員  出席 13名 欠席 0名 欠員 1名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	阿 部 幸 一	○	8	関 清 貴	○
	2			9	阿 部 吉 衛	○
	3	佐 藤 克 典	○	10	坂 本 正	○
	4	黒 沢 一 成	○	11	菊 地 光 明	○
	5	田 老 賢 也	○	12	山 崎 泰 昌	○
	6	木 村 洋 子	○	13	吉 川 淑 子	○
	7	尾 形 英 明	○	14	昆 暉 雄	○
会 議 録 署 名 議 員	6番 木村洋子		7番 尾形英明		8番 関清貴	
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	福 士 雅 子		書 記	齋 藤 絢 介	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名  凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	長寿福祉課長	菊 池 ひろみ	○
	副 町 長	甲斐谷 義 昭	○	健康子ども課長	野 口 伸	○
	副 町 長	吉 田 雅 之	○	建設課長	昆 健 祐	○
	技 監	香 木 和 義	○	建築住宅課長	芳 賀 道 行	○
	総務課長	佐々木 真 悟	○	建築住宅課主幹	佐々木 政 勝	○
	総務課主幹	倉 本 收 郎	○	上下水道課長	後 藤 清 悦	○
	財政課長	古 舘 隆	○	消防防災課長	中 村 光 宏	○
	復興企画課長	甲斐谷 芳 一	○	教育長	佐々木 茂 人	○
	会計管理者兼 税 務 課 長	白 土 靖 行	○	教育次長	箱 山 智 美	○
	農林課長	川 口 徹 也	○	生涯学習課長	中 屋 佳 信	○
	水産商工課長	武 藤 嘉 宜	○			
	町民課長	川守田 正 人	○			
	議 事 日 程	別紙のとおり				
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					



平成30年第3回山田町議会定例会議事日程

(第2日)

平成30年 9月 6日(木) 午前10時開議

- 日 程 第 1 一般質問
- 日 程 第 2 報告第12号 平成29年度山田町財政健全化判断比率について
- 日 程 第 3 報告第13号 平成29年度公営企業会計における資金不足比率について
- 日 程 第 4 報告第14号 公用車事故(物損事故)に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告  
について
- 日 程 第 5 議案第87号 山田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 6 議案第88号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 7 議案第89号 宮古地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めること  
について
- 日 程 第 8 議案第90号 公共下水道山田管渠(30—1工区)布設工事の請負契約の締結に関し  
議決を求めることについて



平成30年 9月 6日

平成30年第3回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

○議長(昆 暉雄)

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

○議長(昆 暉雄)

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

○議長(昆 暉雄)

会議に入る前に、消防防災課長より本日未明に発生した北海道地震の対応について報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。消防防災課長。

○消防防災課長(中村光宏)

本日発生しました北海道地震の対応についてご報告いたします。

本日午前3時8分ごろ、北海道胆振地方を震源とする震度6強の地震が発生したことに対し、宮古消防本部緊急消防援助隊が出動したことに対し、ご報告いたします。この地震に伴い、午前5時31分、宮古消防本部指令課から各所へ出動要請がありました。これにより、県内では盛岡消防隊7隊、花巻消防本部2隊、北上消防本部3隊、奥州金ヶ崎消防本部2隊、そして宮古消防本部からは消防ポンプ自動車1台、救急車1台、資機材搬送車1台、計3台、10名が出動いたしました。岩手県隊は宮古港藤原埠頭フェリー乗り場に集結し、総勢17隊、計62名で8時に出発し、北海道室蘭到着は本日18時ごろの予定となります。

以上、ご報告を終わります。

○議長(昆 暉雄)

進行いたします。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

6番木村洋子さんの質問を許します。6番。

○6番木村洋子議員

6番木村洋子です。一般質問の前に、全国で大きな自然災害が頻発しております。本日未明には北

海道で地震、崖崩れが発生し、被災された方々が出ています。3.11の震災のときは広島からも北海道からも多くの支援をいただきました。被災者の方々にはお見舞い申し上げるとともに、早期の復旧、復興を願っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。初めに、被災者の医療費、介護保険利用料の免除継続についてです。被災者の医療費、介護保険利用料の免除が本年12月末日で打ち切られる予定であります。本町の復興は道半ばであり、仮設住宅にいる被災者もいます。県保険医協会が行った被災者アンケートでは、免除がなくなれば「通院回数を減らす」、「通院できない」を合わせると57.5%、「これまでどおり通院する」は32.0%になっております。「震災後高血圧を発症しました、年金生活では医療免除は必要不可欠です」など、切実な声がたくさん寄せられております。こうした被災者の切実な実態と要望を踏まえて、来年1月以降も被災者の医療費、介護保険利用料の免除継続を実施するべきであると思います。町の考えを問います。

次に、三陸鉄道で通う高校生の通学定期代の補助についてです。沿岸住民の生活の足である三陸鉄道山田線（宮古～釜石間）が来年3月23日に開通予定であります。町民より大きな期待が寄せられております。大変喜ばしいことではありますが、反面JRに比べ運賃が高くなることが予想されます。特に毎日学校へ通う高校生の定期代がさらに高額になるのではと懸念されます。宮古方面の高校へ通う学生が多い本町であります。宮古までの通学定期代は幾らになるのでしょうか。また、現在の定期代より高くなれば自家用車での通学に切りかえるなどの世帯がふえ、利用者の増加につながらないのではないのでしょうか。三陸鉄道で通わせようとしている高校生の世帯にとっては、現在の定期代より高額にならないようにとの望みがあります。本町ではひとり親世帯が約2割とふえる傾向にあり、子育て世帯への経済的負担軽減策が必要であります。高校生の学びを守るため、町としても通学定期代への補助を打ち出すべきではないのでしょうか。

次に、庁舎内の受動喫煙対策についてです。3月、政府は受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案を閣議決定しました。学校、病院、行政機関等での敷地内禁煙、飲食店や鉄道などで屋内禁煙とし、初めて罰則が設けられました。しかし、客席100平方メートル以下の個人、中小企業経営店は例外であります。当庁舎内での受動喫煙対策は具体的にどのようなようになるのかを伺います。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

木村洋子議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の被災者の医療費、介護保険利用料の免除継続についてお答えします。東日本大震災の被災者に対する国民健康保険の医療費一部負担金及び介護保険サービス利用料の免除措置の継続については、現在岩手県を中心に県内全市町村で検討が行われているところであります。町としては被災者を

取り巻く状況や他市町村の動向、現在進められている検討結果を踏まえ、判断したいと考えております。

2点目の三陸鉄道で通学する高校生の定期運賃についてお答えします。町内各駅から宮古駅までの1カ月通学定期運賃ですが、豊間根駅は1万2,960円程度、陸中山田駅は1万8,480円程度、織笠駅は1万9,920円程度、岩手船越駅は2万2,080円程度をそれぞれ見込んでおります。また、通学定期運賃への補助についてですが、県がいわての学び希望基金を活用し、実施している被災地通学支援事業により、対応することとしております。

3点目の庁舎内の受動喫煙対策についてお答えします。改正健康増進法は、官公庁等の施設について建物内での喫煙を禁止するなど、受動喫煙対策が一層強化される内容となっております。このような法改正や社会的な動向を踏まえ、当庁舎においても禁煙に取り組む必要があると認識しており、対応について現在検討しているところであります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。6番。

○6番木村洋子議員

1点目の被災者の医療費の部分です。6月の県議会で被災者の医療費、介護保険利用料の免除継続を求める請願が採択されました。それで、県のほうではことしの8月の下旬に来年1月以降の免除について意向確認を行ったということで、各市町村に対して通知が来たと思うのですが、県からの意向確認に対して町のほうではどのように返事をなされたか伺います。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（川守田正人）

県のアンケート、意向調査に対する回答ですけれども、町のほうとしては県内の市町村の状況を確認しながら、実施については検討していきたいというふうに回答しております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

県の保険医協会の行った被災者アンケートなのですが、これは2012年から毎年行われております。これは山田町を含む被災した沿岸市町村が対象で、被災者の切実な声がたくさん載せられておりますが、これに目を通されたかどうか伺います。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（川守田正人）

岩手県保険医協会から町長宛てにも医療費の一部負担金の免除継続を求める要請書ということで提

出されております。その中にもこのアンケートの結果も添付されておりましたので、中身については拝見させていただいております。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

これは本当に被災者の方々の切実な声だと思います。それで、最後にまとめの部分に記されたところは、県内全県ですけれども、いまだ仮設住宅には5,000人を超える方々が入居していると、復興の進捗も地域により大きく異なっている、事業所の再開や雇用の確保も道半ばであります。新たな住宅建設には費用もかかる、こうした中で窓口負担が発生すれば必要な受診が妨げられる、健康をさらに悪化させるおそれがある、こういう状況があります。やはりこれでは打ち切りというのは被災者にとって非常に過酷な状況になると思うのですが、そのことに対して継続を町として決断すべきではないかと思うのですが、その考えはあるかどうかをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（川守田正人）

医療費の一部負担金免除についてはこれまで継続してきたわけですが、医療費の増加に対しては少なからず影響を及ぼしているということは事実でございますので、継続することについては慎重に考えていかなければならないだろうというふうには考えております。しかし、被災者の復興を推進するというのも重要であるというふうには考えているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

免除に係る費用については、国は現在は8割補助し、残り2割は県と市町村が賄っています。医療保険制度は国の制度でありまして、国の責任で免除に係る費用の全てを補助すべきです。山田町は、復興は道半ばです。大津波と火災で全ての財産を失った住民が多くいます。やっとのことで高台にうちを建てたが家計は火の車ですと、そういうお声を聞きます。医療費の免除は精神的な安心感、心のケアにもつながっています。大変助かっているという町民の声、震災後7年半となりますが、免除を継続してくださった町に本当に大変感謝しております。これからもどうぞ継続の方向で前向きに検討していただきたいです。町長からお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

私の言いたいことは課長がほとんど言っているわけですが、そのような中であえて質問に



お答えするとすれば、この一部負担免除が過度の診療につながっていないかどうかとか、厚生年金の方々の不公平感とは同じ町民としてどういうものか、そういうところとか、国民健康保険の財政のほうにどのような影響を与えているか、この間は保険料を一部負担をせざるを得なかったと、基金がなくなったと、そういうようなことで、一方ではまた応急仮設住宅に当初4,550人いましたが、今800人ぐらいということでまだお住まいでございます。そしてまた、一昨年の台風10号において、同じ広域を構成する岩泉地区においてあのような大災害があったというところも考慮しなくてはなりません。そのようなところを総合的に勘案しながら判断をしてまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

山田町は国民年金で、そして震災後津波とか病気とかで片方の配偶者の方を亡くした方が多くて、ひとり暮らしの方が多いです。さらに、それで国民年金ということで、非常に医療費の負担というのが大きく重なっておりますので、そこをよく考慮していただき、これからの負担の免除のほうを継続していただけるようお願いいたします。

次に、三陸鉄道の部分です。金額が記されておりますが、陸中山田からは1カ月1万8,480円ということなのですが、これは県のほうで半額補助ということが打ち出されておりますが、それを使ってもこの値段なのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

お答えいたします。

町長答弁はこれぐらいになるであろうという予測でございまして、正確にはまだ事業認可を受けていませんので、来年になろうかと思えます。内々にお聞きしたところ、例えば陸中山田駅は1万8,480円になるということでございます。これに半額補助がなりますと九千幾ばくかということになろうかと思えます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

大体私も計算して、現在より1,000円前後高くなるのではないかなと、こう思っておりましたけれども、やはり毎月のことですし、高校生の定期代ですので、1,000円のアップでも非常に家計に負担になります。そういった意味で、この部分に対しての負担というのは山田としても町としてもここに力を入れるべきだと思うのです。

昨年NGOのセーブ・ザ・チルドレン、震災の後に山田の子供たちもお世話になりましたし、はび

ねの建設のときもお世話になった団体なのですが、NGO団体です。山田町と石巻で昨年被災者の世帯で行った調査があります。子供たちの世帯です。その結果なのですけれども、それは多分皆さんの手元にもセーブ・ザ・チルドレンのほうから届いていると思うのですが、震災後、赤字家計が3割から6割に倍増したということです。これは山田と石巻だけをまず調査した結果なのですけれども、震災に伴う失職とか自宅再建のそういう負担増が原因でなったのではということなのです。6割の赤字世帯の85%がひとり親世帯だったということです。NGOの担当者は、震災で親が死亡したり離婚したり収入が減り、子供の教育機会を制約している、公的支援が必要だと指摘しております。親も一生懸命働いております。でも、何ともならない状況がここにはあります。

山田から宮古間なのですけれども、今でも8,000円前後なのですけれども、非常に高額なのです。そういう経済的な負担で家庭を圧迫するようなこととか、高校生を退学させなければならないような事態、そういうのは絶対避けなければならないと思いますので、公的支援の部分で町のほうに定期代に支援を入れてほしい、そのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

確かに議員おっしゃるとおり、半額になったとしてもJR定期からは若干ふえるという予測をしております。繰り返しますが、これは本決まりになったわけではないので、はっきり申し上げることができないのですけれども、そういう予測をさせていただきます。ただ、一方では従来JRからの移管金30億円の使途として激変緩和を議論してまいりました。激変緩和の考え方は、最初の3年間はJR料金プラス3分の1、次の3年間はJR料金プラス3分の2というふうなことで、6年をかけて倍の料金に持っていくというような考え方で進めていたところでございます。今回県がいわて学びの希望基金を使うことにより、大幅に緩和されているという事実もでございます。また、いわて学びの希望基金については被災地全体をカバーするというので、JRを除いたバス、三鉄等々の費用を半額にするという県の英断でございます。ただ、惜しむらくは30、31、32の3年間の限定ということでございますので、町とすれば今後はこの継続を要望していくという考え方でございます。基金があるうちは半額補助を継続していただきたいというスタンスで取り組んでいきたいと思っております。

議員おっしゃるJRから1,000円でも2,000円でもふえる分をどうするかについては、他市町村の動向等もあろうかと思っておりますので、今後の検討課題ということであろうと思っております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

定期代の金額は未定ではありますが、大体それぐらいになるかなという予想はあります。これは町からの支援、もちろん多いほうがいいに決まっていますが、これは金額とかよりも、やはり町

から支援を受けて通学している、そのことがすごく重要なことだと思うのです。町民からも、通学させている高校生の親御さんからもすごく歓迎されるし、喜ばれると思うのです。そこを前向きに検討してほしいし、3月ですので、期間がありませんので、早目に打ち出してほしいです。そのところを町長、お願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

ご指名でございます。先ほどセーブ・ザ・チルドレンのひとり親家庭において、経済的事由によって進学を断念せざるを得ないというようなことがアンケートでございました。このアンケートは山田町と、たしか塩釜かあちらのほうでの2カ所でのアンケートだと思いますが、そういう中において当町としては奨学金の完全給付ということを議会の皆様方のご理解をいただきながら英断させていただいたという事実もございます。

そのような中で通学費、これは先ほど県の基金を使った激変緩和の中の議論において、私は通学費は教育費であるということを強く言っていたわけでございます。そのようなことではありますが、基本受益者が負担するという、これは自由経済の基本というところもございます。そのような中において料金の設定がまだしっかりと決まっていないということもございまして、当然大槌から宮古のほうに通う子供たちもいるでしょう。そういうところとの整合性を考えながらの判断になろうかと思っております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

定期代が高額にならないように、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、受動喫煙対策についてです。日本は2020年までに受動喫煙のない社会を目指すということですが、あと2年はないですけれども、当庁舎内の具体的な、こういうところを改善していこうとか、そういうタイムスケジュール的なものはできているかどうか伺います。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

受動喫煙対策につきましては、4月でございますけれども、庁舎内におきまして健康増進法の改正案の内容、あるいは受動喫煙防止の取り組みについて庁議で説明をして、理解を深めておりました。また、その中で禁煙の範囲を示した上で敷地内禁煙がいいのか、あるいは施設内禁煙がいいのか、来客者、訪問客もございまして、そういったところも含めて今検討しておるところでございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

その中で検討中ということですが、優先して改善すべき場所とかは話題にはのったことがありましたでしょうか。優先すべき場所。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

庁舎内ということであれば、今度の改正の内容は、庁舎内は基本的には全面禁煙というような形になっております。また、それにつきましては行政機関で所有している体育館であるとか、そういった集会所の施設も同様というような形で考えております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

受動喫煙の影響についてなのですが、そういう勉強会も行ったということなのですが、日本では年間1万5,000人が受動喫煙で死亡しています。肺がんなどです。これは交通事故死の4倍にも当たります。なぜ危険かという、70種以上もの発がん性物質が含まれているからです。心臓とか脳に負担をかける4,000種類の有害物質も含まれております。換気扇を回しても室内にたばこの有害物質が拡散されます。喫煙後30分は、呼吸をするたびに肺に残っている有毒物質が排出されます。髪や服等についた有害成分が蒸発して周りに拡散します。たばこ臭いということは、この瞬間、受動喫煙されたということです。これは環境基準の100倍以上の有毒物質です。

ことしの6月の定例会では山田高校の3年生が傍聴に訪れました。議場の入り口のところにある喫煙所は脇を通るとたばこ臭いので、やはり傍聴に訪れた女性も不快な思いをしたということです。この場所ではできるものなら優先して改善すべきではないでしょうか。お願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

5階のこの議場、控室、待合室の部分も含めて今後は検討していかなければならない、基本的には庁舎内での喫煙はもう無理だよと、できないよというような考えに立っております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

私が看護師をしていたときも、たくさんの肺がんの患者さんを見てきました。受動喫煙で肺がんになって、病と闘っている若いお母さんもおります。支える家族も非常に大変です。庁舎には多くの町

民が訪れます。高齢者や町民の方々、そして職員の健康と命を守るためにも、愛煙家の皆さんのご協力を得ながら受動喫煙対策をしっかりと早目に講じてくださることをお願いしたいと思います。最後に、町長をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

今から40年ほど前には、病院の待合室はたばこの煙だらけでございました。そういうことからすれば大分変わってきたなど、そういうふうに思っております。そのような中で、たばこによる健康被害による医療費というものが国庫にも相当の影響を与えるというようなことも事実のようでございます。何よりもその本人の健康ということに大きく有害であるということが一番だと思えます。そのような中で改正健康増進法というところを捉まえて、しっかりと町としてもたばこを吸わない人たちのためにも適正な対応をとっていききたいと、そういうふうにいるところでございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

ありがとうございます。やはり害については知らないということが一番よくないと思うのです。若い人、お母さん方、いろんな町民の方々に知っていただいて、この害から健康を守る、命を守るように、これからもどうぞよろしくをお願いいたしたいと思えます。

以上で私からの質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

6番木村洋子さんの質問は終わりました。

7番尾形英明君の質問を許します。7番。

○7番尾形英明議員

7番、新生会の尾形英明です。私が議員になって7年になります。病気入院時を除き、議会のたびにいろいろなことを質問してまいりました。その都度答弁はいただいておりますが、その後の経過や状況報告が一度もなされておられません。このような思いは私だけでしょうか。今後は報告や相談などをよろしくをお願いしたいと思えます。今回も納得のいく答弁を期待しております。

では、質問通告のとおり4点ほど質問したいと思います。1点目として、豊間根生活改善センターの改築についてですが、私が平成25年12月定例会で質問した「改善センターの下水道整備を」に対する答弁で、「施設の改修時に改善する」とのことでした。その後、何の動きもございません。そろそろ施設の建てかえが必要と思うが、当局の考えをお伺いします。

2点目は、勝山地区センターの設置についてですが、豊間根の中心地である勝山地区に集会所のような施設がないのです。地区の集まりや子供会等の活動など、大変不便を感じております。駅周辺に

ラジオ体操や盆踊りができる広場を備えた物産館兼用の集会施設の新設を望むが、当局の考えをお伺いします。

3点目として、下水道や浄化槽の普及率についてです。現在山田町は災害復旧により住宅再建が進んでおります。新築は3年間での下水道接続が義務づけられております。そこで、お伺いします。(1)、現在公共と浄化槽の普及率は。(2)、普及促進の対策や取り組みは。(3)、役場職員宅の設置率は。(4)、公共施設の設置率は。以上4点についてお伺いします。

4点目は、学校統合と給食導入についてですが、小学校、中学校の統合と給食導入は同時でなければ配送車などの購入に大きな影響が生じると思う。学校統合と給食センター完成との時期的な関係はどうなっているのかお伺いします。

以上、壇上からの質問は終わりますが、再質問は自席よりさせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

尾形英明議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の豊間根生活改善センターの改築についてお答えします。豊間根生活改善センターは、集会や各種行事の開催場所、防災拠点や役場支所等として多目的に利用されておりますが、建設後44年が経過していることから大規模改修や建てかえの時期となっております。施設の建てかえに当たっては、豊間根地区の中心施設として将来的な構想も含め検討をしております。

2点目の勝山地区センターの設置についてお答えします。勝山地区の集会や子供会等の活動については、以前より豊間根生活改善センターを利用していただいておりますので、従前どおりの利用をお願いしたいと考えております。なお、広場を備えた物産館兼用の集会施設については、現在のところ新設の計画はありません。

3点目の下水道や浄化槽の普及率についてお答えします。1つ目の普及率についてですが、平成29年度末現在の公共下水道普及率は、船越処理区75.6%、山田処理区43.3%、漁業集落排水処理施設の大沢処理区80%、大浦処理区94.1%となっております。また、下水道供用開始区域以外の区域での合併処理浄化槽の普及率は30.9%となっております。

2つ目の普及促進の対策や取り組みについてですが、公共下水道は山田処理区における既存住宅の接続促進補助事業による助成や、供用開始された地域において戸別訪問を行っており、また浄化槽については循環型浄化槽設置整備補助事業に町単独によるかさ上げ補助をするなど、設置に係る費用の助成を行っております。

3つ目の役場職員宅の設置率についてですが、公共下水道及び漁業集落排水処理施設への接続並びに合併処理浄化槽を設置している率は77.8%であります。

4つ目の公共施設の設置率については69.3%であります。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木茂人）

4点目の学校統合と給食導入についてお答えします。学校再編については、現在第2回説明会が終了したところであり、必要な地域への第3回説明会の開催を検討しているところであります。本年度中に学校再編についてある程度の方向性をまとめ、給食開始に向け配送車等の整備を進めてまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。7番。

○7番尾形英明議員

大変ありがとうございます。では、最後のほうから行きます。学校統合と給食……

○議長（昆 暉雄）

マイクを使ってください。

○7番尾形英明議員

低くてわからないのです。町長みたいにやってくれるのであればいいのですが、私だけのためにはならないと思います。はい、わかりました。

それで、導入についてはそのとおりでと思いますので、統合と一緒にできるように努力していただきたいと思います。

あとは、次は最初からです。生活改善センターについてなのですが、これは答えの中で2番目とも影響してくるのですが、勝山地区、現在改善センターがある場所は、地割は3地割ですけれども、地区的には八千代です。八千代まで行って勝山の集会をしなければならないような状態なのです。勝山の端からセンターまで行くと結構時間がかかります。子供たちもゆるくないです。学校に通うのと同じぐらいの距離になります。ということで、別に考えた形で改善センターの、44年もたっていますので、今回新築を望むのですが、考えはないのですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

豊間根生活改善センター、確かに議員おっしゃるとおり勝山センターの絡みは出てくると思います。まず、生活改善センターの改築なのですが、答弁でもお答えしたように必要性は認識しているというふうにご理解いただければと思います。建てかえる場合にどの場所がよいのか、あるいはどういった機能を付与するのか、規模はどの程度か、事業費はどれぐらいか、財源はどうするかというような、かなり込み入った課題を整理しないとなかなかできないというのが現状だと考えております。建てる場所にかかわって勝山地区の皆さんが使えるかどうかというのが出てくると思いますので、そういう

意味で何とも答弁ができない状況でございます。現時点では、勝山の皆様には引き続き生活改善センターのご利用をお願いをしたいというのが今回の答弁ということになります。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

昔からそういう答弁、生活改善センターをつくったのは農林課の事業でつくっているはずなのですよね。支所という形でつくっているわけではないですから、それを間借りして支所があるだけであって、改善センターは補助でやったはずなので、あれは。だから、新たにつくってくださいというのは、支所だけの考えでつくるのではなく、要するに改善センターの継続でもいいのですが、そういう補助の導入は可能ではないのですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

議員おっしゃるとおり農業関係の補助で、生活を改善するという目的で集会所をつくった経緯というのはおっしゃるとおりでございますが、現在その補助があるのかどうかについては担当課のほうと協議をしたいと思っておりますが、財源の前に、先ほど申し上げたとおりどういった機能、どういった場所にどういった規模でというのが大事になってくるのではないかなと。やはりあそこが豊間根地区のセンター機能を有するような建物にしないといけないのではないかなとは思っているのです。場所についても豊間根の方に聞くと、あそこではだめだよという話を何回か承っておりますので、場所も結構課題があるのかなというふうに考えております。財源については担当課のほうに確認をしたいと思えます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

ですから、25年の12月の定例会で私が言ったときは、これはあくまでも災害の避難所のときに下水道の部分、便所の部分と、あと厨房の要するに雑排水について、やっぱり下水道を整備しなければならないのではないかと、改築をしなければならないのではないですかという話をこのときはやったのです。そしたら、確かに建物は古くなってきているし、建てかえの時期がだんだんに来るのではないかなというような話の中で、そのとき検討しますというような話だったのです。ただ、古くなったのでというようなのを私が質問に上げてやったら議事録に残っていないということで、削除したのですが、本音はそうなのです。要するに当時私がやったときもそのとおり、6番議員も何らかのときに便所改築の部分について言ったときがあるのですよね、改善センターの和式を洋式にしたほうがいいのではないかなという話。これも私も同じ考えだったのです。そういうことからもう既に何年だ、



5年も6年もたっている。そんなので何も考えていないのですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

議員のご意見は全くそのとおりだと思っております。何も考えていないのかと問われますと、考えていますと、なので改築の必要性は認めていると、これは町長もふだんおっしゃっていますから、これは間違いございません。必要性は感じております。ただ、くどのようなですけども、どういうふうに、どこにつくるかというのが課題だと、だから議員さんがおっしゃることは全くわかります。ただ、なかなか進めていない。

またありきたりな答弁と言われるかもしれませんが、今本町は復興の完遂に向けて、そちらのほうへ力を注いでいる状況でございます。32年の終わりを目指して、やれるところはやるという考え方で進めております。その反面、確かに被災をしなかった豊間根地区、織笠地区がなかなか整備が進んでいないということも認識をしているところでございます。皆様からさまざまな課題をいただいておりますけれども、財源等も含め、なかなか手がつけられないというところはぜひご理解をいただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

中身的には理解はしているのです。ただ、私が言うのは、25年の12月定例会で言って、もう5年になります。5年間、何の進展もないのです。ということは考えていないということです。また改めてこうやって質問したからぶり返したような感じで思い出して、そんな理屈つけていると思うのですけれども、本当に5年間何も考えていないと思うのです。何に関してもそうなのです。私が質問したもののだから、冒頭で言いましたが、何ぼ質問して、はい検討します、何します、その後の進展、一つもしていない。そういうのでなく、やっぱり一つ一つ答弁を責任を持ってやっていただきたいのですが、その辺はどうですか。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

私のほうから答弁させていただきたいと思います。

25年の質問について私も記憶がございます。当時そのときは退職した企財課長が答弁していたと記憶しておりますが、たしかそのときもいずれトイレだけの改修だけでは、あそこは古家の造作になってしまって、後々また金をかけなければならないということが想定されるので、いずれ全体的な改修あるいは建てかえも含めて検討したいと、時間をいただきたいと、大体そういうふうな旨の答弁をし

たというふうに記憶しております。

この間、5年たって何もしていないのではないかとということでございますが、ぜひご理解いただきたいのは、この間の町の予算というのは700億、600億、500億と、そのような予算で、かなりの事業を抱えていたと。言いわけに聞こえるかもしれませんが、実際の問題として監査のほうからも言われている部分もございますので、多くの事業をこなしているのは事実でございます。それを消化し切れていない部分もあります。これは物理的な問題で、人数が足りないというのはいかんともしがたい問題がありますが、そういった中で要望をいただいている、あるいは課題を解消するにどうしても時間がかかるという、このことについては今復興期間であるという、特別な期間であるということをご理解していただきたいと思います。

そういった中で、各施設について課題を抱えております。きのうも出ました身障者のトイレ、避難所のトイレ、あるいは大沢のふるさとセンター等、課題はいっぱいあるのでございますが、残念ながらこれをこなしていく物理的な対応力が追いついていないと、予算について追いついていないということでもあります。この間、豊間根の排水対策についてはいずれ設計も組んで、具体的に協議も進めて発注もしているという中で、排水路のほうの整備を進めているという状況にございます。そうした中で、ここの支所も含めた豊間根生活改善センターの抜本的な計画をやらなければならないという状況に迫られておりますが、これは勝山の集会所とあわせて検討したいと。復興企画課長が申し上げたとおり、例えば豊間根生活改善センターあるいは支所をもう少し駅前の方に移すことが可能であれば、もしそういうふうな計画を立てれるのであれば、勝山の集会所も一緒に解消できるのではないかと等々考えておりますので、どうぞこの辺の事情をご理解していただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

今までやっていないという判断は表現的に悪かったかもしれないが、ただ町長の公約である例えば給食センターの問題、あれは同じあれでも何でやって、そして前々から話があるセンター、支所も含めた形の中の改築というのは、そっちのほうは何で。豊間根も山田町なのです。そういうような流れで、何回も私は豊間根も山田町ですと言っているのに、復興が大変だから豊間根の仕事はやらない、そういう話ではないのではないかなと思うのですが、その辺はどう思っていますか。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

決して豊間根はやらないというのではございません。やはり復興事業のメインは津波で被災したところと、ここを一刻も早く復興を遂げて、被災している人たちの正常なついの住まいを与えて、経済

も復興させたいと、これが最優先でございますので、決して豊間根はやらないということではないことをご理解いただきたいと思います。

加えて、給食センターについては発災前からやるということで、当時の議員の皆様のご理解のもとに進めてきたと、それが東日本大震災で中断、凍結をしたと、その理由は復興が優先だということでございます。その凍結をいつ解凍するのかということで、今まで議会の皆さんから結構なご意見をいただいたので、大体見えてきたのでということで給食センターは解凍して走り始めたということでございますので、どうぞご理解をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

わかりました。そういう中で、私が何回も同じような質問をしているのも理解していただきたいと思います。

2番目と1番目がダブっているのですが、2番目の問題として、確かに今の改善センターばかり利用しているのですが、今度建てかえる場合には場所から何から検討するという事なので、それも含めてお願いはしたいのですが、現在そのとおり勝山の子供会などがラジオ体操するのもセンターのほうに行ってもやらなければならない、勉強会をやるにもそっちに行かなければならないと、そういうような状況ですので、含めて今度三鉄の豊間根駅の名前がまつたけの里になります。そういうことで、あるグループたちが、今やっているおでんせ市の部分についても駅前であればもっとそれなりになるのではないかと、それにあわせてマツタケがとれる時期にはマツタケも展示販売ができるような、物産館兼用的な施設というのはそういう意味で言っているのですが、考えはどうなのでしょう。可能性はないですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

一つの案としては議員さんおっしゃるとおりだと思いますけれども、今柳沢地区の前病院跡地を取得になりまして、あそこに観光と物産の拠点をつくらうとしております。私は、基本的には施設を分けるよりも集中させるといったほうが集客力は出てくると思っております。当然これは関係者おりますので、皆さんとの話し合いは必要になりますけれども、山田町の持っている力を結集したほうがお客さんは集まるのではないかなというのが基本中の基本で進めているところでございます。しかし、今豊間根地区で頑張っている方もいるのも受けとめております。具体的に駅前にとわれますと、駅前よりは車が通る国道脇のほうが集客力はあるのではないかなというのが一般的な考え方ではないかなとは思っております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

私は、道の駅は道の駅でいいと思うのです。ただ、三鉄、せっかくまつたけの里という名前がついているので、要するに車でなく三鉄で来た人が、まつたけの里って、マツタケがあるんだろうなという感じでおりにたときに何もなかったら。私のうちが駅のそばであれなのですが、マツタケはどこに行けば買うにいいのかとか、マツタケはどうしたら見れるのやとか、そういうような質問を受けるときがあるのです。それよりはちゃんと、私は物産館だけつくれとは言っていません。要するに集会所兼用のそういう施設ができないのかというのを確認したい。そしたら新設の計画はないというだけの返答で、おもしろくないではないですか、我々。何か考えて、何かをやらなければならないというような、希望のあるような返答であればいいのだけれども、計画はありませんで終わりではおもしろくないのではないかなと思うのだけれども、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

計画はありませんというのは現時点での話でございます。ただ、今度検討しますと言うと、検討していないのかと言われたりしますので、ここは慎重に答弁をしたいと思うのですが、議員さんのご意見は否定しているわけではありませんので、そこはご理解いただきたいと思います。おっしゃるとおり、まつたけの里をうたっています。マツタケも扱っている方もいるのは承知しております。ですので、基本的にはそれらを扱っている方々が駅前で、あるいは国道端でという意味、ご意見をいただかないと、町としてはその方々からの意見を聞かずにというのはなかなかどうかなと思いますので、ぜひ地元の方々の運動といいますか、考え方といいますか、それをまとめていただいて、ご意見をいただければ検討に入っていくと。いずれ議員おっしゃっていることは十分理解をしているつもりでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

ということは、豊間根で持ち上げて陳情なりなんなりをすれば考えるということによろしいですね。では、みんなでそういうように陳情したいと思いますので、そのときはよろしくお願いします。その後も検討の中に、計画の中に入れていただきまして、できるだけ早く実現できるのを望んでおります。

次に移ります。下水道の関係なのですけれども、災害後にできた山田処理区、まだ43%なのですけれども、これは新しい団地も含めての43%、山田処理区はそうなのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

29年度末までに供用を開始したところも含めて、そのようになります。これにつきましては、供用が開始されていない区域も入ってございますので、低いような形になってございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

長崎のほうですか、まだ供用になっていない場所があると思うのですが、それを含めば何%ぐらいまで上がるのですか。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

全体を含めてのパーセントでございまして、そこの方々が全部つなげていけば上がっていくということになりますので、現在ではパーセントという形では出せないと思います。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

そういう意味のパーセントでなく、要するに今度拡大する部分の世帯が何世帯かわからないのですが、そこが変な話100%やったらば、この処理区の中は何%まで上がるのだやという。とりあえず100%を考える、そうはならないとは思いますが、変な話、70%だとかという意味ではない。これから広くする処理区のを100%と判断してやったらば、全体で何%まで上がるのやという。

○議長（昆 暉雄）

7番議員に申し上げます。数字的なものについてはこれから決算委員会がございまして、決算委員会で論議していただいて、基本的なものを論議してください。7番。

○7番尾形英明議員

それは後で。私が言いたいのは、要するに全体的な普及率がどこまで、災害で高台に行ったりななりした部分の中で、どこまで普及率が高まるのやと。新築は絶対3年間で入れなければならないのはルールだから、ただそれに罰則を与えると結構なあれになるために、3年間というルールはあるけれども、罰則は与えていないわけだ。だから、そういうのを含めて幾らぐらいまで上がるのやというのは私が聞きたい部分なので、それで数字的な部分なのであれですが、ただ職員のと公共施設だとかというのは、やっぱり見本を見せなければならないと思うのです。ある程度普及率を高めるためには。私たちがこうやって快適だぞというのを職員側のほうから言って、そして公共施設も下水道が普及して、そして利用する人が下水道ってこんなに快適なんだなというのを示す場所を提供しなければ、なかなか普及率というのは高まらないのです。宮古市は、下水道の普及担当は職員にも徹底してやら

せていたから、個人だよという反対した部分もあってあれだけれども、要するに自分たちが見本を見せなければならないのだというような判断で動いていただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

現在役場職員宅の下水道への接続でございますが、下水道等を供用開始した地域につきましては29年度末で職員は100%接続をしております。浄化槽設置率につきましても61.9%と、一般と比べて2倍の設置率であり、職員の下水道事業及び海、川などの水質を保全するための町の施策への理解が進んでいるものと考えております。今後とも下水道への接続及び浄化槽の設置を進めるため、職員に対し下水道の供用開始の情報を提供し、下水道法の趣旨を説明するなど努めていきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

最初からそうしゃべればいいのに、何で77.8%なの。私はそれを聞きたくて言っているのに、本当は100%なのに、なぜそういったことで77.8%って出てくるの。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長、落ち着いて答弁してください。

○上下水道課長（後藤清悦）

77.8%につきましては、これは下水道と合併処理浄化槽を合わせての77.8%でございます、先ほどの100%は下水道等の接続率というところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

そういうふうに分ければいいのよ。要するに公共下水道については職員は100%で、ただ普及していないところ、公共下水道が通っていないところは合併浄化槽なのだけれども、合併浄化槽の普及率はそのとおり、まだ全額補助ではないし、ルールでも必ずつけなければならないというのはないから、確かにやらないのだけれども、本当はそういうふうに分ければいい。

あと、公共施設に関してなのですけども、69.3%、これについて100%までやる考えはないのですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

待ってください。いいですか、そっちのほうで大丈夫ですか。復興企画課長、答弁願います。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

公共施設のお話をすると、昨日以来のお話にもなっていくわけなのですが、少子高齢化を迎える中で公共施設のありようもどうしたらいいかというのは今後の大きな議論になってまいります。集約化あるいは新設、さまざまなご意見が出てこようかと思えます。したがいまして、議員おっしゃるとおり100%の公共施設の下水化を図ればよろしいのですが、将来取り壊し等々が見られるのであれば、やはりそこは残しておいて、長期的に使用するところだけ改修するとかというような判断が求められますので、議員のご意見はご意見として受けとめつつ、公共施設のありようを検討する時期が来ると思っております。ただ、この施設のこのトイレはというのはありますので、それは個々に判断をしたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

下水道というのはトイレではないから、主体は家庭雑排水とか、要するに雑排水の垂れ流しが主なのです。だから、集会所等で何か厨房とかから流れる雑排水を……今でもトイレを、便所を流しっ放しにしているうちというのはないのです。みんなボットンであっても何でも、たまって、それを持っていつている。家庭雑排水なのです、全部汚しているのは。ですから、公共施設がいろんな形の中で下水道というのはこうですよと、だから要するに示さなければならない施設なのですよね。そういうのを考えて、下水道をやるのは簡単なのです、ますつければそれなりにやれるのだと。中の改築が、数が多いから、次には少子化があるからぶっ壊さなければならないというのは、何ぼも何円もかからないのです、そんなのは。だから、要するにルールとして公共下水道を引くにいい人は3年で引かなければならないと下水道法にあるのです。ただ、それに罰則を与えれば、みんなに悪口されるのです。そのために仕方がないなという話なので、だから公共は3年間も違反しているのだから、そういうのをみずからがやってはならない、だから示してください。

そういうことで私は終わります。

○議長（昆 暉雄）

意見として承ります。

7番尾形英明君の質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午前11時13分休憩

午前11時30分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番黒沢一成君の質問を許します。4番。

○4 番黒沢一成議員

4 番黒沢一成です。通告に従い、壇上より質問いたします。

まず、災害公営住宅の談話室に関してです。災害公営住宅の整備が進み、多くの方が仮設から移り住んでおります。仮設住宅には集会室があり、高齢者が日中に気兼ねなく集まり、過ごせる場となっております。一方で、災害公営住宅には集会室がある地区が少ないように思います。ある程度近くに公民館があるから、あるいは震災前には特に談話室的な施設はなかったなど、設置しなかった理由がありますが、これから心配されるのは高齢者のひきこもりであると思います。気兼ねなく利用できるたまり場が欲しいという声も聞きます。集合、戸建ての公営住宅がまとまっている地区には要望を聞いた上で談話室を設置してはどうでしょうか。あるいは整備戸数が減ったことから場所はあると思われるので、住民が設置する場合の補助を設けてはどうでしょうか。また、現在ある公民館等をより利用しやすい環境にできないだろうかと考えます。管理の問題はありますが、日中にぶらりとお茶飲みに行けるような場にできないでしょうか。

次に、学校統合の今後についてです。町では児童数の減少を考慮し、子供たちの学習環境のため、学校統合も含めた検討を行った結果、統合の方向で各地区説明会を行ってきました。参加者は少ないようですが、参加した方の反応は児童数の今後の推移を知らされると統合やむなしと考える方が多いように感じています。一方で、学校統合は町づくりの問題でもあるという慎重な考え方もあります。説明会を二巡した結果を踏まえ、今後どのように進めていく考えか伺います。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

黒沢一成議員のご質問にお答えさせていただきます。

1 点目の災害公営住宅への談話室設置についてお答えします。災害公営住宅の集会所は、県営は豊間根、北浜、大沢、織笠に、町営は山田中央団地、柳沢第1団地、長崎第2団地に設置しており、今後新たな談話室の設置については現時点では考えておりません。また、補助金の支出についても同様であります。高齢者のひきこもり対策については、関係機関等と情報を共有しながら今後も引き続き対応してまいります。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木茂人）

1 点目の後段、現在ある公民館等をより利用しやすい環境にできないかについてお答えします。公民館等については、地区により管理運営の仕方は異なりますが、基本的には事前に利用申請を行い、許可されたものについて管理人が責任を持って対応しております。地域コミュニティーの場として気軽に利用していただきたいと考えておりますが、自由に利用できる施設ではないことをご理解願いま



す。

2点目の学校統合の今後についてお答えします。各学区において開催した説明会では、学校再編後の学校と地域活動とのかかわりを心配する声が寄せられたところでもあります。学校は地域の中心としての役割を担ってきたものであることから、学校再編の合意がなされた後は各学区において実施している教育振興運動のあり方等について検討しながら、子供と地域とのかかわりが継続されるよう関係者と協議してまいりたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。4番。

○4番黒沢一成議員

再質問は前からいたします。まず、災害公営住宅への談話室の設置についてですけれども、例えば田の浜とか船越の災害公営住宅ですけれども、集合と戸建てと近くにあるわけですけれども、その図面が議会にかかった折には、近くに公民館とか支所があるので、そちらを集まり等では利用すればいいのではないかということで、談話室の設置についてはそれ以上強く要望しなかったという経過があるのですけれども、ただその次の後段の部分の公民館の利用、公民館というのは自由に利用できる施設ではないという答弁もあるのですけれども、談話室というのは自由に利用できる、高齢者が、おじいちゃん、おばあちゃんたちが自宅にずっといないで、何人か集まって、2人でも3人でも集まって、お茶飲みして時間を過ごす場という意味なので、図面を見た当時とは、公民館等が近くにあるからというとはまた別なわけです。実際私がいた仮設でも集会室が結構使われていて、あいているときは何人か常に昼間はいるような感じだったのです。それが高台に移り住んでからはそういう場がないという声を聞いております。わざわざもといた仮設の集会室に来て時間を過ごす方もいるのです。そういうのを考えると、やっぱり必要なのではないかと思いますので、改めて答弁をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

仮設住宅にありました談話室というのは確かに利用されておまして、当時は非常に被災者に対する憩いの場として機能をしていたというふうに認識をしておりますが、まず完成して間もない災害公営住宅に関して新たな施設の設置につきましては、初期の建設費に加えて、その後生じる維持管理コストを十分に考慮した上でということになるかと思っております。基本的には新たな施設の設置ということはなかなか現状では難しいということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

立派なのをつくと何千万の単位で費用が必要なので、難しいというのは重々わかるのですけれど

も、例えばログハウスのようなものであれば、それこそトイレは自宅に戻って使えばいいわけで、ただたまり場的な場はできるわけです。ただ、台風で転がっていても困るので、基礎はある程度つくらなければならない、でもそうすれば例えばプレハブのスペースにしても100万程度とかその程度の予算があればつくれるのではないかと思うのですけれども、そういう意味ではどうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

公営住宅に関する施設ということになりますと、建築基準法にのっとった建物でなければならないという部分もありますし、公営住宅法に準ずる施設でなければならないという、いろいろな制約が出てくると思います。先ほどご質問にありましたログハウスとかプレハブとか、そういった部分につきましては恐らく公共施設にはそぐわないのだろうというふうに考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

仮設の時代ですけれども、ファイダーさんが山田にも事務所がありまして、ファイダーさんが材料代の補助を出して、それを住民が材木買って、小さなログハウスでもない、小屋のようなのをつくって、そこを憩いの場にしていたという例もあるので、そういう考え方でもよいかと思うのですけれども。場所については当初予定していた住宅に比べて建てた数は減っているの、土地的には余っているのです。あいているスペースがあると思うので、そこを利用してという考えもあるかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

ファイダーさん等でお建てになった建物につきましては、また建築基準法上の話になりますが、応急の仮設の建物ということで、建築基準法上で緩和された建物ということで建てられたものであります。仮設住宅の際には、応急の建築基準法上で緩和されていた部分で、今後災害公営住宅地内に建てるとなると恒久の建物として基礎を回さなければならないので、やはり高額な建物になるという部分であります。

それから、土地は確かにあいてはございますが、基本的には、繰り返しになりますけれども、新たな施設の設置については管理コストも踏まえた上で慎重にならざるを得ないということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

建築基準法等の縛りはあるのかもしれませんが、プレハブを置いて、風で飛ばないように押さえるというか、固定するという考え方もあるわけですが、高齢者のひきこもりとかを考えれば、せっかく再建した新しい住宅に住んだ方がいいけれども、外に出る機会が少なくなって、健康が損なわれるという点は心配なので、これに関してはちょっと考えていただきたいと思うのですが。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

ひきこもり対策につきましてはさまざまな対策が論じられているところではありますが、いわゆる閉じこもり傾向が見られる方につきましては施設というよりも個別の対応が求められるものというふうに認識をしております。談話室や集会所の新たな施設の設置ではなくて、地域支え合い会議等を通じて関係機関との情報の共有を図りながら、まず公営住宅を管理する立場からもそれぞれのケースに応じて対応してまいりたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

ひきこもりの傾向がある方に対してはそうなのですが、仮設時代には出てくる場があって出てきたけれども、新しいうちに、公営住宅等に入ってからはその場所がなくて、出てこなくなったという方もいますので、この点についてはちょっと考えていっていただきたいと思います。それ以上の答弁はいいです。

次に、公民館等の利用についてなのですが、自由に利用できる施設ではないというのはそのとおりに思うのですが、せっかくある建物ですし、地域コミュニティーの場ということなので、あるいは管理者によっては利用しやすい、あるいは利用しにくいという実情があると思うのです。例えば田の浜コミセンの場合は地元で管理委託しているので、地元の人たちが行きやすいのですが、船越の公民館は支所に併設で、昼間は支所の管理となっていると思うのですが、あそこはちょっとどっちかという利用するのに敷居が高いような感じがするのです。だから、そういう点を考えて今より利用しやすい場にしていくことも必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

教育長答弁の繰り返しになる部分はありますが、町内各地区の集会施設は生涯学習課以外にも水産商工課、農林課で集会施設を管理しておりますけれども、基本的には利用したい方が事前に管理者に連絡して、利用する日時に合わせて管理人が対応するというのが基本になっております。先ほど

議員さんおっしゃった自治会や地区コミュニティーのほうで管理人を常駐させて対応している施設もありますけれども、そのような施設も事前に利用申し込みをして、管理人が目的に合った部屋を確保するというふうな格好になっております。したがって、いつどなたがいらっしゃるかわからないというような状況では施設の管理面から対応が難しいものというふうに考えます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

地区で管理しているようなところだと、ある程度のスペースを利用する場合は予約は必要かもしれないけれども、顔見知りの人が昼間、管理人さんがいるところに行って雑談したりするということは自由に行われているかと思うので、それがもうちょっと広がるといいと思うので、そういう部分は今後の検討課題として考えていただきたいと思います。答弁はいいです。

次、学校統合に関してなのですが、まず学校統合というのは震災以前であれば、例えば全校で数人とか十数人の規模になって、このままではちょっといけないのではないかとということで、隣の小学校に統合するというパターンが普通だったと思うのですが、それが震災で校舎が被災したことにより、それで一気に進んだ面もあるかと思う、沿岸地区では。大槌の場合もその例かと思うのですが、それに対して町で今回やっている統合は子供たちの学習環境を考えてということなので、一歩進んだ形の統合を行っているかと思うので、そのことに関しては評価しますし、昨年来適正化規模の検討委員会を開いて、そこで第1回説明会を行って、それをもとに第2回の説明会で7割の合意が得られればということで進めていることに関しても評価いたします。

ただ、感じるのが、1回目のときは統合ありきという感じではなかったのですが、2回目の説明会になってからどうも統合ありきの考えで進めているような感じを受けるのです。町で1度決めた方針をそこで各小学校区でのみですか、のまないですかみたいな感じの雰囲気を受けるのですが、そういう感じになっていないでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

今お話があったように、1回目、9地区でまずこうした基本的な考え方、これは教育委員会の考えというよりは、学校規模適正化検討委員会の意見、提言を受けながら、そうした方向に進むべきではないかと、そうしたことを1回目で示したわけです。それに対して反対がないと、子供たちの環境を考えればそういう方向に進む、それについてはいいのではないかとという意見があったので、第1回目の説明会も2回目には町としてのある程度の方向性、考え方、そうしたことを示しながら、合意が進むのであれば進めていきたいということで、1回目の説明会、9カ所ではそれを説明させていただ

ていたので、1回目と2回目はやっぱり進め方、考え方が違くなった、それは当然だったのかなというふうに思っています。ですので、1回目はまず広く意見を聞くと、現状を説明しながら、それを受けながら2回目はこちらとしての方向性をしっかり示して賛同を確認しながら進めるということで行ってありました。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

それはわかるのですけれども、2回目の説明会で合意が得られたのが北小と織笠小学校で、南小は南小に統合するという形なので、反対とかがないわけですけれども、北小はもともと南と一つだったわけで、抵抗がないので、すんなり決まったのかなと。織笠に関しては、新しい道路ができて距離感がぐっと近くなったので、遠くに行くという感じはなくて合意が得られた。ほかの小学校に関しては、3回目の説明会で持ち越しになったわけですけれども、この3回目の説明会で合意が得られない場合は、その後はどのような形で進めるのでしょうか。合意を得るまでエンドレスで説明会を行うのか、それとも合意が得られなければそこに関しては今回の統合には入らないということにするのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

このことについてはまさにそのとおりでありまして、先ほど7番議員の質問の中でも答えたように、本年度中にするのかしないのか含めた、ある程度の合意形成をしていただきたいなと思っております。第3回目の説明会の中でそこもお話をしながら進むものと思っています。第3回目を今のところは10月、もし必要ならば第4回目を12月、今言ったように大体3回目で4回目が本当に必要かどうか、このことも含めて保護者、地域の方のご意見をいただいて決めていきたいなと思っておりました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

では、町としては統合は進めていくけれども、合意が得られない小学校に関しては当分はそのままですという事でよろしいのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

このことは教育委員会の答えというよりは、前回町長のほうから合意を得ながら統合というか、学

校再編を進めていくとこの議会の場で話しているのです、そのことがぶれることはないと思っています。ですので、今第3回目を計画していて、第4回目いくかどうかは第3回目次第だなというふうに思っているのですが、それを経てその結果をもとに町としての方向性がまず決まると、そして議会の皆さんの承認等もいただきながら、本年度中に方向性が決まるものというふうに認識しております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

合意が得られなかった場合についてがいまいちはっきりわからなかったのですけれども、例えば船越小学校の場合は説明会の1回目は出席12名で、反対意見とかは大きなはなくて、ただ学校というのは地域づくりの中の一つですよということで、慎重な感じの意見が1人あっただけだったのですけれども、2回目の説明会、六十数名集まって、その中ではやっぱり小学校がなくなるのは寂しいというか、どちらかという反対の意見が強かったように思うのです。ですから、3回目の説明会であるいは船越小学校は統合しないという形になるかと、統合に反対という形になる可能性もあるのですけれども、その場合にはそれもどう進めるのでしょうか。例えば10年先とか改めて船越地区から統合をしたいという意見が出るまでそのままになるのか、それとも継続的に統合について図っていくのか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

説明会の中で今船越地区のことが出ましたが、ほかの地区からも出るわけです。新しい学校の建設等も視野に入れて、新しい学校ができたならば行くでは遅いのでしょうかとか、さまざまな意見が出される中で、合意がなされた地区もあるということ。最初に話したように、前回町長が話したように合意がなされたところを進めるということですので、合意がなされなければ、そこについては今回は見送る形になるかなというふうに思っています。次回どうなるかについては、まず第3回目、第4回目の説明会の中で皆さんの意見も聞かなければならないかなと。

ただ、町としてというか、教育委員会事務局としては、第2回目の説明会のように子供たちの環境を考えたときに、船越小学校にしても本年度は1年生が10人です。男の子と女の子10人の学級が本当に6年間やっていくことが子供たちにとっていいのかと、こうしたことについては第3回目の説明会の中でもお話ししていきたいなど。今船越小学校の例が出たのですが、確かに手を挙げて発言した中では慎重な意見が多かったのですが、あの後も船越のご父兄のほうからも発言できなかったのだがということで、いろいろな意見がまず届いていましたので、そうしたことがもうちょっと……残念だったのは1回目に12人しか集まっていないのです。保護者7人です、船越は。1回目でもう既に20人近くの親が集まった学校もあるのです。なので、船越はもうちょっと時間をかけて、3回目をしっかりと話し合いながら方向性を決める必要があるかなと思っています。了解していただけますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

私も船越小学校の卒業生で、地元なわけなのですけれども、私個人としては船越小学校の今の人数ならばとりあえず統合しなくても大丈夫かなとは感じているのです。ただ、賛否に関して言えば地区の説明会のときの多数の中の一人の手でしかない、手は挙げるのですけれども、一人の意見でしかないわけですけれども。船越がどうなるかわからないのですけれども、船越が統合に参加しないとなった場合に、大浦小学校の場合は南小の統合に参加する、あるいは船越小学校と統合したほうが良いという考えもあるいは出てくるかと思うのですけれども、その点について伺います。

○議長（昆 暉雄）

ちょっと皆さんにご連絡いたします。まもなく昼食の時間です。4番議員の一般質問が終わるまで時間を延ばしますので、ご了解賜ります。

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

まず、先ほど次長のほうから合意が得られなければという話があったのでございますが、まず今議論は仮定の話でございまして、1回目、2回目を踏んでの3回目の議論を行った上で、そこでどういうふうになるかと。先走った結論を出すことではなく、その都度ごとに一段一段積み重ねていくということが必要でございまして、ここでどうのこうのというよりも、まず3回目の再編の説明会を丁寧に、そして意思の疎通が図れるような中において醸成していくということが大切かと思えます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

その3回目の説明会をする上でも、今の大浦小学校の件に関しては、統合といっても一つの形ではないので、小学校が9校ありますから、9校の統合となるといろんなパターンがあって、教育委員会で適正化規模の会議を踏まえて打ち出したその方針も、それは一つなのですけれども、それが間違っているわけではないのですけれども、形は幾つもあると思うので、大浦小学校に関しては説明会の中で話すべきことなのかもしれないし、豊間根と荒川についても、あるいは説明会の中で豊間根、荒川が一つでという話が出てくれば、また地元の意見も変わってくる可能性もあるわけです。だから、その点について考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

全部の地区にこの考え方については説明していると、しかもこれから初めてやりますよではなくて、

もう既に2回こうしたことが行われていると。豊間根、荒川につきましても、実は昨日夜保護者が集まって、もう既に自分たちでどういう方向に進んでいくかという話もしている。ですので、繰り返しのようになりますが、第3回の説明会の中でそうした意見も考慮しながら決まってくものと思っていますので、何が出るかわからないから、今このケースはこのケースというのはちょっと話すことはできないと。ご理解ください。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

仮定の話はできないのはそのとおりなのですが、説明会の中でさまざまな意見が出たときに否定的な反応をしないようにしていただきたいと思います。第2回目の説明会のとき、ちょっとそういう感じを受けたので。今回の説明会の中で、中学校に関しては統合するという形に決まってくかと思うので、その点だけでも大きな進展があったのかと思うのですが、統合についてはそれまで達して、あと校舎についてなのですが、新校舎。1回目の説明会の折には南小にまとめます、南小の校舎もだんだん古くなってきていて、あと10年ぐらいすれば建てかえの時期ですよと、それに伴いという話だったと思うのですが、2回目の説明会になってからは資料の中にいきなり今年度、来年度から用地選定に入って、5年先ぐらいには校舎建設する予定ですよというものが入ってきたのですけれども、急に入ってきたので、その経過について説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

説明会に議員も何度も出ていただいて、資料も見ていただいたと思うのですが、案として出させていただいていますよね。統合が進んだ場合にこうしたことが考えられるということでの提案だったというふうに思っています。資料もそうしたことになっていると、第1回目説明会のまとめた資料の中にも、QアンドAの中でそうしたことが出されて、委員会としてはこう答えましたということで、これは広報等々で全戸配布していますので、突然というよりは、そこは伝わっているものというふうに考えています。

あと、今校舎のほうの話になったのですが、学校規模適正化委員会の結論等々について、今後の方向性についても全員協議会等々でも説明をしてきたものと私は思っていました。そして、委員会としての考え方についてこう言ったと、否定する意見と言われると非常に残念だなというふうに思っていますが、委員会としての考え方についてを説明したつもりでおるので、提案した人に対してその言葉を否定したというふうには考えていませんので、そこもご理解いただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

4番。



○4 番黒沢一成議員

学校の校舎に関しては、第1回目の説明会の中で資料にそういうのも確かにあったのですが、それはやっぱり10年先という感じで受け取っていたわけです。2回目の説明会に参加して資料をいただいて聞いた人は、一般の方は、これ多分決まっていることだなというふうに受け取っていると思うのです。だから、そこは把握というか、認識していたほうがいいと思います。

それから、説明の中で平成20年ごろから議会の中でも話し合われていたというくだりがあって、その後の一つに統合という形で打ち出しているのです。一般の方は平成20年ごろから既に一つに統合という話が行われていたのかなと受け取っている方が多分多いのではないかと思います。平成20年ごろに話が出ていたのは荒川、豊間根で一つ、大浦、船越で一つ、織笠、轟木で一つという感じのレベルだったのです。なので、そこは一般の方に説明していただきたいと思います。次の説明会では。

○議長（昆 暉雄）

今の発言についてはご意見として承ります。

4番黒沢一成君の質問は終わりました。

昼食のため休憩をいたします。

午後 零時05分休憩

午後 1時10分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

○議長（昆 暉雄）

日程第2、報告第12号 平成29年度山田町財政健全化判断比率について及び日程第3、報告第13号 平成29年度公営企業会計における資金不足比率については、関連がありますので一括議題とします。

報告を求めます。財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

報告第12号 平成29年度山田町財政健全化判断比率についてご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に規定された健全化判断比率について、平成29年度の決算見込みにより算定したものであります。

この比率は、毎年度実質的な赤字や特別会計、公社、第三セクターなどを含めた実質的な将来負担などに関する指標について、議会への報告と公表が義務づけられているものであります。

2枚目の平成29年度山田町財政健全化判断比率をごらんください。実質赤字比率は、一般会計で生じている実質赤字額の大きさを標準財政規模に対する割合であらわしたものであります。本町においては実質赤字が生じておりませんので、算定はされません。なお、参考までに申し上げますと、実質

赤字比率の場合の基準値は、早期健全化基準が15%、財政再生基準は20%であります。

連結実質赤字比率は、一般会計のほか国民健康保険や水道事業会計など、本町の8会計全ての会計で生じている実質赤字額の大きさを標準財政規模に対する割合であらわしたもので、本町においては全ての会計で実質赤字額が生じておりませんので、算定はされません。なお、基準値は早期健全化基準が20%、財政再生基準は30%であります。

実質公債費比率は、一部事務組合への負担金や特別会計への繰出金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に当たるものも算出され、実質的に一般会計で負担すべき公債費の大きさを標準財政規模に対する割合であらわしたもので、8.4%と算定されました。なお、基準値は早期健全化基準が25%、財政再生基準は35%であり、本町の比率はこの基準値を下回っております。

将来負担比率は、一般会計の地方債現在高や一般会計以外の会計の地方債の償還に充てる一般会計からの繰り入れ見込み額、一部事務組合等の地方債の償還に充てる本町負担見込み額、退職手当支給予定額のうち一般会計の負担見込み額、第三セクターなどへの損失補償額等に係る負担見込み額など、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合であらわしたものであります。平成29年度においては19.8%と算定されました。昨年度の本比率は5.9%でしたが、新斎場や災害公営住宅整備などで地方債現在高が増加したことなどにより数値が上昇したものと分析しております。なお、基準値の早期健全化基準は350%であり、本町の比率はこの基準値を下回っております。

次のページをお開きください。資料として監査委員からの審査意見書の写しを添付しましたが、いずれの比率についても良好な状態にあると認められ、特に指摘すべき事項はないとの審査結果でありました。

続きまして、報告第13号 平成29年度公営企業会計における資金不足比率についてご報告いたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に規定された公営企業会計における資金不足比率についてであります。この資金不足比率は、地方財政法上で言う公営企業会計を対象としており、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度であるかを示すもので、一般会計で言う実質赤字比率に相当するものであります。

2枚目をお開きください。本町で対象となる会計は、平成29年度山田町水道事業会計、平成29年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計、平成29年度山田町公共下水道事業特別会計となります。以上、いずれの会計でも決算で資金不足は生じておりませんので、算定の対象となりません。なお、参考までに申し上げますと、資金不足比率の経営健全化基準はそれぞれ20%であります。

次のページをお開きください。資料として監査委員からの審査意見書の写しを添付しましたが、それぞれの会計について全て良好な状態にあると認められ、特に指摘すべき事項はないとの審査結果でありました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

以上で報告第12号、報告第13号を終わります。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第4、報告第14号 公用車事故(物損事故)に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。建設課長。

○建設課長(昆 健祐)

報告第14号 公用車事故(物損事故)に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について、その内容についてご報告申し上げます。

本件は、平成30年7月26日午後3時ころ、山田町船越第16地割65先路上の丁字路交差点において、公用車を運転する建設課職員が安全確認不十分のまま後進した際、停止中の相手車両と衝突したものであります。

次に、示談書をごらん願います。当事者甲は山田町長であります。乙の車両の所有者は、山田町船越第12地割4番地20、佐藤勝彦様であります。本件事故につきましては、8月20日に示談を取り交わしております。なお、損害賠償額9万8,409円は岩手県町村会加入の自動車共済保険から全額支給されることとなっております。

このような事故を起こしたことに對し、深くおわびを申し上げます。今後このようなことがないよう、運転業務に当たる職員にはさらに安全運転に心がけ、交通事故を起こさないよう指導を徹底してまいります。

以上、公用車事故(物損事故)に係る損害賠償事件に関する専決処分についての報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(昆 暉雄)

ただいまの報告に対する質疑があれば、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

以上で報告第14号を終わります。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第5、議案第87号 山田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

議案第87号 山田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

今回の条例の一部改正は、大沢地区漁業集落防災機能強化事業により、新たに大沢浜川目地区に建設した施設を山田町立浜川目コミュニティセンターとして設置するため、所要の改正をするものであります。

それでは、資料の新旧対照表をごらん願います。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。第2条の表中、山田町立大沢川向コミュニティセンターの次に、名称、山田町立浜川目コミュニティセンター、位置、山田町大沢第11地割67番地17をそれぞれ加えるものであります。

条例本文に戻りまして、附則において、この条例は平成30年10月1日から施行しようとするものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第87号 山田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第6、議案第88号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし

ます。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

議案第88号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

今回の条例の一部改正は、町営住宅の管理運営に関し、指定管理者制度を導入することから関係条項を改正するものです。

新旧対照表によりご説明いたしますので、資料をごらんください。アンダーラインを引いている箇所が今回改正しようとする箇所であります。第61条に指定管理者による管理を、第62条に指定管理者の業務を、第63条に指定管理者による管理の基準をそれぞれ加え、以降の既存条文について繰り下げるものであります。

条例本文に戻りまして、附則において、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。8番。

○8番 関 清貴議員

61条の町営住宅等とあるのですが、町営住宅以外にどのような等があるのか教えてください。

そして次に、指定管理にする団体等というのは今ある現存する団体なのか、それとも新たに法人化等をして管理する団体なのかということと、あと業務の中でうたっている項目以外に考えられるのが住宅使用料等の徴収なんかもこれに含まれるのかどうか、その点について教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

まず、1点目の等については公営住宅のほかどのようなものがあるかということですが、集会所あるいは駐車場等も含まれるという趣旨でございます。

それから、団体等についてということですが、基本的には公募は業務の専門性、特殊性がございますが、申請の資格者については町の公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則によって、具体的には反社会的団体ではないこと、国税、地方税等の滞納者ではないこと、管理運営を円滑に遂行できる健全な財務能力を有する団体であれば、どなたでも応募はできるという状況であります。

それから、住宅使用料の徴収についてということですが、基本的には業務全般において指定管理をするという解釈をとっております。ただし、90%以上の入居者が口座振替となっておりますので、現金の納付という業務はなかなか発生しないというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

そうすれば、町営住宅の指定管理者というのは新しい災害公営住宅のみを想定して制定した条例と判断していいのですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

町営住宅につきましては、従来からの町営住宅も含み、災害公営住宅も含むということであります。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

私とその質問をなぜしたかという、90%以上が口座振替という答弁がありましたので、それで今までのあった町営住宅も90%以上が口座振替なのかなという疑問があつて、そのような質問をいたしました、そうすれば新たな災害公営住宅、従来からの町営住宅もこの指定管理者の業務の中に含まれるということで解釈してよろしいのですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

議員おっしゃるとおりでございます。

○8番関 清貴議員

はい、わかりました。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。4番。

○4番黒沢一成議員

指定管理者は町内に幾つもの住宅があるわけですがけれども、全部まとめてということになるのか、それとも全部ではなくて個別にという形で決めていくのか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

町内の全部の町営住宅、既存の町営住宅と災害公営住宅ということになります。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

確認ですけれども、全部をまとめて一つの指定管理者に管理していただくということでいいのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

お見込みのとおり、そのとおりでございます。

○4番黒沢一成議員

了解しました。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。12番。

○12番山崎泰昌議員

今のお二人のお話にちょっとまた足していくのですけれども、一括で指定管理者が全戸を見るところになれば、確かに経費の削減とかでは非常にいいとは思いますが、実際問題としてそういうことが前例としてほかの地区でもあったのかどうか、これが1点目。

もう一点目は、ちょっと細かくて悪いのですけれども、資料でいきます。62条のところ、(1)、維持管理、これについてはいつも町営住宅では問題になります破損、これが大きいとか小さいとかで結構もめているわけだ。ここいらの基準を曖昧にするとまたトラブルが起きるから、その辺の対応はできているのかどうか。

あと、63条、(2)の個人情報に関するところ、ここは業者任せで、それでいいのかなとちょっと疑問に思うのだけれども、ここはある程度は業者が把握していてもいいけれども、その都度町のほうが管理できるような体制をとっておかないと、これもまたトラブルのもとになると思う。

もう一個、徴収の問題。多かれ少なかれ現時点でも滞納があるわけだ。この業務までも指定管理に任せるのかどうか。この4つ。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

他の地区で前例があるかという部分につきましては、県内の指定管理者制度を導入している市町村というのは、実は山田町だけが指定管理者制度をしておりませんので、山田町だけがやっていないということでございますので、特殊な業務をやるということではございません。

あと、維持管理、維持修繕のお話でございますが、基本的にまだ業者から提案をいただいていない段階でありますけれども、他市町村の前例を見ると、軽微な維持管理等につきましては指定管理料の

中で修繕をしていただくということになります。ただ、大規模な修繕になった場合は協議になると、その辺を曖昧にならないようにというご指摘がありますが、そのように努めていきたいと思えます。

それから、3点目の個人情報の対応につきましてではありますが、こちらにつきましても指定管理者の業務仕様書において、個人情報の保護につきましては当該管理運営に関し知り得た内容を第三者に漏らし、または自己の利益のために使用しない、指定管理終了後においても同様とするというふうに縛りをかけておきますので、それについては十分管理をしていきたいと考えております。

4点目の徴収の問題、滞納者についてどのような対応をするかということではありますが、滞納の問題につきましては一般会計の歳入にかかわってくる問題ということもございますので、指定管理者に一方的に業務をやらせるというものではなくて、お互い協議した上で対応していくということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

今回初めてこういうのが出たので、確認ですけれども、ではこういうふうな条例をつくっても、これに対応できる業者は県内にはたくさんいるという認識でいいのですね。これが1点目。

あと、もう一点目が特に徴収のところ、ここは明文化しておかないと、またトラブルがあるといけないと思えますので、その点を改善する余地はあるのかどうか。2点。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

本件指定管理業務において実績のある業者は複数社ございますので、その辺については心配はなさなくてもよろしいかと思えます。

それから、滞納の部分、徴収の部分につきましては、業者選定次第、綿密な業務の打ち合わせをしてまいりますので、明文化するかどうか、その辺も踏まえまして今後検討していきたいと思えます。

○12番山崎泰昌議員

了解です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。4番。

○4番黒沢一成議員

確認ですけれども、入居と退去に関しては、募集もありますけれども、利用促進という項目がありますので、入居の許可とか退去の手続に関しては町が行うのですか、それともこの指定管理業者に任せるのでしょうか。



○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

業務の仕様につきましては、入居の募集受け付け、申請手続、入居の審査、鍵の貸与等々も含めまして、指定管理業務に含まれるということにしております。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第88号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○議長（昆 暉雄）

日程第7、議案第89号 宮古地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

議案第89号 宮古地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、その提案理由と変更内容についてご説明申し上げます。

本規約は、宮古圏域4市町村で共同設置している宮古地区広域行政組合の事務所である宮古市役所の位置の変更に伴い、宮古地区広域行政組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて関係団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

それでは、資料の新旧対照表をごらん願います。アンダーラインを引いている箇所が変更部分でございます。第4条の組合の事務所について、新川町2番1号を宮町1丁目1番30号に改めようとする

ものであります。

次に、別紙規約本文をごらんください。附則において、この規約は平成30年10月1日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由と変更内容について説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第89号 宮古地区広域行政組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○議長（昆 暉雄）

日程第8、議案第90号 公共下水道山田管渠（30—1工区）布設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

議案第90号 公共下水道山田管渠（30—1工区）布設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明いたします。

公共下水道事業の山田処理区は、公共下水道事業計画に基づき、平成28年度に供用を開始し、順次供用開始区域の拡大のため整備を進めているところであります。今回の工事は、長崎及び飯岡地区の未施工区間の施工となります。

それでは、工事概要をご説明いたしますので、資料2をごらんください。黒い線で表示した区間は施工済み区間で、今回の施工区間は赤い線で表示した区間、青の線は今年度別契約で整備する区間で

あります。工事概要ですが、工事施工延長は1,102.8メートルで、開削工法により管径150ミリの自然流下管を1,102.8メートル施工することになります。そのほか、マンホール設置工48カ所、取り付け管及びます設置工57カ所、舗装復旧などの附帯工一式であります。

次に、資料3をごらんください。図面左上側が開削工の標準断面図であります。図面左下及び右側が汚水ます取り付け管及びマンホールの構造図であります。

次に、請負契約についてご説明いたしますので、資料1をごらんください。本工事は、条件つき一般競争入札により、山田町営建設工事資格者名簿の土木工事を入札参加資格者として、7月31日に町ホームページ等に掲載し、入札公告を行いました。その結果、株式会社堀合建設1社の応札があり、8月27日に開札した結果、株式会社堀合建設を落札候補者に指名いたしました。その後、資格確認を行い、8月30日に落札者に決定し、9月3日に仮契約を締結したところであります。請負金額は、消費税及び地方消費税額608万円を加えた8,208万円で、工期は平成30年9月13日から平成31年3月15日までとしております。

以上、提案理由と工事概要の説明といたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。8番。

○8番関 清貴議員

それでは、1点目はこの工事は長崎地区で盛んに行われているのですが、掘削して碎石が敷かれているわけですが、その碎石を敷いておく期間というのはおおよそどれぐらいなのか。というのは、碎石のままだと車が通るたびに飛び石なんかする危険があって、ちょっと通行している際なんかけがをさせられるのではないかなという危機感を持つので、その辺についてお聞きいたします。

そして、次はこの区域なのですけれども、これは下水道の計画区域だと思いますが、計画区域だと1世帯孤立しているようなところまで管を通して見えるようなふうにも見えるのですが、計画区域だとそのような取り組み方でよろしいかどうか、その辺確認したいと思います。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

1点目の碎石を敷いておく期間はおおよそどのくらいかということでございますけれども、この期間というものにつきましては決まりというものには基本的にはございません。工程等に応じてなるべく早く仮復旧等をできるようには考えてはございますけれども、ただその期間というものの取り決めとかというものはございません。

2点目の下水道の区域でございますけれども、下水道の計画区域の中にと決まった部分につきましては、1世帯でも引いていくということにはなりません。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。まず、そういう掘削して碎石を敷いている期間がないというのは、工程上の都合でも加味してやるということはわかりましたが、ただ通行量が多いところは、先ほど申したように碎石をはねながら車が通っていることも留意していただき、速やかにそういう危険が伴わないような施工をとっていただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうかということと、計画区域は全て網羅するようにやっているようですが、道路がないようなところも管を引っ張るようです。そのようなことから、この区域の先にも最近家が建っているのですが、その辺については私の家もそうなのですけれども、合併処理浄化槽という考え方で下水道のほうでは考えているかどうか、その辺確認したいと思います。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

碎石が飛ぶ問題につきましては、事故がないように努めてまいりたいと考えております。

2番目の処理区以外につきましては、議員のおっしゃるとおり合併処理浄化槽での対応ということになろうかと思えます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

2点目についてはわかりました。

1点目についてはお願いとなりますが、事故が起きてからでは遅いので、できるだけ速やかに工事を行ったところは飛び石しないような方法を善処してくれるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第90号 公共下水道山田管渠（30—1工区）布設工事の請負契約の締結に関し議決を  
求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会いたします。

午後 1時48分散会



平成30年第3回山田町議会定例会会議録（第3日）						
招 集 告 示 日	平成30年 8月31日					
招 集 年 月 日	平成30年 9月 5日					
招 集 場 所	山田町役場5階議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成30年 9月 7日午前10時00分			議 長	昆 暉雄
	散 会	平成30年 9月 7日午後 0時07分			議 長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員  出席 13名 欠席 0名 欠員 1名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	阿 部 幸 一	○	8	関 清 貴	○
	2			9	阿 部 吉 衛	○
	3	佐 藤 克 典	○	10	坂 本 正	○
	4	黒 沢 一 成	○	11	菊 地 光 明	○
	5	田 老 賢 也	○	12	山 崎 泰 昌	○
	6	木 村 洋 子	○	13	吉 川 淑 子	○
	7	尾 形 英 明	○	14	昆 暉 雄	○
会 議 録 署 名 議 員	6番 木村洋子		7番 尾形英明		8番 関清貴	
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	福 士 雅 子		書 記	齋 藤 絢 介	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名  凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	長寿福祉課長	菊 池 ひろみ	○
	副 町 長	甲斐谷 義 昭	○	健康子ども課長	野 口 伸	○
	副 町 長	吉 田 雅 之	○	建設課長	昆 健 祐	○
	技 監	香 木 和 義	○	建築住宅課長	芳 賀 道 行	○
	総務課長	佐々木 真 悟	○	建築住宅課主幹	佐々木 政 勝	○
	総務課主幹	倉 本 收 郎	○	上下水道課長	後 藤 清 悦	○
	財政課長	古 舘 隆	○	消防防災課長	中 村 光 宏	○
	復興企画課長	甲斐谷 芳 一	○	教育長	佐々木 茂 人	○
	会計管理者兼 税 務 課 長	白 土 靖 行	○	教育次長	箱 山 智 美	○
	農林課長	川 口 徹 也	○	生涯学習課長	中 屋 佳 信	○
	水産商工課長	武 藤 嘉 宜	○			
	町民課長	川守田 正 人	○			
	議 事 日 程	別紙のとおり				
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					





平 3 0 年 第 3 回 山 田 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程

( 第 3 日 )

平 成 3 0 年 9 月 7 日 ( 金 ) 午 前 1 0 時 開 議

- 日 程 第 1 議案第91号 平成30年度山田町一般会計補正予算 (第2号)
- 日 程 第 2 議案第92号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第1号)
- 日 程 第 3 議案第93号 平成30年度山田町介護保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第1号)
- 日 程 第 4 議案第94号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日 程 第 5 議案第95号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日 程 第 6 認定第1号 平成29年度山田町一般会計決算の認定について
- 日 程 第 7 認定第2号 平成29年度山田町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 決算の認定について
- 日 程 第 8 認定第3号 平成29年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日 程 第 9 認定第4号 平成29年度山田町介護保険特別会計 (事業勘定) 決算の認定について
- 日 程 第 10 認定第5号 平成29年度山田町介護保険特別会計 (サービス事業勘定) 決算の認定について
- 日 程 第 11 認定第6号 平成29年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定について
- 日 程 第 12 認定第7号 平成29年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日 程 第 13 認定第8号 平成29年度山田町水道事業会計決算の認定について
- 日 程 第 14 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて



平成30年 9月 7日

平成30年第3回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

○

○議長(昆 暉雄)

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

○

○議長(昆 暉雄)

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第1、議案第91号 平成30年度山田町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(古舘 隆)

議案第91号 平成30年度山田町一般会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正予算は、予算全体の所要額を見直し今年度中の適正な予算執行を確保することを目的に編成を行ったものであります。

歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ15億80万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ299億4,933万8,000円としようとするものであります。

歳入歳出予算の説明の前に5ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正、追加分であります。既に議決をいただきました債務負担行為に次の2事業を追加しようとするものであります。電算システム更新リース等事業については、期間を平成30年度から平成35年度まで、限度額を4億3,091万7,000円、戸籍電算システム更新事業については期間を平成30年度から平成35年度まで、限度額を4,970万円とし、庁内ネットワークシステム及び戸籍電算システムについて更新を図るため、債務負担行為に追加しようとするものであります。

なお、7ページの第3表、地方債補正及び職員の人件費に係る部分については、説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書により目の増減額が500万円以上の主なものについて説明いたします。9ページをお開きください。初めに、歳入であります。10款1項1目地方交付税3,682万1,000円の増額は、1節震災復興特別交付税の増によるものであります。これにより、平成30年度の震災復興特別交付税

の予算計上額は37億4,653万2,000円となるものであります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、5目土木費国庫負担金2,835万円の増額は、2節公共土木施設災害復旧事業国庫負担金の増によるものであります。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費補助金500万円の増額は、3節三陸鉄道経営移管交付金の増によるものであります。

4目農林水産業費補助金567万5,000円の増額は、2節のきのこ原木等処理事業補助金の増などによるものであります。

11ページをお開きください。16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入3,189万3,000円の増額は、3節の産業復興棟売払収入の増などによるものであります。

次のページをお開きください。18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3億6,067万8,000円の減額は、1節財政調整基金繰入金の減によるものであります。これにより、歳出の積み立て分を加えた本補正予算時点での平成30年度末の現在高は54億8,100万円程度となる見込みです。

5目復興交付金管理運営基金繰入金3億5,890万円の増額は、1節復興交付金管理運営基金繰入金の増によるものであります。これにより、歳出の積み立て分を加えた本補正予算時点での平成30年度末の現在高は171億1,600万円程度となる見込みです。

6目復興まちづくり基金繰入金1,095万9,000円の増額は、1節復興まちづくり基金繰入金の増によるものであります。これにより、歳出の積み立て分を加えた本補正予算時点での平成30年度末の現在高は16億9,800万円程度となる見込みです。

19款1項1目繰越金13億2,430万3,000円の増額は、1節前年度繰越金の増によるもので、平成29年度からの実質収支額の全額を今回予算化するものであります。

次に、歳出であります。15ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費610万8,000円の増額は、次のページをお開きください。15節の庁舎敷地内通路拡幅工事費の増などによるものであります。

19目財政調整基金費3億8,366万6,000円の増額は、25節財政調整基金積立金の増によるものであります。

21目その他基金費7億31万6,000円の増額は、25節の公共施設等整備基金積立金の増などによるものであります。これにより、同基金の本補正予算時点での平成30年度末の現在高は7億6,400万円程度となる見込みです。

次に、18ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費502万8,000円の増額は、23節の平成29年度被災者支援総合交付金返還金の増などの増減によるものであります。

3目老人福祉費621万3,000円の減額は、28節介護保険特別会計繰出金の減によるものであります。

21ページをお開きください。6款農林水産業費、2項林業費、12目林業振興費1,108万6,000円の増額は、13節のきのこ原木等処理委託料の増などによるものであります。

次のページをお開きください。3項水産業費、6目漁業集落防災機能強化費9,817万4,000円の増額は、23節の漁業集落防災機能強化事業補助金返還金の増などによるものであります。

次のページをごらんください。7款1項商工費、4目観光費3,993万2,000円の増額は、15節の船越地区案内板改修工事費の増などの増減によるものであります。

次に、24ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費800万円の増額は、13節豊間根地区排水路整備詳細設計委託料の増によるものであります。

4目道路事業費1,241万3,000円の増額は、13節の北浜・山田地区道路事業施行管理委託料の増などによるものであります。

次のページをごらんください。4項都市計画費、2目土地区画整理費7,945万9,000円の増額は、15節の織笠地区（跡浜区域）区画整理事業公共施設等整備工事費の増などによるものあります。

4目防災集団移転費1,260万8,000円の増額は、13節の山田地区（北浜区域）排水対策事業施行管理委託料の増などによるものであります。

次のページをお開きください。5項下水道費、1目下水道総務費1,062万3,000円の増額は、19節の浄化槽設置整備事業補助金の増などによるものであります。

6項住宅費、1目住宅管理費610万7,000円の増額は、次のページをごらんください。13節のエレベーター保守点検委託料の増などによるものであります。

次に、28ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費828万4,000円の増額は、15節の山田南小学校フェンス改修工事費の増などによるものであります。

次に、31ページをお開きください。11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費6,500万7,000円の増額は、15節災害復旧工事費の増によるものであります。

次のページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ15億80万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ299億4,933万8,000円としようとするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入全款の質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

10ページです。7目の教育費補助金、ここで部活動指導員の配置事業補助金、これが出てきていますけれども、歳出のほうでどこに当てはまるのかが見当たらなかったのもので、教えてもらいたいの一点。

もう一点は、こういうふうにもう正式に県のほうから補助金 coming しているわけだ。ということは、町の中でももうどういうふうな運営をするのか、システム上、そういうのが決まっているのかどうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

まずは、部活動指導員の配置事業の補助金についてお答えいたします。

これは、国のほうで進める事業ということで、岩手県のほうで予算を本年度とったと。35全ての市町村で何とか試験的に運用していただきたいということで始まった事業になります。それで、2学期、3学期のところでも新しくこうした仕組みに取り組むというよりは、今まで中学校のほうに入って指導していただいた方に、この補助金を充てながら対応していただくということで、山田中学校のほうでこれは進めるということで進めた事業ということになります。

○議長（昆 暉雄）

歳出はどこに入っているかということですが、もしわかるのであれば。

○教育次長（箱山智美）

済みません。ちょっと調べて後でお伝えします。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

部活動という名目で来ているから、これは当然中学校なわけだけれども、流れ的には今後職員ではなく、外部コーチを招聘するというのが流れになっているのだけれども、当然国、県の指導でそういうふうにはせざるを得ないと思うのですけれども、そこはそういうふう流れていくのかどうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

その件についてなのですが、これが教員の多忙化解消、働き方改革の中で、そうあるべきだというふうに関から出されたのです。ただ、単価が1時間1,000円ちょっとのところ、実際にこれをやれる人が見つからないというところで、まず条件が合えば進めていきたいということではおるのですが、なかなか実情には合っていないなと思っています。ですので、まず山田町では今現在土日のほうを中心に指導に入ってください方、また放課後入っている方を何とかここに当てはめていきたい。ただ、国、県のほうでは、ぜひこれを進めたいということでの通知等はいただいております、非常に考慮しております。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。8番。

○8番関 清貴議員

11ページの17款の寄附金ですが、図書購入寄附金、これ非常に寄附していただいてありがたいことなのですけれども、ここでもらった寄附金は図書館のほうの図書購入なのか、それとも各学校のほう

でも今読み聞かせとか読書のほうかなり学校でも力を入れているようですので、その購入費等に充てるのかどうか教えてください。

あともう一つは、20款の12ページから13ページの諸収入ですが、雑入としてコミュニティー助成金30万円、あと三陸鉄道強化促進協議会補助金10万円とあるのですが、コミュニティー助成事業助成金は30万円、どこの箇所に助成申請してもらったのか。あと、三陸鉄道強化促進協議会の補助金とありますが、促進協議会から町のほうに対して補助金が入ってくる内容なのですけれども、この辺について、果たして協議会が補助金を交付するというのはいり得るかどうか、ちょっと疑問なので、そのいきさつを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

私のほうからは、11ページ、寄附金、図書購入費50万円の関係についてお答えいたします。

いただいた方の名前は、多分お話しできないと思うのですけれども、震災に関連した図書整備に使っていただきたいということでいただいた大変貴重なお金でございます。それで、これについては30ページの図書館費、需用費、消耗品34万5,000円に入れておりますけれども、とりあえず震災に関連した図書ということで、この予算を入れております。残る部分につきましては、今後もその目的に合うような図書があれば購入するというふうになっております。

○議長（昆 暉雄）

三鉄関係はどなたですか。

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

それでは、三陸鉄道強化促進協議会補助金についてお答えいたします。

これは、歳出のほうは17ページでございます。17ページの頭のほう、三陸鉄道車両借上料、これに充当するところでございます。これは、協議会のほうで三陸鉄道の利用促進に対して、各市町村に対して補助金を支出しているところございまして、今年度、来年の開業に向けて三陸鉄道の促進事業として取り組みたいと考えているところございまして、その特別列車の借上料を計上してございます。そこに充当するというものでございます。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

私のほうからは、コミュニティー助成の関係でお答えをいたします。

この助成金は、婦人防火クラブ連合会に防災資機材の購入に充てるために申請をして採択されたものでございます。歳出のほうは、27ページの消防費のほうの防火防災訓練用資機材購入費というところ

ろで充てております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

そうすれば、震災関連でご寄附いただいたということで、非常に貴重なあれですが、予算的には半分が予算に盛っているようですが、私が聞いているのは学校図書購入費に充てることが可能かどうかというのは、震災関連づけしなければならないようなのですけれども、その辺について利用できるかどうか。というのは、先ほど申しましたように、ちょっと学校図書のほうも少しでも充実させたほうがいいかなということで、そのようなことをお聞きするわけです。

あと、三鉄のほうの協議会からの補助金、これは協議会というのは山田町もたしか入っていると思うので、加入している団体に補助をして、また加入している団体のほうで、今度はイベント用の予算を歳出で組むというのは、何か非常に面倒くさいようなのですが、その辺の手続は、協議会の予算はこのような形でこれからも使っていくわけですか。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古館 隆）

まず初めに、1点目の寄附金の関係でございます。寄附者のご意向は、震災の部分に対して図書購入していただきたいという、その意思を尊重しております。学校図書につきましては、また改めて違う財源等で手当てしたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

この三鉄のほうの協議会は、各市町から負担金で運営されておまして、利用促進にそれぞれ取り組んでいるところでございます。その中のメニューとして、各市町村で取り組むことに対しては、それぞれ5万円を限度に補助金があると。複数回でもいいということでしたので、2回実施をして、2回分の補助金をもらうということでございます。特に違和感はないというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。三鉄のほうは、違和感がないという、そういう判断でやっているようですので、そうすれば今後もイベント関係等出てくると思いますので、これらの補助金を有効に使いながら、大い



に三陸鉄道を強化していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

あと、図書購入についてはわかりました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

先ほどの山崎議員の質問につきまして、即答できず大変申しわけありませんでした。

歳出のほうでどこで出すかというところで、29ページ、中学校費の教育振興費の中の謝金という中で、報償金の中で、ここから支払っていくということです。大変時間いただきました。失礼しました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

歳入全款の質疑を終わります。

歳出全款の質疑を許します。ありませんか。8番。

○8番関 清貴議員

私からは、最初に19ページの衛生費の保健衛生総務費ですが、自殺対策計画策定委員報酬、これは今回補正で新たに出たように思うのですが、もしそれが初めてであれば、これは何人予定して、何回の開催を予定しているのか教えてください。

あと、23ページの商工費ですが、金型技術者育成補助金6万3,000円とありますが、これはどこに対して補助金を交付するものなのか教えてください。

あと、28ページの10款の教育費の学校管理費の工事請負費ですが、南小学校フェンス改修工事とありますが、これの工期を、今の時点で計画している工期を教えてください。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（野口 伸）

私のほうからは、自殺対策計画についてお答えいたします。

今回報酬のほう予算計上いたしました。これまでは実務者レベルでの策定を考えていたわけなのですが、やはりそのレベルだと範囲が狭いと。いろんな分野のかかわりが出てくるので、改めて策定委員会をつくるというふうに判断して、今回予算計上をしております。人数的には、予算計上しているのは15人分の報酬ということになります。それ以外にも公的機関から委員をお願いするということ

にしておりますので、人数的には20人ぐらいになる予定でございます。

以上です。

(「何回」と呼ぶ者あり)

○健康子ども課長 (野口 伸)

回数については、2回を予定しております。

○議長 (昆 暉雄)

教育次長。

○教育次長 (箱山智美)

南小学校のフェンス改修工事の工期については、おおよそ1カ月ぐらいのところを進めていきたいということで、今進めておるところです。

以上です。

○議長 (昆 暉雄)

水産商工課長。

○水産商工課長 (武藤嘉宜)

私から、2つ目の金型技術者の補助金になります。こちらにつきましては、県立宮古高等技術専門校に対しまして、入校いたしました方に対する補助となります。

○議長 (昆 暉雄)

8番。

○8番 関 清貴議員

今質問したのはわかりましたので、先ほど聞き忘れたのをお聞きいたします。

27ページの土木費の住宅管理費ですが、今回エレベーター等の保守点検業務委託料等があるのですが、これはいつもこの時期に補正予算で対応するのか、それとも当初予算で対応するのかという確認をいたしたいと思います。

そして、これら町営住宅等の費用について、一般財源でみんな見っていますが、特定財源みたいなのは入ってこないのかどうか、その辺も確認したいです。

以上です。

○議長 (昆 暉雄)

建築住宅課長。

○建築住宅課長 (芳賀道行)

エレベーター保守点検業務委託料についてであります。年度当初は指定管理業務がスタートすることを想定して、上半期分のみ計上としていたものであります。まだ指定管理業務に移行していないということから、下半期分について今回計上させていただいたということになります。

それから、財源ということになりますが、住宅の使用料を財源とするものと、あとは足りない部分

については一般財源を充当するということでもあります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

そうすれば、まず当初指定管理者を考えていたが、指定管理者にならなかったのも、今回の補正で対応したというふうに今聞き取れましたが、そうすれば来年度からは当初予算で指定管理者の予算枠のほうに入るということでよろしいかどうか、その辺確認したいと思います。

また、特定財源かどうかというのは、特定財源で間に合わない場合、一般財源を入れると。何かその辺の負担の区分が非常に曖昧に聞こえたのですけれども、そういうルールというのはないのですか。例えば家賃収入で上がってきたのを特定財源としてこれに全て充当するとか、そのようなのをルールがなく特定財源だけで足りなかったのを一般財源でやったら、その年度年度によって一般財源の負担の金額が違ってきて、大丈夫なのですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

エレベーター保守点検委託料につきましては、新年度からは指定管理業務の委託料に含まれるということでもあります。

それから、財源充当の話ということではありますが、住宅の使用料につきましては住宅費の全般につきまして財源充当をします。ただし、歳出のほうで住宅費が使用料で賄えない部分につきましては、一般財源で充当します。充当するといいますか、一般財源で対応するということでもあります。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。4番。

○4番黒沢一成議員

2点お伺いします。

1つ目が21ページ、農林水産業費の林業振興費の中のきのこ原木等処理委託料について説明をお願いします。

あと1つが23ページ、観光費の中の委託料、工事請負費のところ船越地区案内板の調査委託料と改修工事費とあるのですけれども、この内容について説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

私からは、キノコ原木処理事業について説明いたします。

この原木処理事業といいますのは、出荷制限解除者が対象になりまして、原木段階で50ベクレル、ほだ木段階で50ベクレル、乾燥シイタケ段階で100ベクレルをそれぞれその段階ごとに検査しまして、基準値以上になったものについては出荷できないということがございまして、今回原木レベルで六十数ベクレル出たということで、この原木を処理するための費用になっているところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

私から、2つ目になります。まず、調査委託料でございしますが、こちらにつきましては15節で計上しております案内看板の修繕に対しまして、看板の肉厚調査ですとか強度の検査をする委託料でございします。

それから、15節につきましては、船越の国道筋にございます看板の工事につきまして計上したものでございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。マイクを使ってください。

○4番黒沢一成議員

原木の処理のほうですけれども、ということは福島の影響がまだ残っているということかと思うのですけれども、この原木の処理分というのは、伐採したのが当時というか震災後間もないころのものが今この形で処理されているのか、それとも最近になって原木としたものもまだ影響が残っているのかについて、わかればお願いします。

案内板のほうですけれども、これは鯨館に入るところの信号の部分ということですか。震災後、そのままであったものを直すということで、それはいいのですけれども、まだ船越の旅行村の鯨館というか、沼の周辺のあたり、あそこらはまだ、県の事業ですけれども、そのままの復旧しない状態になっているわけですけれども、あそこが復旧した場合には、それ用の表示がまた出てくる可能性もあるのですけれども、そのときはまた新たな表示を追加するという形で、そのスペースも残しておく形になるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

原木の時期ということでございますが、シイタケ栽培する場合に、原木を切ってある程度乾燥させてから種こまをつけるのですが、種こまをつけるのは最近、この春だというふうに聞いております。ただ、原木を切った時期が、どのぐらい乾燥させていたかというのはちょっとわかりませんが、最近作業をした木ということで認識しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

2つ目です。議員おっしゃられるとおり、一部まだ復旧等が行われていない部分もございます。その部分のスペースをあけるか、あるいは復旧、復興がされるということは県との話では進めておりますので、最初につけるかと。これは後からつけると、また工事費がということになりますので、その辺は検討して進めていこうとは思っております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

原木のほうですけれども、この処理費については歳入のほうにも入っていたのですけれども、放射能の影響である場合には町の負担がない状態で処理できるのか。今後についてもですけれども。それでも町の負担が出てくるのかだけお願いします。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

歳入の9ページ、一番下にあります農林水産業費補助金、全額県補助で賄っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

私から1件だけお聞きします。

22ページの水産業費の漁集の強化学業の償還金ですけれども、防集事業の補助金の返還金があるのですけれども、これについては漁集事業でやっているのですが、前にも返還したような記憶があるのですけれども、トータル的に言って大体幾らぐらい、何%分で幾らぐらい返還になるのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

ただいまの質問でございます。こちらにつきましては、復興交付金での漁業集落の整備事業となります。こちらでは、大浦と大沢につきまして、それぞれ住宅団地の整備をしたものにつきまして、財産の処分が、財産の処分といいますと分譲ということになりますけれども、そちらでの財産処分があ

った場合に補助金を返還するというので、これは農林水産業の要綱のほうで決められておるもの  
でございます。それで、今議員おっしゃられたところでいきますと、全体でございますが、大浦のほう  
の高台住宅が8区画となっております。それから、大沢が59区画で、全体で67区画でございます。今  
ご質問にありました前回平成28年度に返還をしてございますが、こちらは47戸分につきまして返還を  
してございます。そのときに75%が復興交付金の補助となりますので、75%を返還してございますが、  
平成28年度で1億3,800万円ほど返還してございます。今回につきましては、18戸分、大沢のほうの区  
画の分譲分の18戸分になりますが、こちらにつきまして75%相当分を返還するというので、今回計  
上してある額となります。差し引きまして、現在空き区画として2区画が残っているという状況で  
ございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。ということは、あと2区画分払えば漁集分は終わるということですね。そうであ  
れば、同じく防集事業にします。防集事業の清算業務はどういう計画になっているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

防集の高台宅地は、山田、織笠、船越となりますが、防集のほうの考え方、システムは、高台団地  
の造成費がでございます。その造成費を使って造成をした土地を売った場合は、その造成費に充てると  
いうことになってございまして、現時点では補助金の額が膨大になっているものですから返還は生じ  
ておりませんが、土地を売った分、少なく交付されているという状況でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。防集事業では返還が出ないという、確認でよろしいですね。わかりました。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

24ページの8款、道路新設改良工事の豊間根地区のやつの委託料の増額は、当初委託内容とどこが  
変わっているのか。委託の中で全体的な部分でちょっと変わって、要するにもう最初からルートを決  
めてやっているのかどうなのか確認したいです。

あと、27ページの教育費の時間外勤務手当の増、どういうものでこういう補正までとるような時間  
外になったのか、その辺の内容を教えてください。

あと、31ページ、白山コミュニティセンターの敷地舗装、これは県道のための補償工事であそこに移したやつではなかったのか、新たに舗装しなければならない金額が発生したのかどうなのか。

あと、その下の11款の災害なのですけれども、これは当初から新たに災害をとったのかどうなのか確認。

○議長（昆 暉雄）

順序不順でもいいですから、教えてください。建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

私からは、豊間根排水路の委託料の件と、それから4点目の災害復旧工事費の件についてお答えをいたします。

豊間根排水路のこの修正委託料ですけれども、住民説明会ことしの1月に実施して、2回目の住民説明会を実施して、それ以降の例えば国道横断分のルートが出てきたりとか、そういう部分があります。そういったところの修正分が出てきたということで、今回の修正分の増額ということになります。

それから、災害復旧費、工事費の部分については、3月の大雨による準用河川田名部川の災害復旧工事に係るものでございます。5月に査定を受けておりますけれども、まず工事費を今回計上したというものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

私のほうからは、27ページ、教育費、事務局費の時間外勤務手当の増についてでございます。この手当の増につきましては、現在行っております学校統廃合の懇談会、あるいはそれらに係る業務の増による時間外勤務がふえたということによるものでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

私のほうからは、31ページ、コミュニティ対策費、工事請負費、白山コミュニティセンターの敷地舗装についてお答えいたします。

白山コミュニティセンター、4月1日から利用が始まったわけですが、工事は前年度の工事になりますが、敷地の東側のほうに消防の水槽、40トンの防火水槽が今年度入る予定で、それに合わせて敷地の舗装、駐車場の関係、整備する予定でしたけれども、防火水槽のほうは別の場所に移ったということで、それにかかわる敷地の舗装、駐車場の部分を今回やるというふうなことで予算計上したものです。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

最初の豊間根の排水路の委託の補正なのですが、当初の委託の業務内容というのは、多分全体的にはかってどうしたらいいですかというところまでしか最初やっていないはずなのです、普通。それが懇談会でルートが変わったから、それをさらに補正で計上するという、委託費を上げるというのは、俺はおかしいのではないかなと思う。委託というのは、全体的な中で検討用地まで入っているのです、多分。ルートを決定して、こういうような格好で設計やってくださいということでは出してないはずなのです。どうなるかわからないから、全体をはかって、こういう形の中のルートだとか、こういう形のルートでやったほうがいいよというような内容のもので、自分たちが審査して改めてオーケー出すやつだから。ということは、懇談会まで考えた形の中の設計内容にしなければならないわけです。それを懇談会でルートが変わったから、またさらに委託料を上げるというのはおかしいのではないかなと思うのですが、どうなのでしょう。

あと、コミュニティセンターのあれはわかったのですが、補償工事の中では舗装というのは入ってなかったのですか。

あとは、災害の部分なのですが、災害は3月のあれで新たにとった場所なのですが、ことし中に工事をやるということで補正上げたのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

それでは、私から豊間根の排水路の委託料の部分でございます。確かに議員おっしゃるとおり、まず当初予算の段階で委託料計上していたわけですが、その後説明会、1月の説明会を経て、国道横断を含む部分が出てきたわけですが、流域の面積も変わったりしたことで、費用がふえてきたということでございます。

それから、災害復旧工事の件ですが、工事については今年度を実施できるように、そういう予定しております。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

白山コミュニティセンターの舗装の関係でございますが、昨年コミュニティセンターに着工する時点では、消防のほうの防火水槽がどのような格好で入るかというのがまだ詳細が決まっておらなかったもので、いずれ30年度、今年度の……



（「そういう意味じゃない。補償工事の中では舗装は入って  
なかったかということ」と呼ぶ者あり）

○生涯学習課長（中屋佳信）

入ってございません。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（中村光宏）

白山コミュニティの関係ですけれども、防火水槽の件でございますので、私のほうから追加のご説明をさせていただきます。

（「それはどうでもいいんだ、俺。そういう意味でない、俺言っ  
ているの。要するに……」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

立って言ってください。

○7 番尾形英明議員

いいですか。1 間に……

○議長（昆 暉雄）

わかりましたから。

○7 番尾形英明議員

私が聞いているのは、県道が通るためにコミュニティセンターを移動しなければならなかったでしょう。あれは補償なわけだ、県道をつくるための。そのときは、舗装は計上になっていなかったのかということ。あっちのセンターの前は、多分舗装になっていなかったと思うのだけれども、要するに新しくなるのに必要なところまで補償するはずなのだけれども、それが当初補償の中に入っていなかったかというのを聞いている。入っていないのであれば、それはそれで仕方がないのだけれども。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

私のほうから答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、白山コミュニティは道路をつくるために用地が当たりまして、補償費を町のほうでいただいたものでございます。その補償費の内容は、土地代と建物代と、この2つでございます。

○議長（昆 暉雄）

7 番。今回で終わりですよ。

○7 番尾形英明議員

それで、最初の豊間根の委託なのですけれども、流域面積が変わったわけではないでしょう。流れる面積は、ここからここまでの水を処理するのだよということなわけだから、そのルートはどこにするかという形から始まっているわけだから、国道横断だとか何かになるかどうかということも含めて検討の余地の中に入っているはずなのだ。だから、コンサルタントというのははかるだけではなくて、道具はかかっているわけでないから、委託料というのは人件費だけの問題なのだから、それが何でこのぐらいふえるかということ。流域面積変わっていないのだから。計画がちょっと変わっただけの中であって、何もこんな金額になる可能性はないと思うのだ。その辺、内容を説明してください。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前10時50分休憩

午前11時04分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

7番議員に対する答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

先ほどの豊間根排水路の件についてお答えをいたします。

まず、ルートの件でございますけれども、流域がふえるという部分でございますが、住民説明会の際の要望を受けて、豊間根中学校から東側、津軽石川の間を、約5ヘクタールを流域として追加したという部分でございます。

それから、追加ルートの部分でございますが、追加ルートとすれば堂ヶ鼻2号線から津軽石川、国道横断の部分、これが追加のルートということになっております。それと、町道石峠線から国道間の部分が追加になっております。

費用がふえている部分では、この国道横断に係る部分の費用が大きいということでございます。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

歳出全款の質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第91号 平成30年度山田町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第2、議案第92号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（川守田正人）

議案第92号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,746万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億953万7,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により主なものについて順にご説明いたします。5ページをごらんください。歳入であります。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税784万9,000円の増額、2目退職被保険者等国民健康保険税53万4,000円の減額は、平成30年度の本算定の結果によるものであります。

7款1項1目繰越金7,015万円の増額は、前年度からの繰越金によるものです。

7ページをごらんください。歳出であります。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費6,854万1,000円の増額は、円滑な予算執行を図るため、繰越金などを財源として増額するものであります。

8ページをごらんください。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分2,296万2,000円の増額、2目退職被保険者等医療給付費分19万5,000円の増額、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分890万1,000円の減額、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分7万4,000円の減額、3項1目介護納付金分625万1,000円の減額は、国民健康保険事業費納付金の負担額が確定したことによるものであります。

9ページをごらんください。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、4目その他償還金99万3,000円の増額は、前年度事業費の確定によるもので、退職者医療給付費等交付金に係る返還金の増によるものであります。

最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,746万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億953万7,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第92号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

日程第3、議案第93号 平成30年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

議案第93号 平成30年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,246万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億7,567万2,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により主なものを順にご説明申し上げます。5ページをごらんください。歳入であります。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金971万9,000円の減額は、介護給付費負担金の交付額の決定によるものであります。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金227万9,000円の増額は、平成29年度介護給付費交

付金の精算による追加交付によるものであります。

6ページをごらんください。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金873万3,000円の減額は、介護給付費負担金の交付額の決定によるものであります。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金647万7,000円の減額は、介護給付費負担金の交付決定に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

7ページをごらんください。7款1項1目繰越金6,405万8,000円の増額は、前年度からの繰越金によるものであります。

次に、歳出であります。9ページをごらんください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費1,600万円の増額は、施設介護サービス給付費などの見込み額の増減によるものであります。

同じく3項1目その他諸費886万9,000円の増額は、特定入所者介護サービス費の見込みの増によるものであります。

10ページをごらんください。5款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、4目認知症総合支援事業費271万7,000円の減額は、認知症地域支援推進員報酬の減によるものであります。

11ページをごらんください。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目還付金及び返還金1,491万3,000円の増額は、前年度事業の精算による国庫負担金などの返還金によるものであります。

最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,246万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億7,567万2,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。6番。

○6番木村洋子議員

歳出の部分ですけれども、2款1目19節のところの居宅介護サービス給付費と地域密着型介護サービス給付費が減っていますが、ここの理由の部分、内容をお願いします。

それと、5款4目……

○議長（昆 暉雄）

ページ数を言ってください。

○6番木村洋子議員

10ページです。5款3項4目の1節の報酬の部分なのですが、ここの認知症地域支援推進員の報酬が減っていますが、ここのところの説明をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

介護サービス給付費の件ですけれども、4月から6月の実績に基づきまして給付費の見直しを行っております。この結果、施設入所の給付費のほうがふえていますけれども、その他の地域密着型、それから居宅の分を減らしております。

2点目の認知症地域支援推進員の報酬の減ですけれども、今年度は認知症地域支援推進員ですけれども、今までは非常勤として雇っておりましたけれども、認知症の事業を強化するために、任期付職員を1名雇っております。そこで減となっております。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

以上で質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第93号 平成30年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

日程第4、議案第94号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

議案第94号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,222万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,211万5,000円としようとするものです。

歳入歳出予算の前に、第2表、債務負担行為の補正についてご説明いたします。5ページをごらん

ください。企業会計移行支援・公営企業会計システム導入事業の公営企業会計移行事業委託について、平成32年4月までに公営企業会計に移行するため、期間を平成30年度から平成31年度まで、限度額を830万円として債務負担行為を設けるものです。

7ページの第3表、地方債補正については省略いたします。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げますので、9ページをごらんください。歳入です。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金610万9,000円の増額は、大浦処理場接触ばっ気槽ろ材交換等修繕工事に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものです。

4款1項1目繰越金341万4,000円の増額は、前年度からの繰越金の確定によるものです。

6款1項町債、2目公営企業会計移行事業債270万円の増額は、公営企業会計移行事業による会計システム導入の前倒しの増額によるものです。

11ページをごらんください。歳出です。1款1項経営経常費、1目総務費280万6,000円の増額は、公営企業会計移行事業委託料、システム導入を前倒しして行うため、委託料の増によるものです。

2目大浦排水処理区事業管理費935万8,000円の増額は、大浦処理場の接触ばっ気槽のろ材が閉塞したことにより、水質確保のためにろ材交換等の修繕工事が必要となったことにより増額するものです。

3目大沢排水処理区事業管理費5万9,000円の増額は、施設管理の委託料が増額になったことによる増です。

最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,222万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,211万5,000円としようとするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第94号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。



○議長（昆 暉雄）

日程第5、議案第95号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

議案第95号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,379万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,438万円としようとするものです。

歳入歳出予算の前に、第2表、債務負担行為についてご説明いたします。5ページをごらんください。企業会計移行支援・公営企業会計システム導入事業の公営企業会計移行事業委託について、平成32年4月までに公営企業会計に移行するため、期間を平成30年度から平成31年度まで、限度額を1,220万円として債務負担行為を設けるものです。

第3表の地方債の補正については、省略いたします。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げますので、9ページをごらんください。歳入です。2款1項国庫支出金、1目下水道費国庫補助金200万円の増額は、社会資本整備総合交付金の増に伴うものです。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金356万9,000円の減額は、前年度繰越金の減に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

4款1項1目繰越金436万2,000円の増額は、前年度からの繰越金の確定によるものです。

10ページをごらんください。6款1項町債、1目下水道事業債1,100万円の増額は、公営企業会計移行事業による会計システム導入の前倒し及び管渠詳細設計業務を前倒して行うための増額によるものです。

11ページをごらんください。歳出です。1款1項下水道管理費、1目一般管理費394万9,000円の増額は、公営企業会計移行事業委託料、システム導入を前倒しして行うため、13節委託料の増などによるものです。

2目事業管理費61万4,000円の増額は、汚泥引き抜き運搬等の増額などによるものです。

2款下水道事業費、1項下水道整備費、1目施設費923万円の増額は、次年度工事施工予定の山田処理区管渠詳細設計等業務委託の前倒しによる2,510万円の増、山田地区下水管渠布設工事費1,590万2,000円の減などによるものです。



12ページ、最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,379万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,438万円としようとするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第95号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第6、認定第1号 平成29年度山田町一般会計決算の認定について、日程第7、認定第2号 平成29年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第8、認定第3号 平成29年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第9、認定第4号 平成29年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第10、認定第5号 平成29年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）決算の認定について、日程第11、認定第6号 平成29年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定について、日程第12、認定第7号 平成29年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定について、日程第13、認定第8号 平成29年度山田町水道事業会計決算の認定について、以上8件を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（白土靖行）

認定第1号 平成29年度山田町一般会計決算の認定についてから認定第7号 平成29年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定についてまでをそれぞれご説明申し上げます。

歳入については、款及び項の収入済額、不納欠損額、収入未済額、そして合計額を、歳出について

は款の支出済額、翌年度繰越額及び合計額をそれぞれ100円単位を四捨五入し、1,000円単位で申し上げます。

それでは、認定第1号 平成29年度山田町一般会計決算の認定についてをご説明いたします。山田町歳入歳出決算書の6ページと7ページをごらんください。最初に、歳入です。1款町税の収入済額は12億4,761万4,000円、不納欠損額は255万円、収入未済額は9,635万円です。不納欠損額の人数は、延べ39人、件数は328件、収入未済額では延べ1,194人、7,464件となっています。町税の内訳は、1項町民税の収入済額は6億647万1,000円、不納欠損額は27万5,000円、収入未済額は5,437万5,000円です。不納欠損額の人数は7人、34件、収入未済額では586人、3,332件となっています。2項固定資産税の収入済額は4億5,584万9,000円、不納欠損額は225万8,000円、収入未済額は3,986万4,000円です。不納欠損額の人数は29人、290件、収入未済額では419人、3,756件となっています。3項軽自動車税の収入済額は4,692万1,000円、不納欠損額は1万7,000円、収入未済額は211万1,000円です。不納欠損額の人数は3人、件数は4件、収入未済額では189人、376件となっています。4項町たばこ税の収入済額は1億3,837万3,000円です。

2款地方譲与税の収入済額は6,009万3,000円、3款利子割交付金は173万9,000円、4款配当割交付金は249万7,000円、5款株式等譲渡所得割交付金は294万4,000円、6款地方消費税交付金は2億5,872万3,000円、7款自動車取得税交付金は1,051万5,000円、8款国有提供施設等所在市町村助成交付金は618万8,000円、9款地方特例交付金は484万8,000円、10款地方交付税は64億8,104万7,000円、11款交通安全対策特別交付金は103万5,000円、12款分担金及び負担金の収入済額は7,510万9,000円、収入未済額は277万4,000円です。収入未済額の内訳は、保育園保育料が273万7,000円で人数は12人、件数は404件、放課後児童クラブ利用料が3万7,000円で2人、9件となっています。13款使用料及び手数料の収入済額は9,408万8,000円、収入未済額は241万円です。収入未済額の内訳は、公営住宅等使用料が202万6,000円で24人、227件、幼稚園使用料が29万4,000円で3人、51件となっています。14款国庫支出金の収入済額は25億6,003万7,000円、15款県支出金は12億421万6,000円、16款財産収入は6億5,396万3,000円です。8ページと9ページをごらんください。17款寄附金の収入済額は1億878万円、18款繰入金は103億6,592万円、19款繰越金は55億5,020万9,000円、20款諸収入は2億1,211万8,000円、21款町債は15億6,033万8,000円です。最終行の歳入合計の収入済額は304億6,202万3,000円、不納欠損額は255万円、収入未済額は1億153万5,000円であります。

10ページと11ページをごらんください。歳出です。以下、支出済額及び翌年度繰越額を申し上げます。1款議会費の支出済額は8,667万8,000円、2款総務費は38億2,077万9,000円、翌年度繰越額1,225万3,000円、3款民生費は23億8,097万2,000円、4款衛生費は11億3,592万2,000円、5款労働費は74万6,000円、6款農林水産業費は10億1,430万2,000円、翌年度繰越額11億1,724万2,000円、7款商工費は2億6,243万6,000円、翌年度繰越額は1,096万3,000円、8款土木費は152億8,049万1,000円、翌年度繰越額71億1,621万8,000円、9款消防費は4億4,597万8,000円、10款教育費は7億3,900万円、翌年度繰

越額3,864万9,000円です。12ページと13ページをごらんください。11款災害復旧費の支出済額は13億1,106万3,000円、翌年度繰越額は9億7,984万3,000円、12款公債費は7億7,718万8,000円、13款諸支出金及び14款予備費の支出はありません。最終行の歳出合計の支出済額は272億5,555万5,000円、翌年度繰越額92億7,516万8,000円で、歳入歳出差し引き残額は32億646万8,000円となります。

次に、認定第2号 平成29年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算についてです。218ページと219ページをごらんください。歳入です。1款国民健康保険税の収入済額は4億3,664万7,000円、不納欠損額は156万9,000円、収入未済額は1億5,268万9,000円です。不納欠損額の人数は12人、件数は152件、収入未済額では568人、7,183件です。最終行の歳入合計の収入済額は29億38万9,000円、不納欠損額は156万9,000円、収入未済額は1億5,268万9,000円です。次に、歳出です。220ページと221ページをごらんください。最終行の歳出合計の支出済額は28億3,013万8,000円で、歳入歳出差し引き残額は7,025万1,000円となります。

次に、認定第3号 平成29年度山田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてです。248ページと249ページをごらんください。歳入です。1款後期高齢者医療保険料の収入済額は9,929万6,000円、収入未済額は48万5,000円です。収入未済額的人数は28人、件数は101件です。最終行の歳入合計の収入済額は1億6,666万6,000円、収入未済額は48万5,000円です。次に、歳出です。250ページと251ページをごらんください。最終行の歳出合計の支出済額は1億6,638万1,000円で、歳入歳出差し引き残額は28万5,000円となります。

次に、認定第4号 平成29年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算についてです。264ページと265ページをごらんください。歳入です。1款保険料の収入済額は3億2,784万5,000円、不納欠損額は11万9,000円、収入未済額は710万2,000円です。不納欠損額的人数は3人、件数は20件、収入未済額では122人、781件です。最終行の歳入合計の収入済額は18億3,044万7,000円、不納欠損額は11万9,000円、収入未済額は712万5,000円です。次に、歳出です。266ページと267ページをごらんください。最終行の歳出合計の支出済額は17億6,638万8,000円で、歳入歳出差し引き残額は6,406万円となります。

次に、認定第5号 平成29年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算についてです。294ページと295ページをごらんください。歳入です。最終行の歳入合計の収入済額は353万3,000円です。次に、歳出です。296ページと297ページをごらんください。最終行の歳出合計の支出済額は330万円で、歳入歳出差し引き残額は23万3,000円となります。

次に、認定第6号 平成29年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算についてです。306ページと307ページをごらんください。歳入です。1款事業収入の収入済額は2,769万1,000円で、収入未済額は8万5,000円です。収入未済額的人数は11人、件数は23件です。最終行の歳入合計の収入済額は1億4,276万4,000円、収入未済額は8万5,000円です。次に、歳出です。308ページと309ページをごらんください。最終行の歳出合計の支出済額は1億3,933万9,000円で、歳入歳出差し引き残額は342万4,000円となります。

次に、認定第7号 平成29年度山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてです。320ページと321ページをごらんください。歳入です。1款事業収入の収入済額は4,383万円、収入未済額は33万1,000円です。収入未済額の人数は20人、件数は50件です。最終行の歳入合計の収入済額は3億6,291万2,000円、収入未済額は33万1,000円です。次に、歳出です。322ページと323ページをごらんください。最終行の歳出合計の支出済額は3億5,843万9,000円、翌年度繰越額は8,152万3,000円で、歳入歳出差し引き残額は447万3,000円となります。

以上が認定第1号から認定第7号までの決算の概要であります。なお、各会計の歳入歳出決算の具体的な内容につきましては、決算特別委員会の質疑においてそれぞれ担当からご説明いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

認定第8号 平成29年度山田町水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

平成29年度山田町水道事業会計決算書、1ページをお開きください。決算報告書について、収入支出とも款の決算額でご説明いたします。収益的収入及び支出についてであります。初めに、収入ですが、これは主に水道料の収入によるもので、第1款水道事業収益、決算額3億6,572万6,443円となっております。

続きまして、支出についてであります。これは、水道事業を行うための費用で、第1款水道事業費用、決算額3億908万9,031円となっております。

3ページをごらんください。資本的収入及び支出についてであります。初めに、収入についてであります。これは、施設等の改良に要する収入で、第1款資本的収入、決算額2億6,253万6,000円となっております。主なものは災害復旧事業等に係る補助金並びに震災特別交付税であります。

続きまして、支出についてであります。これは、施設等の改良に要する費用で、第1款資本的支出、決算額は4億4,419万190円となっております。一番下に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,165万4,190円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,588万2,482円並びに過年度分損益勘定留保資金1億5,577万1,708円で補填しております。

次のページからは財務諸表、決算附属書類などとなっております。5ページをお開きください。損益計算書でございます。下から4段目に記載のとおり、当年度純利益は4,970万1,283円となっております。

6ページから7ページは、剰余金計算書及び剰余金処分計算書です。当年度純利益4,970万1,283円を下を表、下から4行目から記載のとおり、減債積立金に250万円、利益積立金に1,000万円、建設改良積立金に3,720万1,283円を積み立てております。

8ページから9ページまでの貸借対照表は省略いたします。

10ページをお開きください。事業報告書です。1、概況、(1)、総括事項であります。平成29年度の水道事業は、安全で安心できる良質な水道水の安定供給に努めるとともに、東日本大震災で被災した水道施設の災害復旧事業を進めてまいりました。事業費では、事業収入が前年度と比べて172万8,000円の増収、事業費用は前年度と比べて2,700万5,000円の減額となり、当年度純利益は前年度より2,873万2,000円増の4,970万1,000円となりました。

アの施設の整備状況ですが、災害復旧事業の繰り越し事業として、山田町山田地区復興整備事業平成28年度業務委託、田の浜地区道路事業に伴う配水管整備その2工事など、施設改良事業として豊間根水源紫外線滅菌処理施設整備工事、柳沢区画整理事業に伴う配水管布設工事などを行いました。

イの利用の状況ですが、給水栓数は8,661栓で、前年度と比較して126栓の増、給水人口は1万4,926人で、前年度と比較して133人の減、年間有収水量は143万4,708立方メートル、前年度と比較して602立方メートルの増となりました。

15ページは、キャッシュフロー計算書、16ページからは収益費用明細書、19ページからは資本的収入支出明細書、21ページからは固定資産明細書、23ページからは企業債明細書を添付してございます。

以上、平成29年度山田町水道事業会計決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

間もなく昼食の時間になります。議案が終わるまで時間延長しますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

以上で説明が終わりました。

ここでお諮りします。日程第6、認定第1号から日程第13、認定第8号までは、山田町議会先例58により議長を除く議員全員による決算特別委員会を設置し、付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの決算は、決算特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、山田町議会委員会条例第7条第1項の規定により、9月11日火曜日午前10時より山田町中央コミュニティセンターにおいて委員会を開催します。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第14、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務課長。

○会計管理者兼税務課長（白土靖行）

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、その提案理由についてご説明いたします。

地方税法第423条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定するため、市町村に固定資産評価審査委員会を設置し、その委員については議会の同意を得て選任することとなっております。今回3名の委員のうち鈴木正通氏が平成30年9月26日をもって任期満了となることにあわせ、ご本人より委員の仕事を今限りとして扱ってほしい旨の申し出がありました。つきましては、その後任として、新たに阿部秀一氏の選任をお願いしたく提案するものです。

次のページの資料、略歴書により主な経歴をご紹介します。氏名、阿部秀一。生年月日、昭和30年3月2日生まれ、現在63歳であります。住所、岩手県下閉伊郡山田町長崎二丁目1番22号。最終学歴、岩手県立釜石工業高等学校卒業。主たる経歴、山田町役場建設課長。現在は無職であります。

なお、委員の任期は3年と定められております。

よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

なお、討論は山田町議会先例65により省略します。

これより同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを無記名投票により採決します。

議場の閉鎖をします。

（職員により議場閉鎖）

○議長（昆 暉雄）

ただいまの議長を除く出席議員は12名であります。

ここでお諮りします。山田町議会会議規則第29条第2項の規定により、立会人に9番阿部吉衛君、10番坂本正君、11番菊地光明君を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、立会人に9番阿部吉衛君、10番坂本正君、11番菊地光明君を指名します。

投票用紙を配付します。

(職員により投票用紙配付)

○議長 (昆 暉雄)

念のため申し上げます。山田町議会会議規則第77条の規定により、本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票、すなわち白票及び賛否が明らかでない投票は、山田町議会会議規則第77条の2により否とすることになっております。

投票用紙の配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(職員が投票箱を掲げ、議長並びに議員が確認)

○議長 (昆 暉雄)

異状なしと認めます。

これより投票を行います。投票は、議長席に向かって右のほうから登壇の上投票し、左のほうから自席に戻っていただきます。

職員の点呼に応じて、順次投票願います。事務局長、点呼。

○議会事務局長 (福土雅子)

1 番阿部幸一議員、3 番佐藤克典議員、4 番黒沢一成議員、5 番田老賢也議員、6 番木村洋子議員、7 番尾形英明議員、8 番関清貴議員、9 番阿部吉衛議員、10番坂本正義議員、11番菊地光明議員、12番山崎泰昌議員、13番吉川淑子議員。

(事務局長の点呼により投票)

○議長 (昆 暉雄)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。9 番阿部吉衛君、10番坂本正君、11番菊地光明君の立ち会いを願います。開票してください。

(職員が開票事務を行い、立会人が確認)

○議長 (昆 暉雄)

開票の結果を報告します。

投票総数12票、賛成12票、反対ゼロ。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意されました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

(職員により議場開鎖)



○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議は決算特別委員会の審議が終了するまで休会とします。

本日はこれをもって散会します。

午後 零時07分散会



平成30年第3回山田町議会定例会会議録（第8日）						
招 集 告 示 日	平成30年 8月31日					
招 集 年 月 日	平成30年 9月 5日					
招 集 場 所	山田町役場5階議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成30年 9月12日午後 1時30分			議 長	昆 暉雄
	閉 会	平成30年 9月12日午後 1時40分			議 長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員  出席 13名 欠席 0名 欠員 1名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	阿 部 幸 一	○	8	関 清 貴	○
	2			9	阿 部 吉 衛	○
	3	佐 藤 克 典	○	10	坂 本 正	○
	4	黒 沢 一 成	○	11	菊 地 光 明	○
	5	田 老 賢 也	○	12	山 崎 泰 昌	○
	6	木 村 洋 子	○	13	吉 川 淑 子	○
	7	尾 形 英 明	○	14	昆 暉 雄	○
会 議 録 署 名 議 員	6番 木村洋子		7番 尾形英明		8番 関 清 貴	
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	福 士 雅 子		書 記	齋 藤 絢 介	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名  凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	長寿福祉課長	菊 池 ひろみ	○
	副 町 長	甲斐谷 義 昭	○	健康子ども課長	野 口 伸	○
	副 町 長	吉 田 雅 之	○	建設課長	昆 健 祐	○
	技 監	香 木 和 義	○	建築住宅課長	芳 賀 道 行	○
	総務課長	佐々木 真 悟	○	建築住宅課主幹	佐々木 政 勝	○
	総務課主幹	倉 本 收 郎	○	上下水道課長	後 藤 清 悦	○
	財政課長	古 舘 隆	○	消防防災課長	中 村 光 宏	○
	復興企画課長	甲斐谷 芳 一	○	教育長	佐々木 茂 人	○
	会計管理者兼 税 務 課 長	白 土 靖 行	○	教育次長	箱 山 智 美	○
	農林課長	川 口 徹 也	○	生涯学習課長	中 屋 佳 信	○
	水産商工課長	武 藤 嘉 宜	○			
	町民課長	川守田 正 人	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					



平成30年第3回山田町議会定例会議事日程

(第8日)

平成30年 9月12日(水) 午後1時30分開議

- 日 程 第 1 認定第1号 平成29年度山田町一般会計決算の認定について
- 日 程 第 2 認定第2号 平成29年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定について
- 日 程 第 3 認定第3号 平成29年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日 程 第 4 認定第4号 平成29年度山田町介護保険特別会計(事業勘定)決算の認定について
- 日 程 第 5 認定第5号 平成29年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定)決算の認定について
- 日 程 第 6 認定第6号 平成29年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定について
- 日 程 第 7 認定第7号 平成29年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日 程 第 8 認定第8号 平成29年度山田町水道事業会計決算の認定について
- 追加日程第 1 常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について



平成30年 9月12日

平成30年第3回山田町議会定例会会議録

午後1時30分開議

(議事日程等別紙)

午後 1時30分開議

○

○議長(昆 暉雄)

決算特別委員会の審議が終了しましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

○

○議長(昆 暉雄)

ここで日程の変更についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、追加日程として常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてが提出されましたので、その日程のとおり変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第1、認定第1号 平成29年度山田町一般会計決算の認定について、日程第2、認定第2号 平成29年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定について、日程第3、認定第3号 平成29年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第4、認定第4号 平成29年度山田町介護保険特別会計(事業勘定)決算の認定について、日程第5、認定第5号 平成29年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定)決算の認定について、日程第6、認定第6号 平成29年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定について、日程第7、認定第7号 平成29年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定について、日程第8、認定第8号 平成29年度山田町水道事業会計決算の認定について、以上8件は議長を除く議員全員による決算特別委員会で審議したものでございますので、委員長報告及び質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

それでは、委員長報告、質疑を省略し、これより進めてまいります。

日程第1、認定第1号 平成29年度山田町一般会計決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから認定第1号 平成29年度山田町一般会計決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

日程第2、認定第2号 平成29年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから認定第2号 平成29年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

日程第3、認定第3号 平成29年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから認定第3号 平成29年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

日程第4、認定第4号 平成29年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより認定第4号 平成29年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

日程第5、認定第5号 平成29年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより認定第5号 平成29年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

日程第6、認定第6号 平成29年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより認定第6号 平成29年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定についてを採決

します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

日程第7、認定第7号 平成29年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより認定第7号 平成29年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

日程第8、認定第8号 平成29年度山田町水道事業会計決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより認定第8号 平成29年度山田町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

○

○議長(昆 暉雄)

追加日程第1、常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを議題とします。

申出書朗読。

○議会事務局長(福土雅子)



平成30年9月12日、山田町議会議長、昆暉雄様。総務教育常任委員会委員長、山崎泰昌。  
常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

1、事件、震災伝承について、復興後の財政について、公共交通について、固定資産について、国民健康保険について、消防施設と救急現場の現状について、学校給食について、生涯学習活動の成果と現状について、公共施設の管理運営について。

2、理由、本委員会の所管事務について、閉会中もなお調査が必要なため。

平成30年9月12日、山田町議会議長、昆暉雄様。産業建設民生常任委員会委員長、尾形英明。  
常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

1、事件、平成30年度の実施事業の概要と実施状況について。

2、理由、本委員会の所管事務について、閉会中もなお調査が必要なため。

○議長（昆 暉雄）

本案は、山田町議会会議規則第69条の規定により、各常任委員長からお手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

ここでお諮りします。各常任委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で平成30年第3回山田町議会定例会の全てが終了しました。

これをもって閉会いたします。

午後 1時40分閉会